

2

保健医療

(1) 医療保険

医療保険制度

概要

医療保険制度の概要

(平成30年6月時点)

制度名		保険者 (平成29年3月末)	加入者数 (平成29年3月末) [本人] 家族 千人	保険給付				財源		
				医療給付				現金給付	保険料率	国庫負担・ 補助
				一部負担	高額療養費制度、 高額医療・介護合算制度	入院時食事 療養費	入院時生活 療養費			
健 康 保 険	一般被用 者	協会 けんぽ 全国健康 保険協会	38,071 [22,428] 15,643	義務教育就学後から 70歳未満 3割	<p>(高額療養費制度) -自己負担限度額 (70歳未満の者) (年収約1,160万円～) 252,600円+〔医療費842,000円〕×1% (年収約770～約1,160万円) 167,400円+〔医療費558,000円〕×1% (年収約370～約770万円) 80,100円+〔医療費267,000円〕×1% (～年収約370万円) 57,600円 (住民税非課税) 35,400円</p> <p>(70歳以上75歳未満の者) (現役並み所得者) 80,100円+〔医療費267,000円〕×1%、 外来(個人ごと) 57,600円 (一般) 57,600円、 外来(個人ごと) 14,000円 (年収144,000円) (住民税非課税世帯) 24,600円、外來(個人ごと) 8,000円 (住民税非課税世帯のうち特に所得の低い者) 15,000円、外來(個人ごと) 8,000円</p> <p>・世帯合算基準額 70歳未満の者については、同一月における21,000円以上の負担が複数の場合は、これを合算して支給</p> <p>多數該当の負担軽減 12月間に3回以上該当の場合の4回目からの自己負担限度額 (70歳未満の者) (年収約1,160万円～) 140,100円 (年収約770～約1,160万円) 93,000円 (年収約370～約770万円) 44,400円 (～年収約370万円) 44,400円 (住民税非課税) 24,600円</p> <p>(70歳以上の現役並み所得者・一般所得者) 44,400円</p> <p>・長期高額医療患者の負担軽減 血友病、人工透析を行う慢性腎不全の患者等の自己負担限度額10,000円 (ただし、年収約770万円超の区分で人工透析を行う70歳未満の患者の自己負担限度額20,000円)</p> <p>(高額医療・高額介護合算制度) 1年間(毎年8月～翌年7月)の医療保険と介護保険における自己負担の合算額が著しく高額になる場合に、負担を軽減する仕組み、自己負担限度額は、所得と年齢に応じきめ細かく設定。</p>	<p>(食事療養標準負担額) -住民税課税世帯 1食につき 460円 +1日につき 460円 -住民税非課税世帯 90日目まで 1食につき 210円 91日目から 1食につき 160円 +1日につき 210円 -住民税非課税世帯 1食につき 160円 +1日につき 370円 -特に所得の低い住民税非課税世帯 1食につき 100円 +1日につき 130円 +1日につき 370円 ※療養病床に入院する65歳以上の方を対象 ※難病等の入院医療の必要性の高い患者の負担は求めない 世帯毎に応益割(定額)と応能割(負担能力に応じて)を賦課 ・出産育児一時金 ・葬祭費 保険者によって賦課算定方式は多少異なる</p>	<p>・傷病手当金 ・出産育児一時金 等 10.00% (全国平均)</p> <p>同上 (附加給付あり) 各健康保険組合によつて異なる 定額(予算補助)</p> <p>・傷病手当金 ・出産育児一時金 等 1級日額 390円 11級 3,230円 給付費等の 16.4%</p> <p>同上 9.60% (疾病保険料率) 定額</p> <p>同上 一 同上 (附加給付あり) 一 一 なし</p> <p>給付費等の 41% 給付費等の 35.9～47.3%</p> <p>なし</p>			
	各種共 済	健康保険法 第3条第2項 被保険者	全国健康 保険協会							
		船員保 険	全国健康 保険協会							
		国家公務員	20共済組合							
	地方公務員等	64共済組合	8,697 [4,514] 4,184							
		私学教職員	1 事業団							
国民 健 康 保 険	農業者 自営業者等	市町村 1,716	32,940							
		国保組合 163	30,126							
	被用者保 険の退職者	市町村 1,716	2,814							
		[運営主体]	16,778							
		後期高齢者医療制度	後期高齢者 医療広域連合 47	1割 (現役並み所得者3割)						

(注) 1. 後期高齢者医療制度の被保険者は、75歳以上の者及び65歳以上75歳未満の者で一定の障害にある旨の広域連合の認定を受けた者。

- 現役並み所得者は、住民税課税所得145万円（月収28万円以上）以上または世帯に属する70～74歳の被保険者の基礎控除後の総所得金額等の合計額が210万円以上の者。ただし、収入が高齢者複数世帯で520万円未満若しくは高齢者単身世帯で383万円未満の者、及び旧ただし書所得の合計額が210万円以下の者は除く。特に所得の低い住民税非課税世帯とは、年金収入80万円以下の者等。
- 国保組合の定率国庫補助については、健保の適用除外承認を受けて、平成9年9月1日以降新規に加入する者及びその家族については協会けんぽ並とする。
- 加入者数は四捨五入により、合計と内訳の和とが一致しない場合がある。
- 船員保険の保険料率は、被保険者保険料負担軽減措置（0.50%）による控除後の率。

2

保健
医療

詳細資料① 高額療養費制度の概要

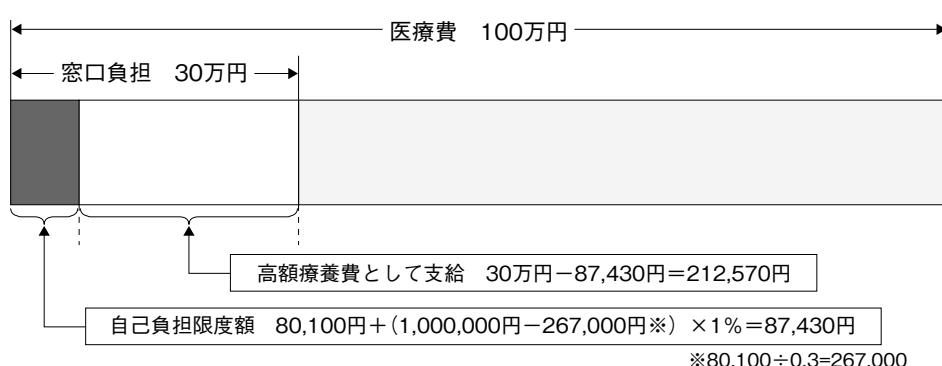
○高額療養費制度は、家計に対する医療費の自己負担が過重なものとならないよう、医療機関の窓口において医療費の自己負担を支払っていただいた後、月ごとの自己負担限度額を超える部分について、事後的に保険者から償還払い（※）される制度。

（※1）入院の場合、医療機関の窓口での支払いを自己負担限度額までにとどめる現物給付化の仕組みを導入

（※2）外来でも、平成24年4月から、同一医療機関で自己負担限度額を超える場合に現物給付化を導入

○自己負担限度額は、被保険者の所得に応じて設定される。

（例）70歳未満・年収約370万円～約770万円の場合（3割負担）

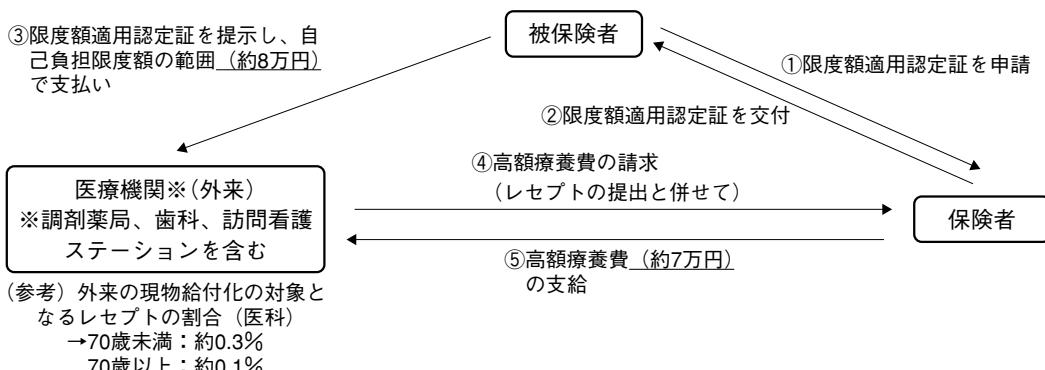


（注）同一の医療機関における一部負担金では限度額を超えない場合であっても、同じ月の複数の医療機関における一部負担金（70歳未満の場合は2万1千円以上であることが必要）を合算することができる。この合算額が限度額を超れば、高額療養費の支給対象となる。

詳細資料② 外来診療の現物給付化への対応について

○高額な薬剤費等がかかる患者の負担を軽減するため、従来の入院診療に加え、外来診療についても、同一医療機関での同一月の窓口負担が自己負担限度額を超える場合は、患者が高額療養費を事後に申請して受給する手続きに代えて、保険者から医療機関に支給することで、窓口での支払いを自己負担限度額までにとどめる取扱い（現物給付化）を導入（平成24年4月施行）。

医療費50万円（3割負担）、年収約370万円～約770万円、70歳未満の場合



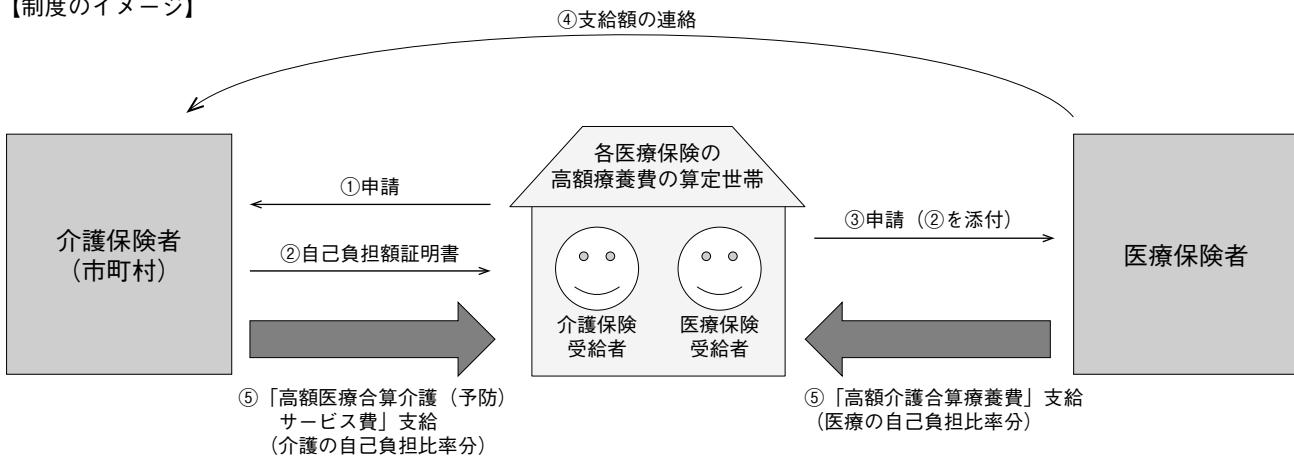
現物給付化の基本的な仕組み

- ① 被保険者等から保険者に対して、限度額適用認定証の交付を申請。（入院の場合と同様の取扱い）
- ② 保険者から被保険者に対して、世帯の所得区分に応じた限度額適用認定証を交付。（個人単位）
- ③ 被保険者は医療機関の窓口で限度額適用認定証を提示。医療機関はその被保険者等の自己負担額を個人単位で集計し、限度額を超える一部負担金等の徴収は行わない。
※1%加算分については、自己負担が限度額を超えた後も毎回自己負担が発生する。
- ④ 医療機関はレセプト請求時に併せて高額療養費分を保険者に請求。

詳細資料③ 高額介護合算療養費制度の概要

- 高額介護合算療養費制度とは、医療保険と介護保険における1年間（毎年8月1日～翌年7月31日）の医療保険と介護保険の自己負担の合算額が高額な場合に、自己負担を軽減する制度。
- ※介護においては、同様の制度を「高額医療合算介護（予防）サービス費」としている。
- ① 支給要件：医療保険上の世帯単位で、医療保険と介護保険の自己負担合算額が、各所得区分に設定された限度額を超えた場合に、当該合算額から限度額を超えた額が支給される。
- ② 限度額：被保険者の所得・年齢に応じて設定
- ③ 費用負担：医療保険者・介護保険者双方が、自己負担額の比率に応じて負担。

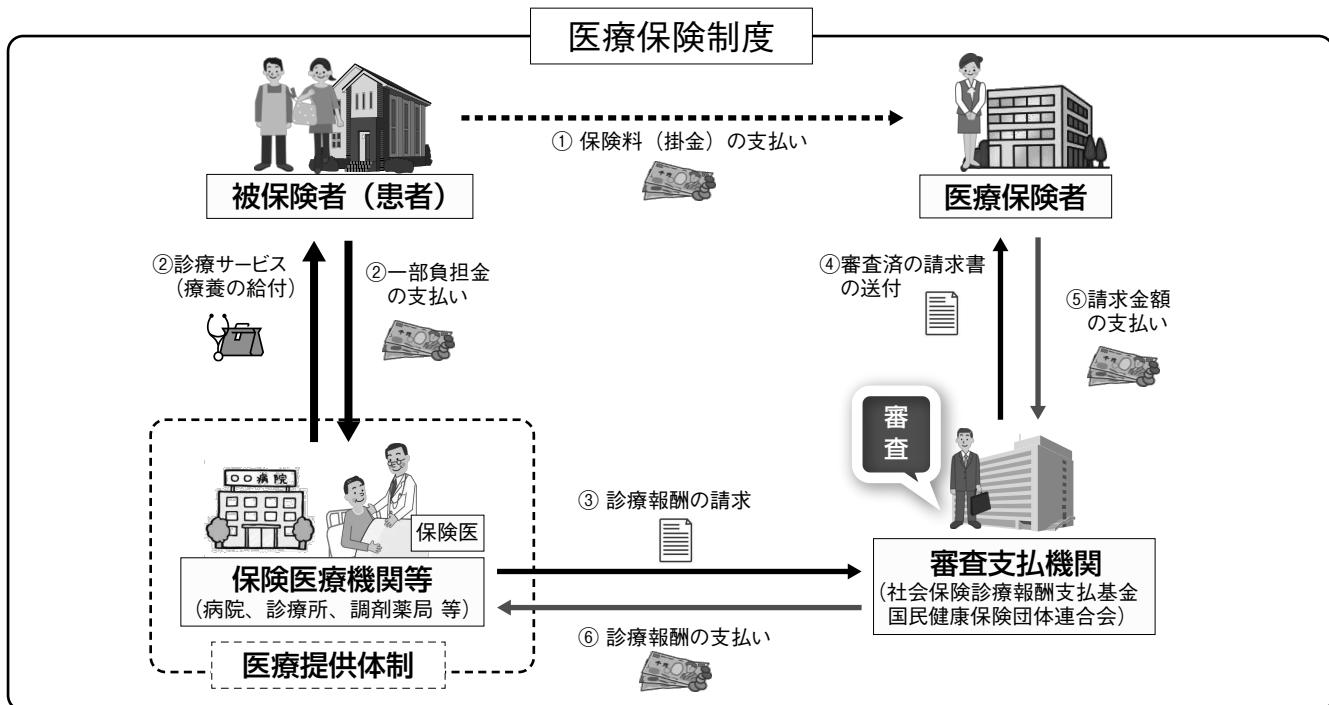
【制度のイメージ】



保険診療の仕組み

概要

保険診療の概念図



診療報酬は、まず医科、歯科、調剤報酬に分類される。

具体的な診療報酬は、原則として実施した医療行為ごとに、それぞれの項目に対応した点数が加えられ、1点の単価を10円として計算される（いわゆる「出来高払い制」）。例えば、盲腸で入院した場合、初診料、入院日数に応じた入院料、盲腸の手術代、検査料、薬剤料と加算され、保険医療機関は、その合計額から患者の一部負担分を差し引いた額を審査支払機関から受け取ることになる。

詳細資料

平成30年度診療報酬改定の概要

平成30年度診療報酬改定の概要

団塊の世代が75歳以上となる2025年とそれ以降の社会・経済の変化や技術革新への対応に向けて、平成30年度診療報酬改定により、質が高く効率的な医療提供体制の整備とともに、新しいニーズにも対応できる質の高い医療の実現を目指す。

診療報酬本体	+0.55%
各科改定率	医科 +0.63%
	歯科 +0.69%
	調剤 +0.19%

薬価等

①薬価	▲1.65%
※うち、実勢価等改定	▲1.36%

薬価制度の抜本改革 ▲0.29%

②材料価格	▲0.09%
-------	--------

なお、上記のほか、いわゆる大型門前薬局に対する評価の適正化の措置を講ずる。

詳細資料

平成30年度診療報酬改定の概要

平成30年度診療報酬改定の基本方針（概要）

改定に当たっての基本認識

- 人生100年時代を見据えた社会の実現
 - ・我が国は世界最高水準の平均寿命を達成。人口の高齢化が急速に進展する中、活力ある社会の実現が必要。
 - ・あらゆる世代の国民一人一人が状態に応じた安心・安全で質が高く効率的・効率的な医療を受けられるようにする必要。
- どこに住んでいても適切な医療・介護を安心して受けられる社会の実現（地域包括ケアシステムの構築）
 - ・地域の実情に応じて、可能な限り住み慣れた地域で日常生活を営むことができるよう、地域包括ケアシステムを構築する必要。
 - ・平成30年度は6年に1度の介護報酬との同時改定。医療機能の分化・強化、連携や、医療と介護の役割分担と連携を着実に進める必要。
- 制度の安定性・持続可能性の確保と医療・介護現場の新たな働き方の推進
 - ・制度の安定性・持続可能性を確保しつつ国民皆保険を堅持するためには、国民の制度の理解を深めることが不可欠。無駄の排除、医療資源の効率的な配分、医療分野のイノベーションの評価等を通じた経済成長への貢献を図ることが必要。
 - ・今後の医療ニーズの変化や生産年齢人口の減少、医療技術の進歩等を踏まえ、医療現場の人材確保や働き方改革の推進が重要。

改定の基本的視点

1 地域包括ケアシステムの構築と医療機能の分化・強化、連携の推進

- 患者の状態等に応じて質の高い医療が適切に受けられるとともに、必要に応じて介護サービスと連携・協働する等、切れ目のない医療・介護提供体制が確保されることが重要。
- 医療機能の分化・強化、連携を進め、効果的・効率的で質の高い医療提供体制を構築するとともに、地域包括ケアシステムを構築していくことが必要。

2 新しいニーズにも対応でき、安心・安全で納得できる質の高い医療の実現・充実

- 国民の安心・安全を確保する観点から、今後の医療技術の進展や疾病構造の変化等を踏まえ、第三者による評価やアウトカム評価など客観的な評価を進めながら、適切な情報に基づき患者自身が納得して主体的に医療を選択できるようになることが重要。
- また、新たなニーズにも対応できる医療を実現するとともに、我が国の医療の中で重点的な対応が求められる分野の適切な評価が重要。

3 医療従事者の負担軽減、働き方改革の推進

- 医療従事者の厳しい勤務環境が指摘されている中、医療の安全の確保や地域医療の確保にも留意しつつ、医療従事者の負担の軽減を図り、あわせて、各々の専門性を発揮でき、柔軟な働き方ができるよう、環境の整備、働き方改革を推進することが必要。

4 効率化・適正化を通じた制度の安定性・持続可能性の向上

- 国民皆保険を維持するためには、制度の安定性・持続可能性を高める不断の取組が求められ、医療関係者が共同して、医療サービスの維持・向上と同時に、医療の効率化・適正化を図ることが必要。

詳細資料

平成30年度診療報酬改定の概要

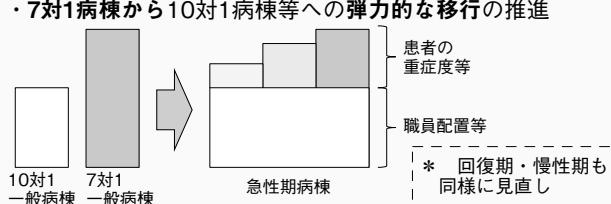
平成30年度診療報酬改定における主な改定内容

- 団塊の世代が75歳以上となる2025年に向けて、国民1人1人が状態に応じた適切な医療を受けられるよう、平成30年度診療報酬改定により、質が高く効率的な提供体制の整備を推進

入院医療

<入院医療の評価体系の再編・統合>

- ・医療機能や患者の状態に応じた評価
- ・柔軟な人員配置
- ・7対1病棟から10対1病棟等への弾力的な移行の推進



外来・在宅医療

<紹介状なし大病院受診時定額負担>

- ・地域医療支援病院：500床以上 → 400床以上

<かかりつけ医機能の強化>

- ・かかりつけ医機能を持つ診療所に係る初診料の加算の創設

<在宅医療の普及・推進>

- ・複数医療機関が連携したチームによる訪問診療の拡大

<遠隔診療の推進>

- ・オンライン診療料の創設

<透析医療機関の報酬>

- ・患者の集中度等に応じた適正化

負担軽減・働き方改革

<医師等の配置要件の緩和>

- ・小児科等の領域における医師等の常勤要件の緩和
- ・チーム医療における医師等の専従要件の緩和

<ICTの活用>

- ・関係者のテレビ電話による会議参加等の推進
- ・テレワークによる画像診断等の推進

歯科医療・調剤

<医科歯科連携>

- ・周術期の口腔機能管理の対象患者
：がん、心疾患等 → 脳血管疾患の追加

<歯科の院内感染の防止>

- ・器具や機材の滅菌等を基準とした初・再診料の見直し

<門前・敷地内薬局の報酬>

- ・処方箋集中率等に応じた更なる適正化

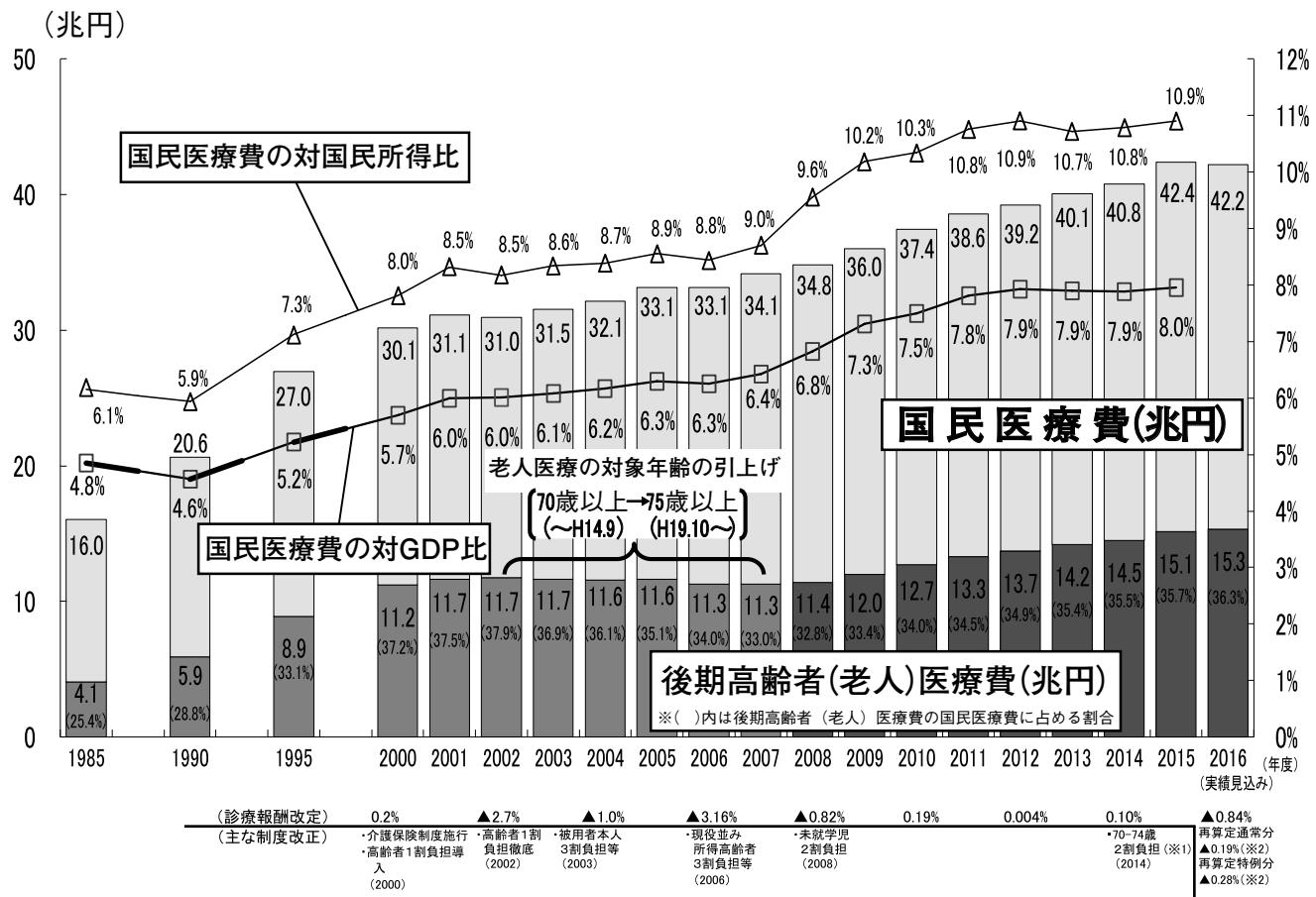
<かかりつけ薬剤師の取組の推進>

- ・多剤・重複投薬の防止や、残薬の削減の推進

医療費

概要

医療費の動向



〈対前年度伸び率〉

	1985 (S60)	1990 (H2)	1995 (H7)	2000 (H12)	2001 (H13)	2002 (H14)	2003 (H15)	2004 (H16)	2005 (H17)	2006 (H18)	2007 (H19)	2008 (H20)	2009 (H21)	2010 (H22)	2011 (H23)	2012 (H24)	2013 (H25)	2014 (H26)	2015 (H27)	2016 (H28)
国民医療費	6.1	4.5	4.5	▲1.8	3.2	▲0.5	1.9	1.8	3.2	▲0.0	3.0	2.0	3.4	3.9	3.1	1.6	2.2	1.9	3.8	▲0.4
後期高齢者(老人)医療費	12.7	6.6	9.3	▲5.1	4.1	0.6	▲0.7	▲0.7	0.6	▲3.3	0.1	1.2	5.2	5.9	4.5	3.0	3.6	2.1	4.4	1.2
国民所得	7.2	8.1	2.7	2.4	▲3.0	▲0.4	1.4	1.3	1.2	1.3	▲0.0	▲7.2	▲2.9	2.4	▲1.0	0.4	3.9	1.2	2.7	—
GDP	7.2	8.6	2.9	1.3	▲1.8	▲0.8	0.7	0.5	0.9	0.7	0.3	▲4.1	▲3.4	1.4	▲1.1	0.2	2.6	2.1	2.8	—

(注) 1. 国民所得及びGDPは内閣府発表の国民経済計算による。

2. 2016年度の国民医療費(及び後期高齢者医療費。以下同じ。)は実績見込みである。2016年度分は、2015年度の国民医療費に2016年度の概算医療費の伸び率(上表の斜字体)を乗じることによって推計している。

(※1) 70-74歳の者の一部負担金割合の予算凍結措置解除(1割→2割)。2014年4月以降新たに70歳に達した者から2割とし、同年3月までに70歳に達した者は1割に据え置く。

(※2) 「再算定通常分」とは市場拡大再算定による薬価の見直し、「再算定特例分」とは年間販売額が極めて大きい品目に対する市場拡大再算定の特例の実施を指す。

2

保健
医療

詳細データ① OECD加盟国の医療費の状況（2016年）

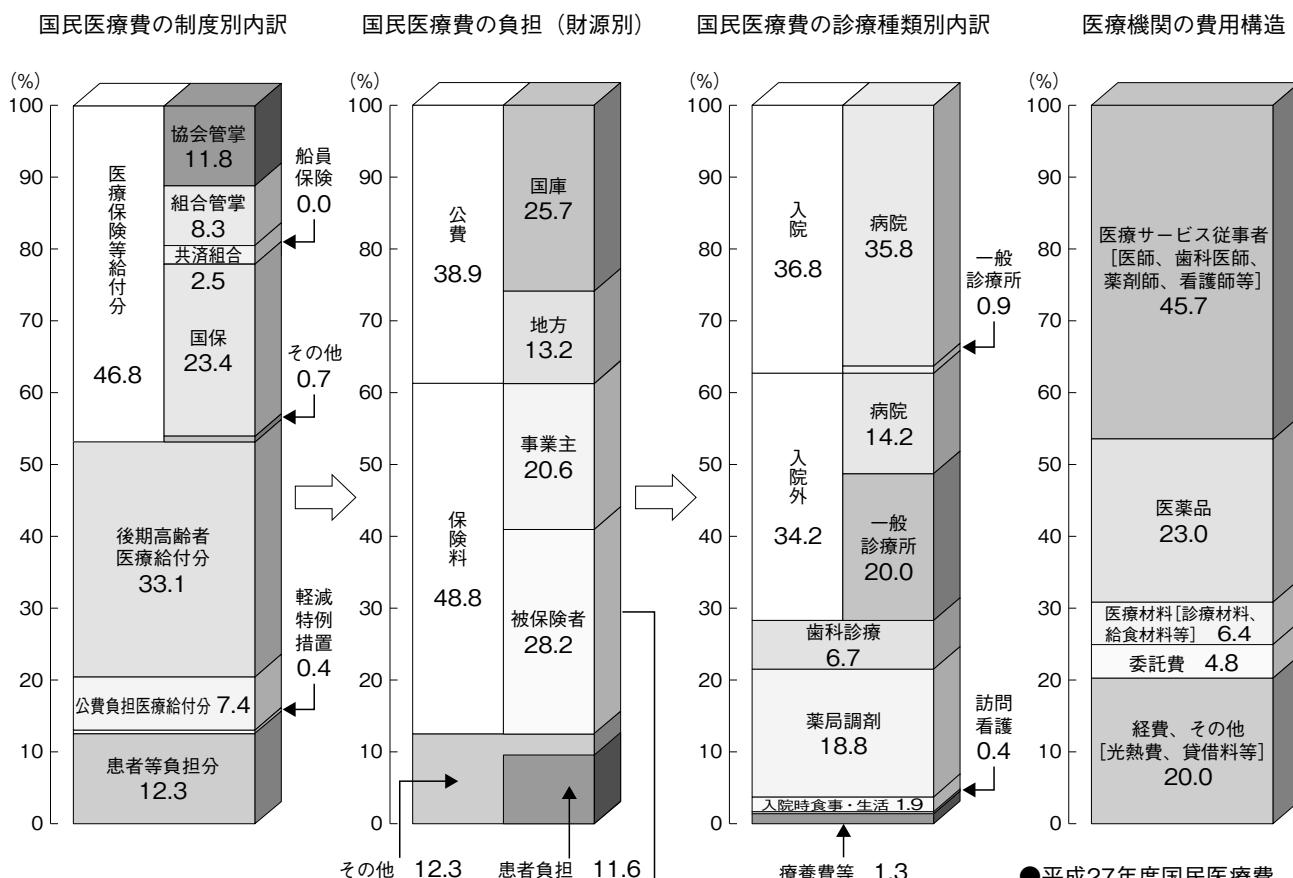
国名	総医療費の対GDP比(%)	一人当たり医療費(ドル)		備考
		順位	順位	
アメリカ合衆国	17.2	1	9,892	1
スイス	12.4	2	7,919	2
ドイツ	11.3	3	5,551	5
スウェーデン	11.0	4	5,488	7
フランス	11.0	5	4,600	14
日本	10.9	6	4,519	15
オランダ	10.5	7	5,385	8
ノルウェー	10.5	8	6,647	4
ベルギー	10.4	9	4,840	11
オーストリア	10.4	10	5,227	9
デンマーク	10.4	11	5,199	10
カナダ	10.3	12	4,644	13
イギリス	9.7	13	4,192	17
オーストラリア	9.6	14	4,708	12
フィンランド	9.4	15	4,062	18
ニュージーランド	9.2	16	3,590	19
スペイン	9.0	17	3,248	21
ポルトガル	8.9	18	2,734	24
O E C D 平均	9.0		3,997	

出典：「OECD HEALTH DATA 2017」

(注) 上記各項目の順位は、OECD加盟国間におけるもの

詳細データ② 国民医療費の構造（平成27年度）

国民医療費 42兆3,644億円
 一人当たり医療費 333,300円



●被保険者負担には、国民健康保険の保険料が含まれている。

●平成27年度国民医療費、医療経済実態調査（平成27年）結果等に基づき推計

詳細データ④ 後期高齢者（老人）医療費の推移

	年 度	計	診療費				調剤	食事療養・生活療養	訪問看護	療養費等	老人保健施設療養
				入院	入院外	歯科					
実 額 (億円)	昭和58年度	33,185	31,966	17,785	13,405	776	640	·	·	579	·
	昭和59年度	36,098	34,645	19,725	14,025	895	689	·	·	764	·
	昭和60年度	40,673	38,986	22,519	15,433	1,034	785	·	·	902	·
	昭和61年度	44,377	42,445	24,343	16,924	1,178	902	·	·	1,030	·
	昭和62年度	48,309	46,104	26,247	18,605	1,252	1,037	·	·	1,168	·
	昭和63年度	51,593	49,138	27,798	19,975	1,365	1,133	·	·	1,296	26
	平成元年度	55,578	52,573	29,400	21,743	1,430	1,312	·	·	1,441	253
	平成 2 年度	59,269	55,669	30,724	23,315	1,630	1,457	·	·	1,523	619
	平成 3 年度	64,095	59,804	32,325	25,705	1,773	1,689	·	·	1,633	970
	平成 4 年度	69,372	64,307	35,009	27,249	2,049	1,992	·	5	1,626	1,442
	平成 5 年度	74,511	68,530	36,766	29,536	2,228	2,529	·	29	1,535	1,888
	平成 6 年度	81,596	72,501	38,235	31,790	2,476	3,133	1,855	86	1,439	2,582
	平成 7 年度	89,152	75,910	38,883	34,319	2,708	3,909	4,678	174	1,224	3,259
	平成 8 年度	97,232	82,181	42,314	36,789	3,078	4,620	4,816	323	1,094	4,198
	平成 9 年度	102,786	85,475	44,205	37,965	3,305	5,606	4,869	479	1,073	5,285
	平成10年度	108,932	88,881	46,787	38,584	3,511	6,900	4,967	657	1,101	6,426
	平成11年度	118,040	94,653	49,558	41,181	3,915	8,809	5,115	858	1,169	7,436
	平成12年度	111,997	94,640	48,568	41,871	4,200	10,569	4,612	235	1,271	670
	平成13年度	116,560	97,954	50,296	43,243	4,416	12,462	4,677	191	1,277	-2
	平成14年度	117,300	97,155	51,198	41,434	4,522	13,913	4,689	192	1,352	-1
	平成15年度	116,524	95,653	51,828	39,609	4,216	14,711	4,645	174	1,342	-1
	平成16年度	115,764	94,429	52,048	38,371	4,010	15,143	4,654	190	1,348	-0
	平成17年度	116,444	94,441	52,867	37,726	3,848	15,777	4,679	205	1,342	-0
	平成18年度	112,594	91,492	51,822	36,129	3,540	15,579	3,970	225	1,329	-0
	平成19年度	112,753	91,048	52,167	35,524	3,357	16,245	3,877	239	1,345	—
	平成20年度	114,146	91,558	53,009	35,029	3,520	17,035	3,850	264	1,439	-0
	平成21年度	120,108	95,672	55,594	36,381	3,698	18,717	3,914	289	1,517	·
	平成22年度	127,213	101,630	59,994	37,654	3,981	19,631	4,015	318	1,620	·
	平成23年度	132,991	105,409	62,170	38,980	4,260	21,489	4,029	341	1,725	·
	平成24年度	137,044	108,751	64,094	40,139	4,518	22,111	4,012	404	1,767	·
	平成25年度	141,912	111,837	65,599	41,484	4,753	23,798	4,028	461	1,788	·
	平成26年度	144,927	114,063	67,121	41,978	4,963	24,488	4,024	529	1,823	·
	平成27年度	151,323	118,083	69,219	43,643	5,221	26,698	4,063	616	1,862	·
	平成28年度	153,806	121,143	71,393	44,259	5,491	26,017	4,058	723	1,865	·

- (注) 1. 用語の定義は次のとおりである。
- ア 診療費 : 保険医療機関等（保険薬局等を除く。）において医療を受けた場合に支払われる費用をいう。（現物給付）
 - イ 調剤 : 保険薬局において薬剤の支給を受けた場合に支払われる費用をいう。（現物給付）
 - ウ 食事療養・生活療養 : 入院中の食事・居住費をいう。（現物給付）
 - エ 訪問看護 : 訪問看護事業者から当該指定に係る訪問看護を行う事業所により行われる訪問看護を受けた場合に支払われる費用をいう。（現物給付）
 - オ 療養費等 : 高齢者の医療の確保に関する法律第77条及び第83条に基づき補装具の支給、柔道整復師の施術を受けた場合等に支払われる費用をいう。（現金支給）
 - カ 老人保健施設療養 : 老人保健施設から施設療養を受けた場合に支払われる費用をいう。（現物給付）（老人保健での給付対象は平成12年3月分まで）
 - キ 費用には一部負担金、食事療養・生活療養の標準負担額及び訪問看護に係る基本利用料を含む。
2. 平成20年3月以前は老人保健法による老人医療受給対象者に係るものである。
3. 平成20年度は、平成20年4月から平成21年2月までの請求遅れ分の老人医療費を含む。
4. 平成23年度は、東日本大震災に係る医療費等（概算請求支払分及び保険者不明医療費分計45億円）を含まない。
- 資料：厚生労働省保険局「後期高齢者医療事業年報」

医療保険制度の財政状況

概 要

医療保険制度の財政状況（2015（平成27）年度決算）

(単位：億円)

		全国健康保険協会 管掌健康保険	組合管掌健康保険	国民健康保険 (市町村分)	船員保険	後期高齢者医療制度
経常 収入	保険料（税）収入	80,461	76,678	26,984	297	10,691
	国庫負担金	11,815	30	32,049	30	46,276
	都道府県負担	—	—	10,952	—	13,704
	市町村負担	—	—	8,681	—	11,989
	後期高齢者交付金	—	—	—	—	58,518
	前期高齢者交付金	—	9	34,800	—	—
	退職交付金	—	—	4,764	—	—
	その他	131	1,138	36,045	1	233
合 計		92,407	77,856	154,274	328	141,411
経常 支出	保険給付費	53,961	38,747	95,539	199	140,456
	後期高齢者支援金	17,719	16,496	17,868	64	—
	前期高齢者納付金	14,793	14,615	12	38	—
	退職者拠出金	1,660	1,631	—	7	—
	その他	1,833	5,087	40,090	7	691
	合 計	89,965	76,576	153,509	314	141,147
経常収支差引額		2,442	1,279	765	14	264

		全国健康保険協会管掌健康保険	組合管掌健康保険
経常外 収入	国庫補助繰延返済	—	—
	給付費臨時補助金等	—	311
	調整保険料収入	—	1,133
	財政調整事業交付金	—	912
	準備金等からの繰入れ・繰越金	—	3,101
	その他	11	124
	合計	11	5,581
経常外 支出	財政調整事業拠出金	—	1,125
	その他	—	181
	合計	—	1,306
経常外収支差引額		11	4,275 (1,174)
総収支差引額		2,453	5,507 (2,406)
準備金等		13,100	40,453

- (注) 1. 医療分の収支である。
 2. 国民健康保険（市町村分）の経常収入には、決算補てんのための市町村一般会計の法定外繰入3,039億円が含まれている。また、国民健康保険（市町村分）及び後期高齢者医療制度について、翌年度に精算される国庫負担等の額を調整している。
 3. 組合管掌健康保険の（）内は、準備金等からの繰入れ、繰越金を除いたネットの経常外収支差引額及び総収支差引額である。
 4. 各制度における老人保健拠出金は経常支出の「その他」に含まれている。
 5. 準備金等とは、全国健康保険協会管掌健康保険では準備金を指す。組合管掌健康保険では準備金・積立金（33,790億円）のほか、土地・建物等の財産を含む。
 6. 全国健康保険協会管掌健康保険の経常外収入については、平成25年度末業務勘定剰余金が平成26年度決算に計上されている。
 7. 全国健康保険協会管掌健康保険、組合管掌健康保険の総収支差引額は、経常収支差引額と経常外収支差引額の合計である。
 8. 端数の関係上、合計及び収支差がずれることがある。

資料：厚生労働省保険局調べ

(2) 医療提供体制

地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律の概要 (平成26年改正)

持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律に基づく措置として、効率的かつ質の高い医療提供体制を構築するとともに、地域包括ケアシステムを構築することを通じ、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するため、医療法、介護保険法等の関係法律について所要の整備等を行う。

I 概 要

1. 地域医療介護総合確保基金の創設と医療・介護の連携強化（地域介護施設整備促進法等関係）

- ①都道府県の事業計画に記載した医療・介護の事業（病床の機能分化・連携、在宅医療・介護の推進等）のため、消費税増収分を活用した地域医療介護総合確保基金を都道府県に設置
- ②医療と介護の連携を強化するため、厚生労働大臣が基本的な方針を策定

2. 地域における効率的かつ効果的な医療提供体制の確保（医療法関係）

- ①医療機関が都道府県知事に病床の医療機能（高度急性期、急性期、回復期、慢性期）等を報告し、都道府県は、それをもとに地域医療構想（地域の医療提供体制の将来のあるべき姿）を医療計画において策定
- ②医師確保支援を行う地域医療支援センターの機能を法律に位置付け

3. 地域包括ケアシステムの構築と費用負担の公平化（介護保険法関係）

- ①在宅医療・介護連携の推進などの地域支援事業の充実とあわせ、予防給付（訪問介護・通所介護）を地域支援事業に移行し、多様化 ※地域支援事業：介護保険財源で市町村が取り組む事業
- ②特別養護老人ホームについて、在宅での生活が困難な中重度の要介護者を支える機能に重点化
- ③低所得者の保険料軽減を拡充
- ④一定以上の所得のある利用者の自己負担を2割へ引き上げ（ただし、一般の世帯の月額上限は据え置き）
- ⑤低所得の施設利用者の食費・居住費を補填する「補足給付」の要件に資産などを追加

4. その他

- ①診療の補助のうちの特定行為を明確化し、それを手順書により行う看護師の研修制度を新設
- ②医療事故に係る調査の仕組みを位置づけ
- ③医療法人社団と医療法人財団の合併、持分なし医療法人への移行促進策を措置
- ④介護人材確保対策の検討（介護福祉士の資格取得方法見直しの施行時期を27年度から28年度に延期）

II 施行期日

公布日。ただし、医療法関係は平成26年10月以降、介護保険法関係は平成27年4月以降など、順次施行。

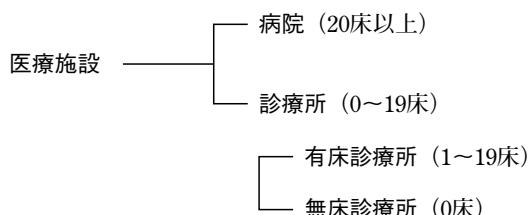
医療施設の類型

概 要

医療施設の類型

1. 病院、診療所

医療法においては、医業を行うための場所を病院と診療所とに限定し、病院と診療所との区分については、病院は20床以上の病床を有するものとし、診療所は病床を有さないもの又は19床以下の病床を有するものとしている。



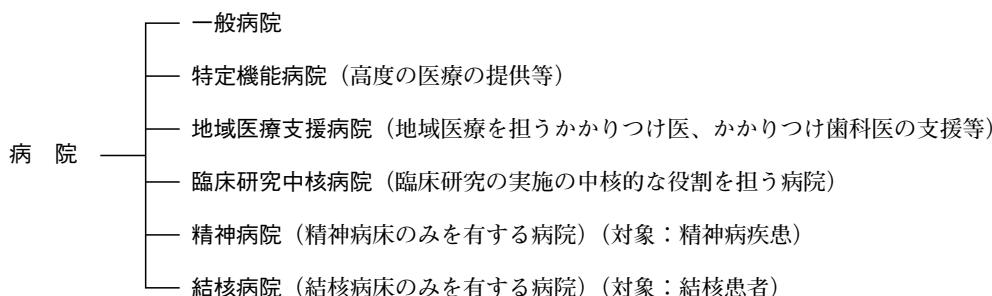
病院については傷病者に対し真に科学的かつ適正な診療を与えることが出来るものであることとし、構造設備等についても相当程度、充実したものであることを要求している。

また、診療所については19床以下の病床を有する診療所について構造設備等に関し病院に比べて厳重な規制をしていない。

2. 病院の類型

医療法においては、病院のうち一定の機能を有する病院（特定機能病院、地域医療支援病院、臨床研究中核病院）について、一般的な病院とは異なる要件（人員配置基準、構造設備基準、管理者の責務等）を定め、要件を満たした病院については名称独占を認めている。

また、対象とする患者（精神病患者、結核患者）の相違に着目して、一部の病床については、人員配置基準、構造設備基準の面で、取扱いを別にしている。



詳細資料① 特定機能病院制度の概要

趣 旨

医療施設機能の体系化の一環として、高度の医療の提供、高度の医療技術の開発及び高度の医療に関する研修を実施する能力等を備えた病院について、厚生労働大臣が個別に承認するもの。

役 割

- 高度の医療の提供
- 高度の医療技術の開発・評価
- 高度の医療に関する研修

承認要件

- 高度の医療の提供、開発及び評価、並びに研修を実施する能力を有すること。
- 他の病院又は診療所から紹介された患者に対し、医療を提供すること（紹介率50%以上、逆紹介率40%以上の維持）
- 病床数……………400床以上の病床を有することが必要。
- 人員配置
 - ・医師……………通常の病院の2倍程度の配置が最低基準。
医師の配置基準の半数以上が15種類いずれかの専門医であること。
 - ・薬剤師……………入院患者数÷30が最低基準。（一般は入院患者数÷70）
 - ・看護師等……………入院患者数÷2が最低基準。（一般は入院患者数÷3）
 - ・管理栄養士1名以上配置。
- 構造設備……………集中治療室、無菌病室、医薬品情報管理室が必要。
- 医療安全管理体制の整備
 - ・医療安全管理責任者の配置
 - ・専従の医師、薬剤師及び看護師の医療安全管理部門への配置
 - ・全ての死亡事例等の報告の義務化
 - ・高難度新規医療技術及び未承認新規医薬品等を用いた医療の提供の適否を決定する部門の設置
 - ・監査委員会による外部監査
- 原則定められた16の診療科を標榜していること。
- 査読のある雑誌に掲載された英語論文数が年70件以上あること 等
- がん等の特定の領域に対応する特定機能病院に関しては、診療科の標榜、紹介率・逆紹介率等について、別途、承認要件を設定。

※承認を受けている病院（平成30年4月1日現在） …… 85病院

詳細資料② 地域医療支援病院制度について

趣 旨

患者に身近な地域で医療が提供されることが望ましいという観点から、紹介患者に対する医療提供、医療機器等の共同利用の実施等を通じて、第一線の地域医療を担うかかりつけ医、かかりつけ歯科医等を支援する能力を備え、地域医療の確保を図る病院として、平成9年の医療法改正において創設。都道府県知事が個別に承認している。

役 割

- 紹介患者に対する医療の提供（かかりつけ医等への患者の逆紹介も含む）
- 医療機器の共同利用の実施
- 救急医療の提供
- 地域の医療従事者に対する研修の実施

承認要件

- 開設主体：原則として国、都道府県、市町村、社会医療法人、医療法人等
- 紹介患者中心の医療を提供していること（以下のいずれかを満たすこと）
 - ① 紹介率が80%以上
 - ② 紹介率が65%以上、かつ、逆紹介率が40%以上、
 - ③ 紹介率が50%以上、かつ、逆紹介率が70%以上
- 救急医療を提供する能力を有すること
- 建物、設備、機器等を地域の医師等が利用できる体制を確保していること
- 地域医療従事者に対する研修を行っていること
- 原則として200床以上の病床、及び地域医療支援病院としてふさわしい施設を有すること 等

※承認を受けている病院（平成29年10月時点） …… 543病院

詳細資料③ 臨床研究中核病院制度の概要

趣 旨

医療施設機能の体系化の一環として、臨床研究の実施の中核的な役割を担うことに関する能力等を備えた病院について、厚生労働大臣が個別に承認するもの。

役 割

- 特定臨床研究に関する計画を立案し、及び実施
- 他の病院又は診療所と共同して特定臨床研究を実施する場合にあつては、特定臨床研究の実施の主導的な役割
- 他の病院又は診療所に対し、特定臨床研究の実施に関する相談に応じ、必要な情報の提供、助言その他の援助
- 特定臨床研究に関する研修

承認要件

- 特定臨床研究の新規実施件数（過去3年間）
 - ・自ら実施した件数………医師主導治験が4件以上又は医師主導治験を1件以上及び特定臨床研究が80件
 - ・多施設共同研究を主導した件数………医師主導治験が2件 又は特定臨床研究が30件
- 特定臨床研究に関する論文数（過去3年間） ……45件
- 他の医療機関が行う特定臨床研究に対する援助の件数（過去1年間） ……15件
- 質の高い臨床研究に関する研修
 - ・特定臨床研究を実施する者を対象とする研修会の開催件数（過去1年間） ……6件
 - ・特定臨床研究を支援する者を対象とする研修会の開催件数（過去1年間） ……6件 等
- 定められた10の診療科を標榜していること。
- 病床数……………400床以上の病床を有することが必要。
- 人員配置
 - 臨床研究支援・管理部門に所属する人員として以下の人員数が必要。
 - ・医師・歯科医師………5人
 - ・薬剤師………10人
 - ・看護師………15人
 - ・臨床研究コーディネーター等………12人
 - ・データマネージャー………3人
 - ・生物統計家………2人
 - ・薬事承認審査機関経験者………1人
- 構造設備 検査の正確性を確保するための設備を有する臨床検査施設、集中治療室等が必要
- 特定の領域に対応する臨床研究中核病院に関しては、特定臨床研究の新規実施件数、特定臨床研究に関する論文数について、別途承認要件を設定。

※承認を受けている病院（平成30年4月1日現在） …… 12病院

詳細資料④ 病床区分に係る改正の経緯

【制度当初（昭和23年）～】



その他の病床

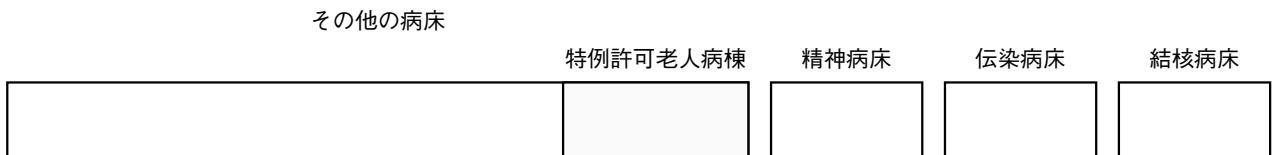
精神病床

伝染病床

結核病床

- ・高齢化の進展
- ・疾病構造の変化

【特例許可老人病棟の導入（昭和58年）】



その他の病床

特例許可老人病棟

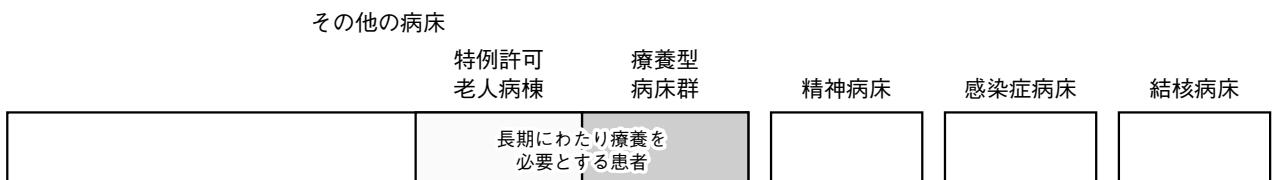
精神病床

伝染病床

結核病床

- ・高齢化の進展、疾病構造の変化に対応するためには、老人のみならず、広く「長期療養を必要とする患者」の医療に適した施設を作る必要が生じる。

【療養型病床群制度の創設（平成4年）】



その他の病床

特例許可老人病棟

療養型病床群

精神病床

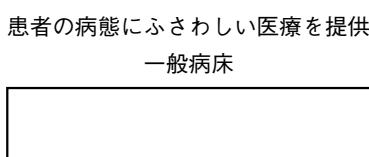
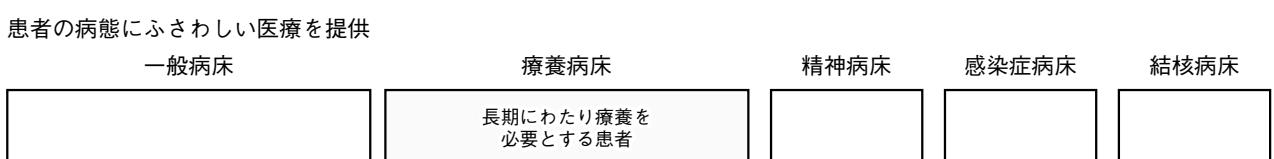
感染症病床

結核病床

長期にわたり療養を必要とする患者

- ・少子高齢化に伴う疾病構造の変化により、長期にわたり療養を必要とする患者が増加。療養型病床群等の諸制度が創設されたものの、依然として様々な病態の患者が混在。

【一般病床、療養病床の創設（平成12年）】



一般病床

療養病床

精神病床

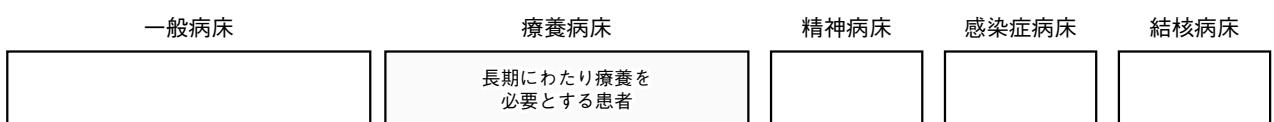
感染症病床

結核病床

長期にわたり療養を必要とする患者

- ・医療機能の分化・連携の推進のため、地域においてそれぞれの医療機関が担っている医療機能の情報を把握し、分析することが必要

【病床機能報告制度の創設（平成26年）】



一般病床

療養病床

精神病床

感染症病床

結核病床

長期にわたり療養を必要とする患者

一般病床及び療養病床について、高度急性期機能・急性期機能・回復期機能・慢性期機能から1つを選択して、病棟単位で病床の機能を報告する制度を創設。

国立ハンセン病療養所及び独立行政法人国立病院機構等の概要

概 要

国立ハンセン病療養所及び独立行政法人国立病院機構等の概要

【国立ハンセン病療養所】

- ① 国立ハンセン病療養所は全国に13施設、入所者数は1,333人（平成30年5月1日現在）。
- ② 国立ハンセン病療養所は、主にハンセン病の後遺症や、入所者の高齢化に伴う生活習慣病等に対する医療、介護を提供する。

（参考）施設数（平成30年5月末現在）

区分	施設数（か所）	入所者数（人）
国立ハンセン病療養所	13	1,333

※入所者数は平成30年5月1日現在。

区分	施設数（か所）	[学生定員（人）]
看護師養成所（国立ハンセン病療養所）	2	100

【独立行政法人国立病院機構】

- ① 国立病院機構は、「独立行政法人国立病院機構法」（平成14年法律第191号）に基づき設立された独立行政法人である。
- ② 独立行政法人国立病院機構は、国の危機管理や積極的貢献が求められる医療、他の設置主体では必ずしも実施されないおそれのあるセーフティーネット分野の医療、地域のニーズを踏まえた5疾病・5事業の医療について、全国的な病院ネットワークを活用し、診療・臨床研究・教育研修を一体的に提供する。

（参考）病院数（平成30年4月1日現在）

法人名	病院数（か所）	病床数（床）
独立行政法人国立病院機構	142	53,845

【国立高度専門医療研究センター】

- ① 国立高度専門医療研究センターは、「高度専門医療に関する研究等を行う国立研究開発法人に関する法律」（平成20年法律第93号）に基づき設立された6つの国立研究開発法人である。
- ② 国立高度専門医療研究センターは、がん、脳卒中、心臓病など、国民の健康に重大な影響のある特定の疾患等に係る医療に関し、調査、研究及び技術の開発並びにこれらの業務に密接に関連する医療の提供、技術者の研修等を総合的・一体的に行う。

（参考）病院数（平成30年4月1日現在）

法人名	対象とする疾患等	病院数（か所）	病床数（床）
国立研究開発法人国立がん研究センター	がんその他の悪性新生物	2	1,003
国立研究開発法人国立循環器病研究センター	心臓病、脳卒中、高血圧等の循環器病	1	612
国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センター	精神疾患、神経疾患、筋疾患、知的障害その他の発達障害	1	486
国立研究開発法人国立国際医療研究センター	感染症その他の疾患、国際医療協力	2	1,223
国立研究開発法人国立成育医療研究センター	成育医療（小児医療、母性・父性医療等）	1	490
国立研究開発法人国立長寿医療研究センター	長寿医療（認知症、骨粗鬆症等）	1	383

（参考）施設数（平成30年4月1日現在）

区分	施設数（か所）	[学生定員（人）]
国立看護大学校（国立研究開発法人国立国際医療研究センター）	1	400

【独立行政法人地域医療機能推進機構】

- ① 地域医療機能推進機構は、「独立行政法人地域医療機能推進機構法」（平成17年法律第71号）に基づき設立された独立行政法人である。
- ② 地域医療機能推進機構は、救急からリハビリまでの幅広い医療機能を有し、また約半数の病院に介護老人保健施設が併設されているなどの特長をいかしつつ、地域の医療関係者などとの協力の下、5疾病・5事業、リハビリ、在宅医療等地域において必要な医療及び介護について、全国に施設がある法人として、「急性期医療～回復期リハビリ～介護」まで切れ目なく提供し、地域医療・地域包括ケアの確保に取り組む。

（参考）施設数（平成30年4月1日現在）

区分	施設数（か所）	病床数（床）
病院	57	15,990
区分	施設数（か所）	[入所定員（人）]
介護老人保健施設	26	2,479
区分	施設数（か所）	[学生定員（人）]
看護専門学校	7	845

医療関係従事者

概 要

医師数等の概要

医師及び歯科医師数は、年々増加しており、2016（平成28）年12月31日現在、医師304,759人、歯科医師101,551人。

医療関係従事者数

・医師	304,759人
・歯科医師	101,551人
・薬剤師	230,186人

資料：厚生労働省政策統括官付保健統計室「平成28年医師・歯科医師・薬剤師調査」
※医師・歯科医師は医療施設の従事者。薬剤師は薬局・医療施設の従事者。

・保健師	62,118人
・助産師	39,613人
・看護師	1,210,665人
・准看護師	347,675人

資料：厚生労働省医政局調べ。（H28）

・理学療法士（PT）	77,139.8人
・作業療法士（OT）	42,136.1人
・視能訓練士	7,732.9人
・言語聴覚士	14,252.0人
・義肢装具士	104.4人
・診療放射線技師	50,960.4人
・臨床検査技師	64,080.0人
・臨床工学技士	23,741.4人

資料：厚生労働省政策統括官付保健統計室「平成26年医療施設調査・病院報告」
※常勤換算の数値

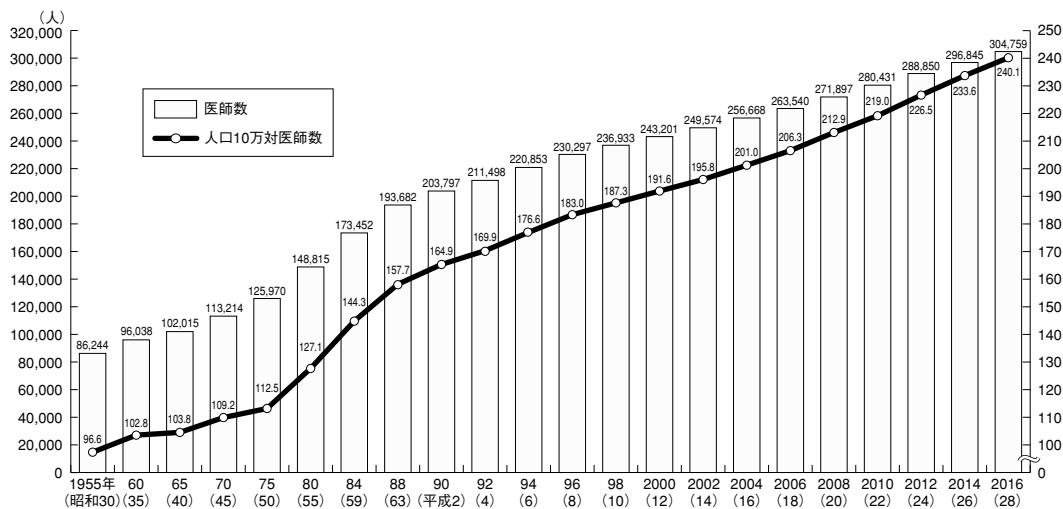
・就業歯科衛生士	123,831人
・就業歯科技工士	34,640人
・就業あん摩マッサージ指圧師	116,280人
・就業はり師	116,007人
・就業きゅう師	114,048人
・就業柔道整復師	68,120人

資料：厚生労働省政策統括官付行政報告統計室「平成28年衛生行政報告例」

・救急救命士	56,415人
--------	---------

資料：厚生労働省医政局調べ。（H30.3.31現在）
※免許登録者数

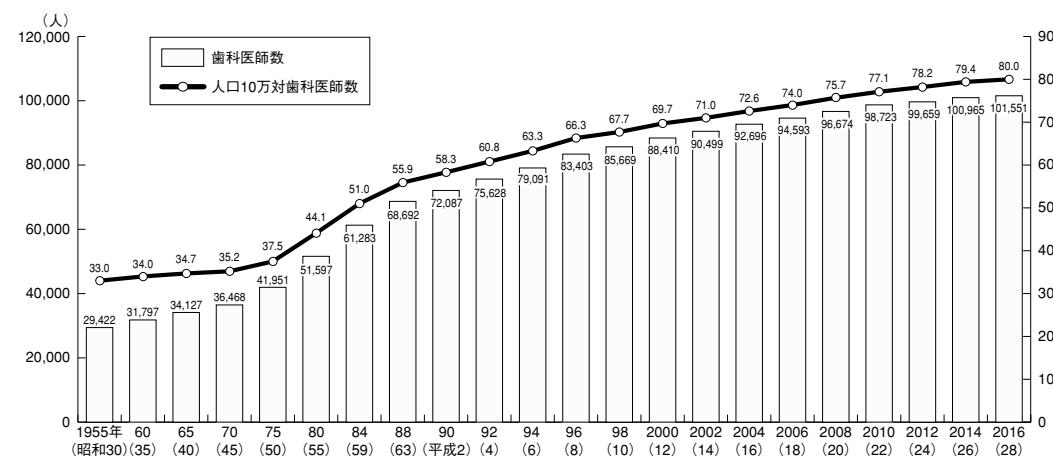
詳細データ① 医師数の推移



資料：厚生労働省政策統括官付保健統計室「医師・歯科医師・薬剤師調査」

※医療施設の従事者

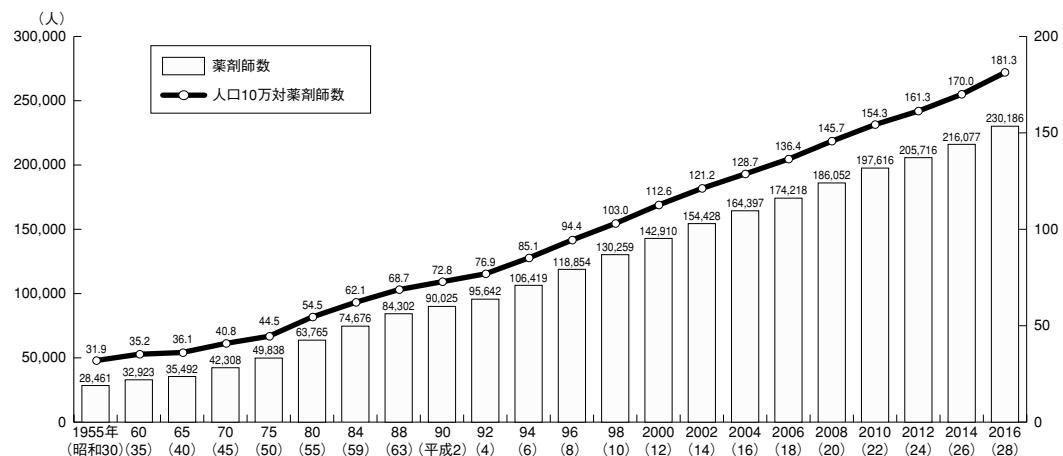
詳細データ② 歯科医師数の推移



資料：厚生労働省政策統括官付保健統計室「医師・歯科医師・薬剤師調査」

※医療施設の従事者

詳細データ③ 薬剤師数の推移



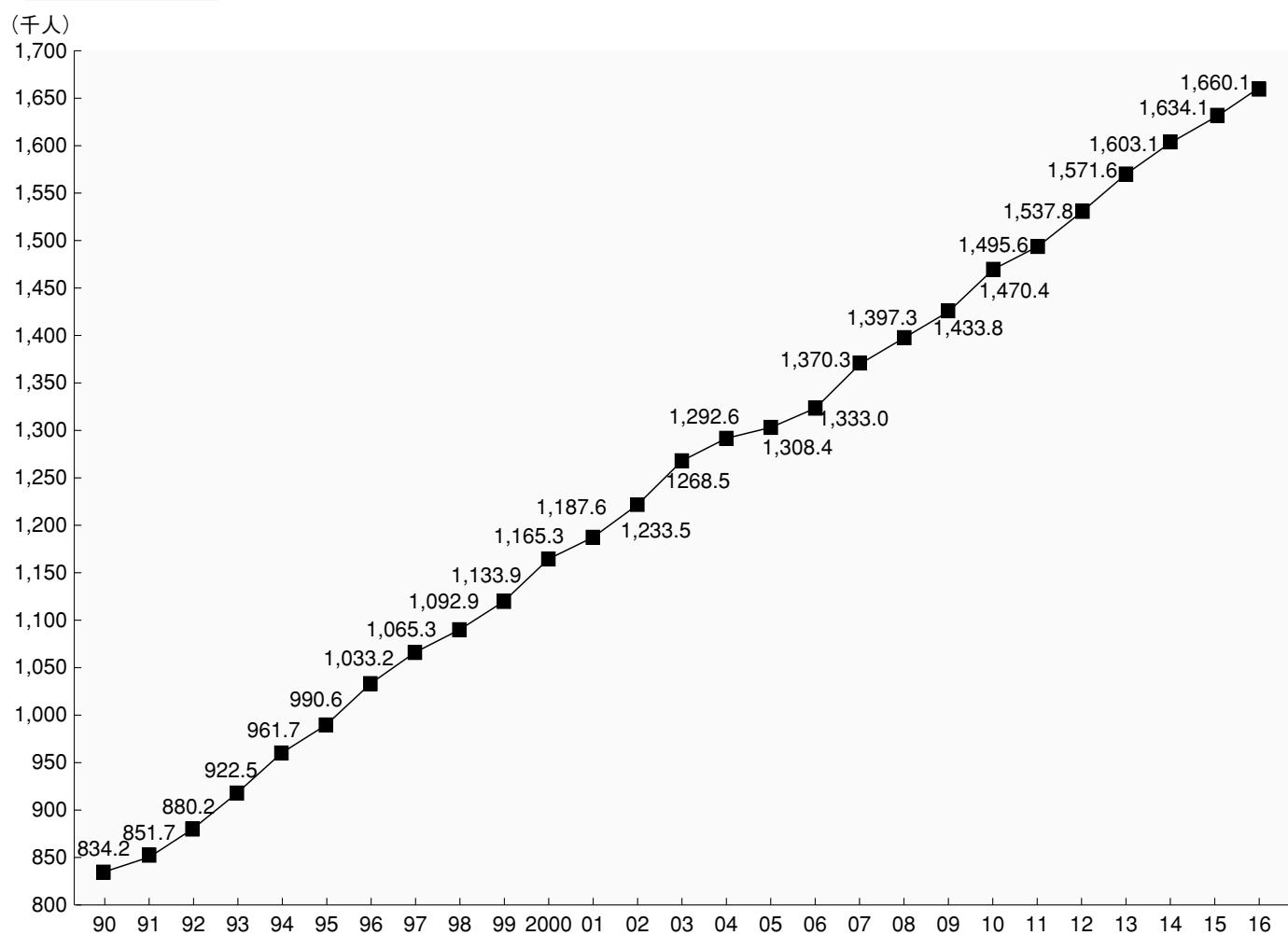
資料：厚生労働省政策統括官付保健統計室「医師・歯科医師・薬剤師調査」

※薬局・医療施設の従事者

(2)

保健
医療

詳細データ④ 看護職員数の推移



資料：厚生労働省医政局調べ。

医療法に規定する病院の医師、看護師の標準数に対する適合率及び充足状況(平成27年度立入検査結果)

詳細データ① 地域別適合率

(単位：%)

職種\地域	全 国	北海道 東 北	関 東	北 陸 甲信越	東 海	近 畿	中 国	四 国	九 州
医 師	95.9	89.9	97.7	93.8	98.0	98.3	95.8	95.3	96.6
看護師	99.3	99.6	99.1	99.0	99.3	99.2	99.2	98.6	99.7

詳細データ② 全国の充足状況

	医師数充足	医師数未充足	計
看護師数充足	7,628 (94.9)	321 (4.0)	7,949 (98.9)
看護師数未充足	83 (1.0)	88 (0.1)	91 (1.1)
計	7,711 (95.9)	329 (4.1)	8,040 (100.0)

(注) 数値は病院数(歯科病院を除く)、()内は構成割合(%)。

(用語の説明)

- ・**標準数** 医療法で定められている病院に置くべき医師、看護師・准看護師の法定人数のこと。
- ・**適合率** 「立入検査病院数」に対する「法定人員を満たしている病院数の割合」のこと。
- ・**充足・未充足** 立入検査病院数のうち、標準数を満たしている病院は「充足」、満たしていない病院は、「未充足」として計上。

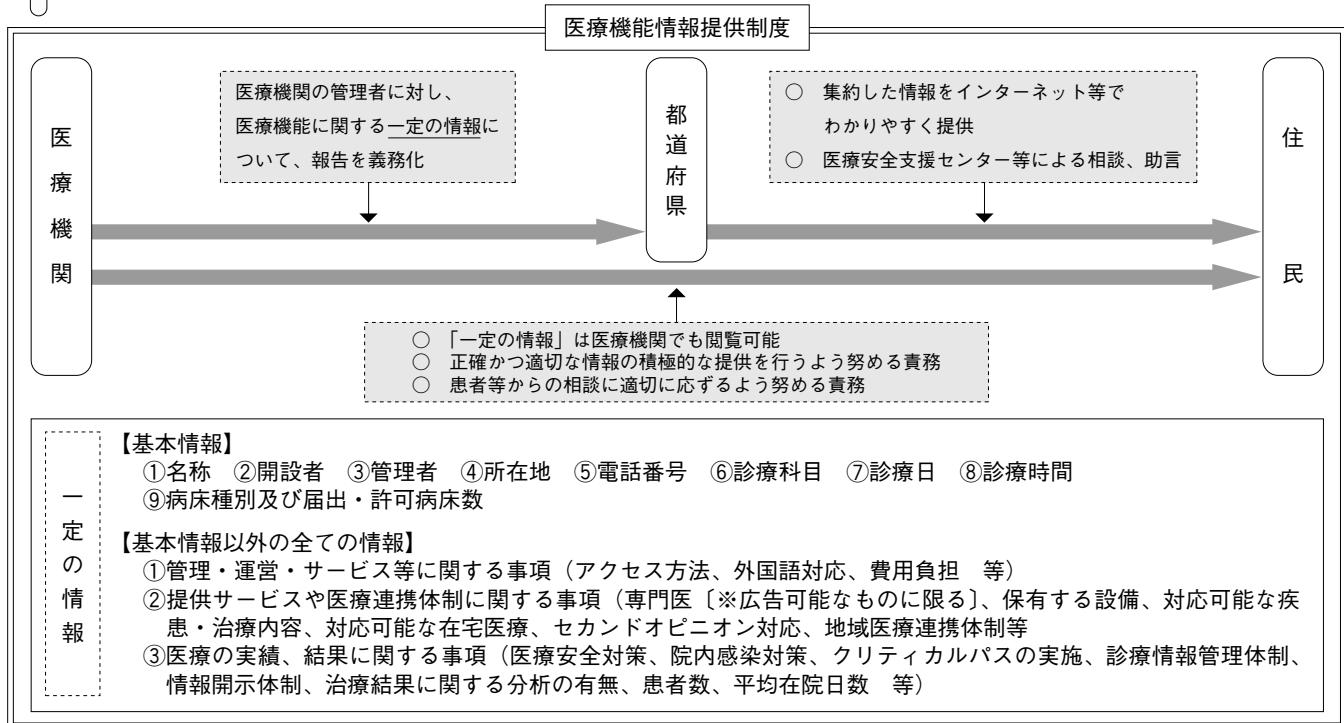
医療機能に関する情報提供

概要

医療機能情報の提供制度について

平成19年4月1日施行

医療機関に対し、医療機関の医療機能に関する一定の情報について、都道府県への報告を義務付け、都道府県が情報を集約してわかりやすく提供する仕組みを創設（薬局についても同様の仕組みを創設）



入退院時の文書による説明の位置づけ（医療法）（平成18年改正）

入退院時に、病院又は診療所の管理者が入退院計画書の作成・交付・説明を行うことを、医療法上位置付ける。

【改正後の制度の概要】

入院時の診療計画の義務付け

- 医療機関の管理者に対して、入院から退院に至るまでの当該患者に対し提供される医療に関する計画書を作成・交付し、適切な説明を行うことを義務付け。
- その際、病院・診療所の医療従事者の知見を十分反映させ、これらの者の間で有機的連携が図られるよう努力義務化。

- (計画書の記載事項)
- ◆ 患者の氏名、生年月日及び性別
 - ◆ 当該患者の診療を主として担当する医師又は歯科医師の氏名
 - ◆ 入院の原因となった傷病名及び主要な症状
 - ◆ 入院中に行われる検査、手術、投薬その他の治療（入院中の看護及び栄養管理を含む。）に関する計画
 - ◆ その他厚生労働省令で定める事項

退院時の療養計画書の努力義務

- 医療機関の管理者に対して、退院後に必要な保健、医療又は福祉サービスに関する事項を記載した退院後の療養に関する計画書を作成・交付し、適切な説明を行うことを努力義務化。
- その際、退院後の保健、医療、福祉サービスを提供する者と連携が図られるよう努力義務化。

【効果】 ○患者への情報提供の充実 ○インフォームドコンセントの充実 ○チーム医療の推進 ○他の医療機関等との連携（いわゆる退院調整機能の発揮）の強化 ○根拠に基づく医療（EBM）の推進等

医療計画

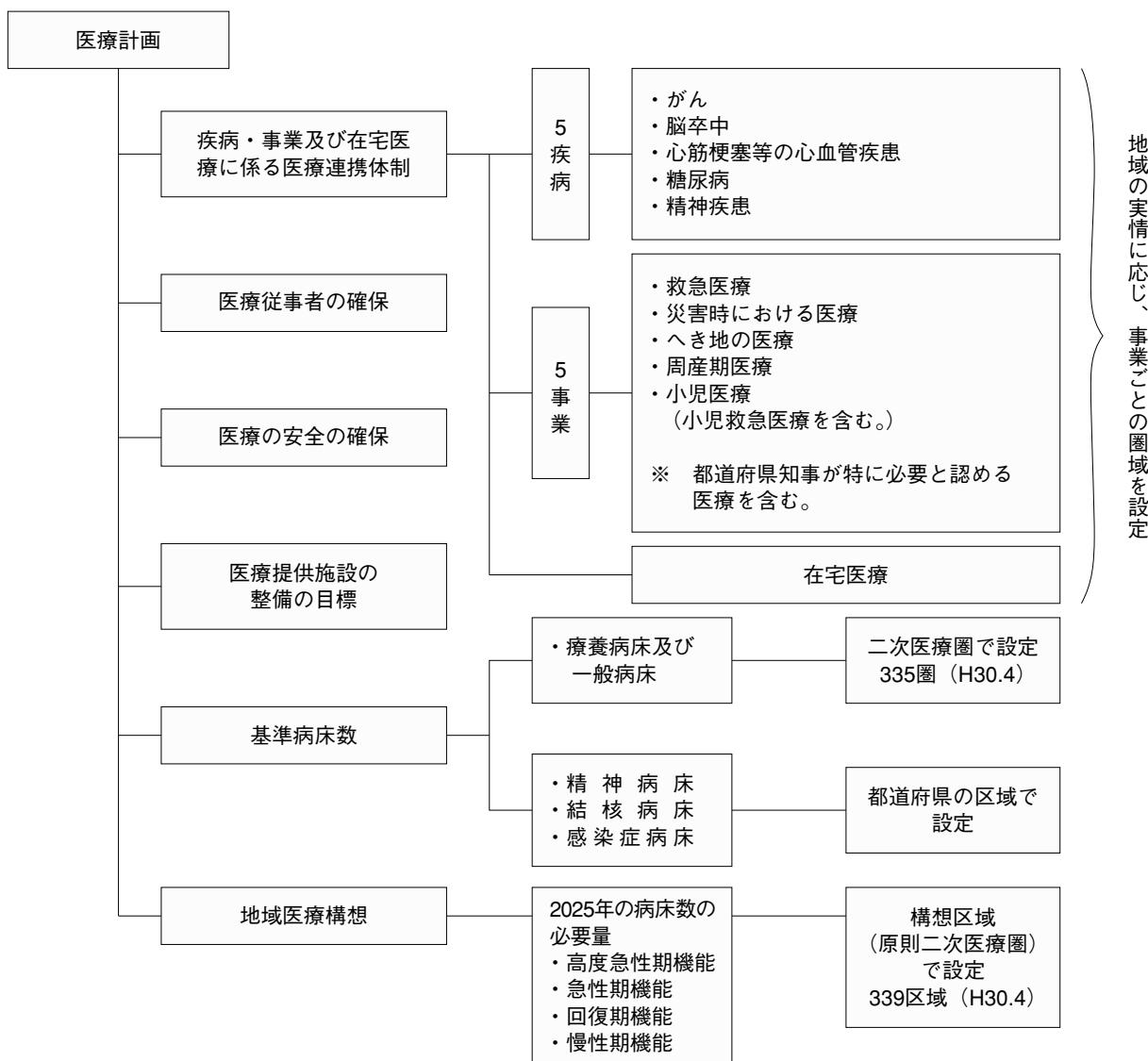
概 要

医療計画の概要

1. 目的

医療機能の分化・連携を推進することを通じて、地域において切れ目のない医療の提供を実現し、良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保を図る。

2. 内容



3. 基準病床数及び既存病床数の状況

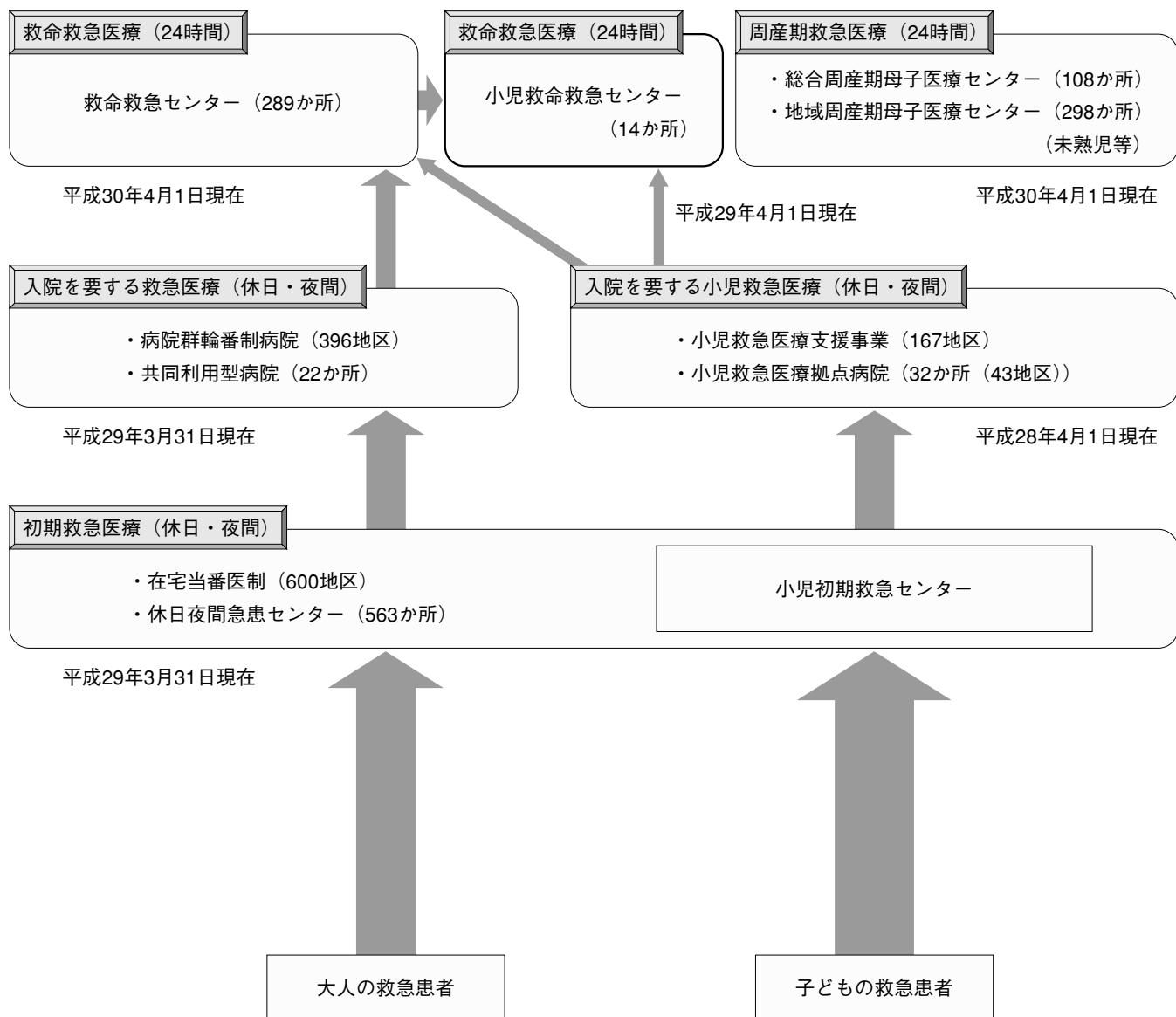
(平成30年4月現在)

区分	基準病床数	既存病床数
療養病床及び一般病床	1,017,066床	1,228,598床
精神病床	282,104床	330,405床
結核病床	2,950床	4,854床
感染症病床	1,941床	1,987床

救急医療体制

概 要

救急医療体系図

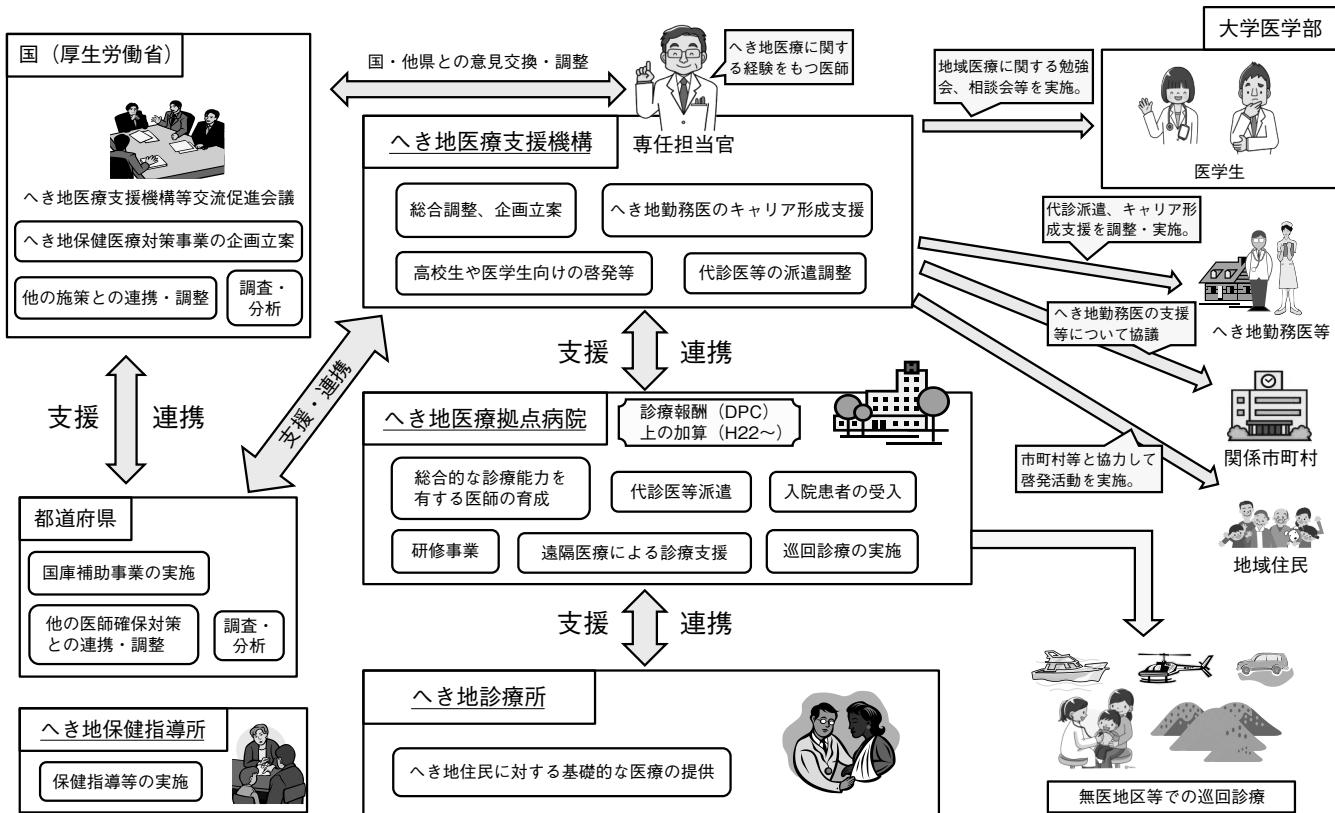


へき地医療対策

概 要

医療計画に基づくへき地医療の体系図

へき地医療支援機構を中心に、行政、へき地で勤務する医師、へき地医療に協力する施設・機関、そしてへき地の住民がそれぞれ連携・協力し、かつ他の都道府県の先進事例にも学びながら、効果的・効率的で持続可能性のあるへき地への医療提供体制の構築を行う。



へき地の医療体制について

1 へき地における医療体制構築のための取り組み

平成29年度までへき地保健医療計画において対策を行ってきたへき地の医療体制については、平成30年度から医療計画と一体的に策定することとしており、他事業とより一層の連携を図りつつ、へき地における医療体制を充実していくこととしている。

調査年（5年に1度）	無医地区数（地区）	対象人口（万人）
昭和48年	2,088	77
昭和59年	1,276	32
平成11年	914	20
平成16年	787	16.5
平成21年	705	13.6
平成26年	637	12.4

※ 無医地区

医療機関のない地域で、当該地域の中心的な場所を起点として、概ね半径4kmの区域内に人口50人以上が居住している地域であって、かつ、容易に医療機関を利用することができない地区。

2 整備状況

- (1) へき地医療支援機構（運営費の補助対象）
平成30年1月1日現在で40都道府県で設置・運営
- (2) へき地医療拠点病院（運営費、施設整備費及び設備整備費の補助対象）
平成30年1月1日現在で316か所を指定
- (3) へき地診療所（運営費、施設整備費及び設備整備費の補助対象）
平成30年1月1日現在で1,132か所（国民健康保険直営診療所を含む）が整備

医療安全対策

概 要

医療安全対策

【基本的考え方】 医療の安全と質の向上という視点を重視して、医療安全対策検討会議報告書（H17年6月）等を踏まえ各施策を実施

<主な提言>

【医療の質と安全性の向上】

- 無床診療所、歯科診療所、助産所、及び薬局に対し、一定の安全管理体制の構築を制度化
 - (①安全管理指針マニュアル整備、②医療安全に関する研修実施、③事故等の院内報告)
- 医療機関における院内感染対策の充実
 - (①院内感染防止の指針・マニュアル整備、②院内感染に関する研修実施、③感染症の発生動向の院内報告、④院内感染のための委員会設置（病院または有床診療所のみ）)
- 薬品・医療機器の安全確保
 - (①安全使用に係る責任者の明確化、②安全使用に係る業務手順の整備、③医療機器に対する定期的な保守点検)
- 医療従事者の資質向上
- 行政処分を受けた医療従事者に対する再教育の義務づけ



<対応>

- 医療安全管理体制の強化（H18法改正等）
- 院内感染制御体制整備の義務づけ（H18省令改正）
- 医薬品・医療機器等の安全使用に係る責任者の配置等の義務づけ（H18省令改正）
- 医療安全管理者の業務指針および養成のための研修プログラム作成指針（H19年3月）
- 行政処分を受けた医師等に対する再教育の義務化（H18法改正等）



- 医療事故情報収集等事業の推進（H16年度～）
- 「医療安全情報」の提供（H18年度～）
- 診療行為に関連した死亡の調査分析モデル事業（H17年度～平成26年度）
- 医療紛争における調整・調停を担う人材の養成研修事業（H18年度）
- 医療事故による死亡の原因究明・再発防止等についての検討（H19年4月～H20年12月）
- 産科医療補償制度（H21年1月～）
- 医療裁判外紛争解決（ADR）機関連絡調整会議（H22年3月～）
- 死因究明に資する死亡時画像診断の活用に関する検討（H22年9月～H23年7月）
- 医療の質の向上に資する無過失補償制度等のあり方に関する検討（H23年8月～H25年6月）
- 医療事故調査制度施行（H27年10月～）



- 患者安全共同行動（PSA）の推進（H13年度～）
- 医療機関等に対して患者等からの相談に応じることについて努力義務（H18法改正）
- 医療安全支援センターの制度化（H18法改正等）
- 医療対話推進者の業務指針及び養成のための研修プログラム作成指針（H25年1月）



- 国、地方公共団体、医療機関の責務の明確化（H18法改正）
- 医療安全支援センター総合支援事業の推進（H15年度～）
- 医療安全管理体制推進のための研究等（厚労科研）
- 集中治療室（ICU）における安全管理指針等（H19年3月）
- 周産期医療施設のオープン病院化モデル事業（H17年度～19年度）

平成22年の制度見直しの概要

(1) 研修プログラムの弾力化

- ・臨床研修の基本理念及び到達目標を前提として、研修プログラムの基準を弾力化。
- ・「必修科目」は内科、救急部門、地域医療。外科、麻酔科、小児科、産婦人科、精神科は「選択必修科目」とし、この中から2診療科を選択して研修。
- ・研修期間は、内科6月以上、救急部門3月以上、地域医療1月以上。
- ・将来産科、小児科を希望する研修医を対象とした研修プログラムを用意（研修医の募集定員が20人以上の病院）。

(2) 基幹型臨床研修病院の指定基準の強化

- ・基幹型臨床研修病院について、入院患者数が年間3,000人以上であること、研修医5人に対して指導医を1人以上配置すること等。

(3) 研修医の募集定員の見直し

- ・研修希望者に見合った募集定員の総枠を設定するとともに、研修医の地域的な適正配置を誘導するため、都道府県別の募集定員の上限を設定。
- ・各病院の研修医の募集定員は、研修医の過去の受入実績、医師派遣等の実績を勘案して、都道府県別に定める募集定員の上限と必要な調整を行って設定。

(4) 検討規定

- ・臨床研修省令の施行後5年以内に臨床研修省令規定について検討を行い、必要な措置を講ずる。

平成27年の制度見直しの概要

(1) 基幹型臨床研修病院の在り方

- ・基幹型病院の在り方を明確化し、到達目標の多くの部分を研修可能な環境を備えるとともに、研修医及び研修プログラムの全般的な管理・責任を有する病院とする。

(2) 臨床研修病院群の在り方

- ・頻度の高い疾病等について様々なバリエーションの能力形成が可能となる群を構成。
- ・病院群の地理的範囲は同一都道府県内、二次医療圏内を基本とする。

(3) 基幹型病院に必要な症例

- ・年間入院患者数3,000人以上に満たない新規申請病院も、当面2,700人以上の病院から、良質な研修が見込める場合には訪問調査により評価する。

(4) キャリア形成の支援

- ・妊娠、出産、研究、留学等の多様なキャリアパスに応じた臨床研修中断・再開の円滑化。

(5) 募集定員の設定方法の見直し

- ・研修希望者に対する募集定員の割合を縮小（約1.23倍（平成25年度）→当初1.2倍（平成27年度）、平成32年度に向けて1.1倍）。
- ・都道府県上限の計算式を一部見直し（新たに高齢化率、人口当たり医師数も勘案）。
- ・各病院の募集定員において、大学病院等の医師派遣の実績を考慮。

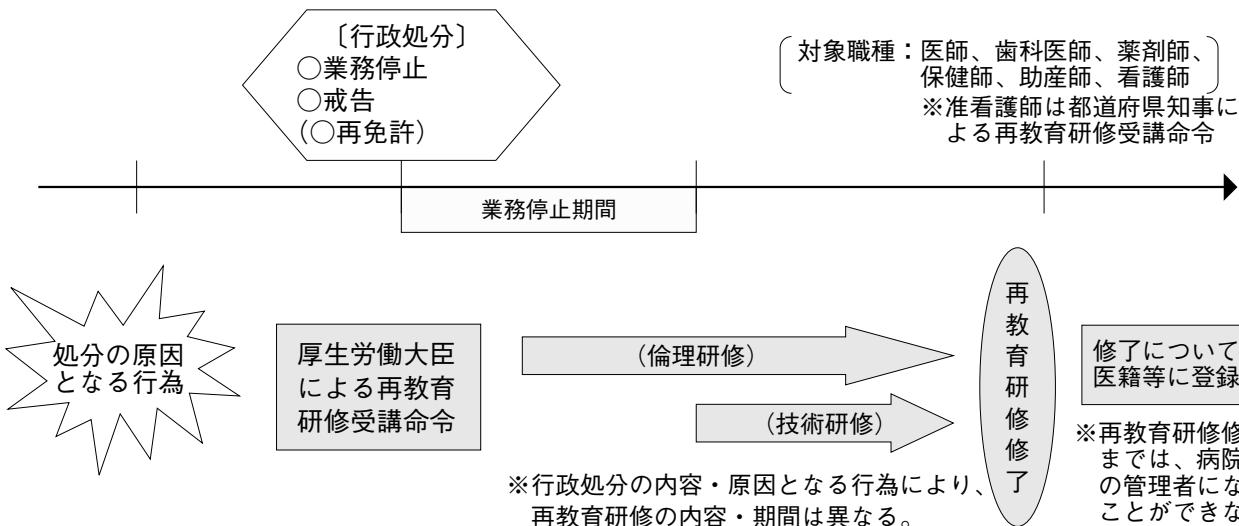
(6) 地域枠への対応、都道府県の役割の強化

- ・地域枠、医師派遣等の状況を踏まえつつ、都道府県が、都道府県上限の範囲内で各病院の定員を調整できる枠を追加。

※今回の制度見直しの施行後5年以内に所要の見直しを行う。

行政処分を受けた医師等に対する再教育研修（医師法等）

① 国民に対し安心・安全な医療、質の高い医療を確保する観点から、処分を受けた者の職業倫理を高め、医療技術を再確認し、能力と適正に応じた医療の提供を促すため、行政処分を受けた医師等に対し再教育研修の受講を義務付ける。



医療法人制度

医療法人制度の概要

1 制度の趣旨

- 医療法に基づく法人。昭和25年の医療法改正により制度創設。
- 医療事業の経営主体が医業の非営利性を損なうことなく法人格を取得する途を開く。

【制度創立当初】

私人による医療機関の経営の困難を緩和
(資金の集積を容易にするねらい)

医療機関の経営に継続性を付与
→地域医療を安定的に確保

2 設 立

- 医療法に基づく社団又は財団。
- 都道府県知事の認可。
(2以上の都道府県において医療機関を開設するものは主たる事務所の所在地の都道府県知事の認可。)



(法人数)

- ・医療法人 53,944 (H30.3.31)

うち社団法人 53,575 (持分なし 13,859、持分あり 39,716)、財団法人 369

※持分なし医療法人

- ・解散時の残余財産の帰属先について、個人（出資者）を除外し、国、地方公共団体、他の持分なし医療法人等と定めている医療法人。
- ・平成18年の医療法改正で、新設法人は持分なし医療法人に限定。ただし、既存の法人については、従前の規定を適用した上で自主的な移行を図る。

- ・社会医療法人 294 (H30.4.1)

3 運 営

- 本来業務（病院、診療所、介護老人保健施設、介護医療院の運営）のほか、保健衛生や社会福祉等に関する附帯業務を行うことができる。

- 社会医療法人の認定を受けた医療法人は、その収益を病院等の経営に充てることを目的として、収益業務を行うことができる。

- 剰余金の配当をしてはならない。

※社会医療法人

- ・民間の高い活力を活かしながら、地域住民にとって不可欠な救急医療やべき地医療等（救急医療等確保事業）を担う公益性の高い医療法人について都道府県知事が認定する。平成18年の医療法改正で制度化。
- ・役員等について同族性が排除されていること、解散時の残余財産は国、地方公共団体等に帰属する（持分がない）こと、などの要件を満たすことが必要。
- ・医療保健業の法人税は非課税。救急医療等確保事業を行う病院・診療所の固定資産税等は非課税。

(3) 健康づくり・疾病対策

保健所等

概 要

保健所は、対人保健サービスのうち、広域的に行うべきサービス、専門的技術を要するサービス及び多種の保健医療職種によるチームワークを要するサービス並びに対物保健等を実施する第一線の総合的な保健衛生行政機関である。また、市町村が行う保健サービスに対し、必要な技術的援助を行う機関である。

地域保健法により、都道府県（47）に363か所、政令で定める市（74）に95か所、特別区（23）に23か所設置されている。（平成29年4月1日現在）

《対人保健分野》

<感染症等対策>

健康診断、患者発生の報告等
結核の定期外健康診断、予防接種、訪問指導、管理検診等
(感染症法)

<エイズ・難病対策>

HIV・エイズに関する検査・相談
(エイズ予防指針)
難病医療相談等
(難病の患者に対する医療等に関する法律)

<精神保健対策>

精神保健に関する現状把握、精神保健福祉相談、精神保健訪問指導、医療・保護に関する事務等
(精神保健福祉法)

<母子保健対策>

未熟児に対する訪問指導、養育医療の給付等
(母子保健法)

《対物保健分野》

<食品衛生関係>

飲食店等営業の許可、営業施設等の監視、指導等
(食品衛生法)

<生活衛生関係>

営業の許可、届出、立入検査等
(生活衛生関係営業の運営の適正化に関する法律、興行場法、公衆浴場法、旅館業法、理容師法、美容師法、クリーニング業法)

保健所運営協議会 保健所長（医師）

- ・健康危機管理
- ・市町村への技術的援助・助言
- ・市町村相互間の調整
- ・地域保健医療計画の作成・推進

保健所481か所
都道府県363 政令市95 特別区23

医師	理学療法士
歯科医師	作業療法士
薬剤師	保健師
獣医師	助産師
診療放射線技師	看護師
医療社会事業員	精神保健福祉士
臨床検査技師	衛生検査技師
食品衛生監視員	環境衛生監視員
管理栄養士	栄養士
歯科衛生士	と畜検査員 等

<医療監視等関係>

病院、診療所、医療法人、歯科技工所、衛生検査所等への立入検査等
(医療法、歯科技工士法、臨床検査技師等に関する法律)

《企画調整等》

広報
普及啓発
衛生統計
健康相談

*これら業務の他に、保健所においては、薬局の開設の許可等（医薬品医療機器等法）、狂犬病まん延防止のための犬の拘留等（狂犬病予防法）、あんま・マッサージ業等の施術所開設届の受理等（あん摩マッサージ指圧師等に関する法律）の業務を行っている。

肝炎対策

概 要

肝炎対策基本法

肝炎対策基本法（平成21年法律第97号）

肝炎対策を総合的に策定・実施

- ・肝炎対策に関し、**基本理念**を定め、
- ・国、地方公共団体、医療保険者、国民及び医師等の**責務**を明らかにし、
- ・肝炎対策の推進に関する指針の策定について定めるとともに、
- ・肝炎対策の**基本となる事項**を定めることにより、肝炎対策を総合的に推進。

基本的施策

予防・早期発見の推進

- ・肝炎の予防の推進
- ・肝炎検査の質の向上 等

研究の推進

肝炎医療の均てん化の促進

- ・医師その他の医療従事者の育成
- ・医療機関の整備
- ・肝炎患者の療養に係る経済的支援
- ・肝炎医療を受ける機会の確保
- ・肝炎医療に関する情報の収集提供体制の整備 等

- 実施に当たり
肝炎患者の
人権尊重
・
差別解消
に配慮

肝炎対策基本指針策定

肝炎対策推進協議会

- ・肝炎患者等を代表する者
- ・肝炎医療に従事する者
- ・学識経験のある者

関係行政機関

設置
意見
資料提出等、
要請
協議

厚生労働大臣

策定

肝炎対策 基本指針

- 公表
- 少なくとも5年ごとに検討
→必要に応じ、変更

肝硬変・肝がんへの対応

- 治療水準の向上のための環境整備
- 患者支援の在り方について、医療状況を勘案し、必要に応じ検討

肝炎対策基本指針の概要（平成23年5月16日策定、平成28年6月30日改訂）

第1 肝炎の予防及び肝炎医療の推進の基本的な方向

- 肝硬変又は肝がんへの移行者を減らすことを目標とし、肝がんのり患率を出来るだけ減少させることを指標として設定すること。

第2 肝炎の予防のための施策に関する事項

- 新たな感染を予防するため、肝炎についての正しい知識を普及することが必要であること。
- B型肝炎母子感染予防対策の取り組みを進めること、B型肝炎ワクチンの定期接種を推進していくこと。

第3 肝炎検査の実施体制及び検査能力の向上に関する事項

- 全ての国民が少なくとも一回は肝炎ウイルス検査を受けることが必要であることを周知すること。
- 受検者の利便性に配慮して肝炎ウイルス検査を受検できる体制の整備等を引き続き進めること。
- 健康診断時等に併せて肝炎ウイルス検査が実施されるよう、医療保険者や事業主等の関係者の理解を得て、その促進に取り組むこと。

第4 肝炎医療を提供する体制の確保に関する事項

- 全ての肝炎患者等が継続的かつ適切な肝炎医療を受けられるよう、地域での肝炎診療ネットワークの構築をさらに進める必要があること。
- 受診勧奨及び肝炎ウイルス検査後のフォローアップに関する取組を推進すること。
- 働きながら継続的に治療を受けることができるよう、事業者等の関係者の理解及び協力を得られるように啓発を行う必要があること。

第5 肝炎の予防及び肝炎医療に関する人材の育成に関する事項

- 肝炎医療コーディネーター等の、肝炎の感染予防について知識を持つ人材や、感染が判明した後に適切な肝炎医療に結びつけるための人材を育成することが必要であること。

第6 肝炎に関する調査及び研究に関する事項

- これまでの成果を肝炎対策に適切に反映するため、研究実績を総合的に評価、検証するとともに、肝炎対策を総合的に推進するための基盤となる肝炎研究を推進すること。

第7 肝炎医療のための医薬品の研究開発の推進に関する事項

- 肝炎医療に係る最近の動向を踏まえ、特に、B型肝炎、肝硬変の治療に係る医薬品を含めた、肝炎医療に係る新医薬品等の研究開発の促進、治験及び臨床研究の推進、審査の迅速化等が必要であること。

第8 肝炎に関する啓発及び知識の普及並びに肝炎患者等の人権の尊重に関する事項

- 肝炎ウイルス検査の受検勧奨や新たな感染の予防、不当な差別を防ぎ、肝炎患者等の人権を守り、社会において安心して暮らせる環境をつくるため、普及啓発が必要であること。

第9 その他肝炎対策の推進に関する重要事項

- 肝炎患者等及びその家族等に対する支援の強化及び充実を図ること。
- 肝硬変及び肝がん患者に対する更なる支援の在り方について、検討を進めること。
- 国は、都道府県に対して、地域の実情に基づき関係者と協議のうえ、肝炎対策に係る計画及び目標の設定を図る様に促すこと。
- 国民一人一人が、自身の肝炎ウイルス感染の有無を確認すること、感染の可能性がある行為について正しい知識を持ち、新たな感染が生じないように適切に行動すること、肝炎患者等に対する不当な差別が生じること等のないよう、正しい知識を身につけ、適切な対応に努めること。

健康づくり対策

概要

健康づくり対策の変遷

第1次国民健康づくり対策 (S.53年～63年度)	【基本的考え方】 <ol style="list-style-type: none"> 生涯を通じる健康づくりの推進 [成人病予防のための1次予防の推進] 健康づくりの3要素（栄養、運動、休養）の健康増進事業の推進（栄養に重点） 	【施策の概要】 <ol style="list-style-type: none"> 生涯を通じる健康づくりの推進 <ul style="list-style-type: none"> ・乳幼児から老人に至るまでの健康診査・保健指導体制の確立 健康づくりの基盤整備等 <ul style="list-style-type: none"> ・健康増進センター、市町村保健センター等の整備 ・保健婦、栄養士等のマンパワーの確保 健康づくりの啓発・普及 <ul style="list-style-type: none"> ・市町村健康づくり推進協議会の設置 ・栄養所要量の普及 ・加工食品の栄養成分表示 ・健康づくりに関する研究の実施 	【指針等】 <ul style="list-style-type: none"> ・健康づくりのための食生活指針（昭和60年） ・加工食品の栄養成分表示に関する報告（昭和61年） ・肥満とやせの判定表・図の発表（昭和61年） ・喫煙と健康問題に関する報告書（昭和62年）
第2次国民健康づくり対策 (S.63年度～H.11年度) アクティブ80ヘルスプラン	【基本的考え方】 <ol style="list-style-type: none"> 生涯を通じる健康づくりの推進 栄養、運動、休養のうち遅れていた運動習慣の普及に重点を置いた、健康増進事業の推進 	【施策の概要】 <ol style="list-style-type: none"> 生涯を通じる健康づくりの推進 <ul style="list-style-type: none"> ・乳幼児から老人に至るまでの健康診査・保健指導体制の充実 健康づくりの基盤整備等 <ul style="list-style-type: none"> ・健康科学センター、市町村保健センター、健康増進施設等の整備 ・健康運動指導者、管理栄養士、保健婦等のマンパワーの確保 健康づくりの啓発・普及 <ul style="list-style-type: none"> ・栄養所要量の普及・改定 ・運動所要量の普及 ・健康増進施設認定制度の普及 ・たばこ行動計画の普及 ・外食栄養成分表示の普及 ・健康文化都市及び健康保養地の推進 ・健康づくりに関する研究の実施 	【指針等】 <ul style="list-style-type: none"> ・健康づくりのための食生活指針（対象特性別：平成2年） ・外食栄養成分表示ガイドライン策定（平成2年） ・喫煙と健康問題に関する報告書（改定）（平成5年） ・健康づくりのための運動指針（平成5年） ・健康づくりのための休養指針（平成6年） ・たばこ行動計画検討会報告書（平成7年） ・公共の場所における分煙のあり方検討会報告書（平成8年） ・年齢対象別身体活動指針（平成9年）
第3次国民健康づくり対策 (H.12年度～H.24年度) 21世紀における国民健康づくり運動（健康日本21）	【基本的考え方】 <ol style="list-style-type: none"> 生涯を通じる健康づくりの推進 [「一次予防」の重視と健康寿命の延伸、生活の質の向上] 国民の保健医療水準の指標となる具体的目標の設定及び評価に基づく健康増進事業の推進 個人の健康づくりを支援する社会環境づくり 	【施策の概要】 <ol style="list-style-type: none"> 健康づくりの国民運動化 <ul style="list-style-type: none"> ・効果的なプログラムやツールの普及啓発、定期的な見直し ・メタボリックシンドロームに着目した、運動習慣の定着、食生活の改善等に向けた普及啓発の徹底 効果的な健診・保健指導の実施 <ul style="list-style-type: none"> ・医療保険者による40歳以上の被保険者・被扶養者に対するメタボリックシンドロームに着目した健診・保健指導の着実な実施（2008年度より） 産業界との連携 <ul style="list-style-type: none"> ・産業界の自主的取組との一層の連携 人材育成（医療関係者の資質向上） <ul style="list-style-type: none"> ・国、都道府県、医療関係者団体、医療保険者団体等が連携した人材育成のための研修等の充実 エビデンスに基づいた施策の展開 <ul style="list-style-type: none"> ・アウトカム評価を可能とするデータの把握手法の見直し 	【指針等】 <ul style="list-style-type: none"> ・食生活指針（平成12年） ・分煙効果判定基準策定検討会報告書（平成14年） ・健康づくりのための睡眠指針（平成15年） ・健康診査の実施等に関する指針（平成16年） ・日本人の食事摂取基準（2005年版）（平成16年） ・食事バランスガイド（平成17年） ・禁煙支援マニュアル（平成18年） ・健康づくりのための運動基準2006（平成18年） ・健康づくりのための運動指針2006（エクササイズガイド2006）（平成18年） ・日本人の食事摂取基準（2010年版）（平成21年）
第4次国民健康づくり対策 (H.25年度～) 21世紀における国民健康づくり運動（健康日本21（第二次））	【基本的考え方】 <ol style="list-style-type: none"> 健康寿命の延伸・健康格差の縮小 生涯を通じる健康づくりの推進 [生活習慣病の発症予防・重症化予防、社会生活機能の維持・向上、社会環境の整備] 生活習慣病の改善とともに社会環境の改善 国民の保健医療水準の指標となる具体的な数値目標の設定及び評価に基づく健康増進事業の推進 	【施策の概要】 <ol style="list-style-type: none"> 健康寿命の延伸と健康格差の縮小 <ul style="list-style-type: none"> ・生活習慣病予防対策の総合的な推進、医療や介護などの分野における支援等の取組を推進 生活習慣病の発症予防と重症化予防の徹底（NCD（非感染性疾患）の予防） <ul style="list-style-type: none"> ・がん、循環器疾患、糖尿病、COPDの一次予防とともに重症化予防に重点を置いた対策を推進 社会生活を営むために必要な機能の維持及び向上 <ul style="list-style-type: none"> ・こころの健康、次世代の健康、高齢者の健康を推進 健康を支え、守るために社会環境の整備 <ul style="list-style-type: none"> ・健康づくりに自発的に取り組む企業等の活動に対する情報提供や、当該取組の評価等を推進 栄養・食生活、身体活動・運動、休養、飲酒、喫煙、歯・口腔の健康に関する生活習慣の改善及び社会環境の改善 <ul style="list-style-type: none"> ・上記項目に関する基準や指針の策定・見直し、正しい知識の普及啓発、企業や民間団体との協働による体制整備を推進 	【指針等】 <ul style="list-style-type: none"> ・健康づくりのための身体活動基準2013（平成25年） ・アクティブガイドー健康づくりのための身体活動指針（平成25年） ・禁煙支援マニュアル（第2版）（改定）（平成30年） ・健康づくりのための睡眠指針2014（平成26年） ・日本人の食事摂取基準（2015年版）（平成26年） ・喫煙の健康影響に関する検討会報告書（平成28年）

健康増進法の概要

第1章 総則

(1) 目的

国民の健康の増進の総合的な推進に関し基本的な事項を定めるとともに、国民の健康の増進を図るための措置を講じ、国民保健の向上を図る。

(2) 責務

- ① 国民 健康な生活習慣の重要性に対し感心と理解を深め、生涯にわたり、自らの健康状態を自覚するとともに、健康の増進に努める。
- ② 国及び地方公共団体 健康の増進に関する正しい知識の普及、情報の収集・整理・分析・提供、研究の推進、人材の養成・資質の向上を図るとともに、関係者に対し、必要な技術的援助を与えることに努める。
- ③ 健康増進事業実施者（保険者、事業者、市町村、学校等） 健康相談等国民の健康の増進のための事業を積極的に推進するよう努める。

(3) 国、地方公共団体、健康増進事業実施者、医療関係その他の関係者の連携及び協力

第2章 基本方針（「健康日本21」の法制化）

(1) 基本方針

国民の健康の増進の総合的な推進を図るための基本方針を厚生労働大臣が策定。

- ① 国民の健康の増進の推進に関する基本的な方向
- ② 国民の健康の増進の目標に関する事項
- ③ 都道府県健康増進計画及び市町村健康増進計画の策定に関する基本的事項
- ④ 国民健康・栄養調査その他の調査・研究に関する基本的事項
- ⑤ 健康増進事業実施者間の連携及び協力に関する基本的事項
- ⑥ 食生活、運動、休養、喫煙、飲酒、歯の健康保持その他の生活習慣に関する正しい知識の普及に関する事項
- ⑦ その他国民の健康の増進の推進に関する重要な事項

(2) 都道府県健康増進計画及び市町村健康増進計画（住民の健康の増進の推進に関する施策についての計画）の策定。

(3) 健康診査の実施等に関する指針

生涯を通じた健康自己管理を支援するため、健康増進事業実施者による健康診査の実施及びその結果の通知、健康手帳の交付その他の措置に関する指針を厚生労働大臣が策定。

平成28年国民健康・栄養調査結果の概要について

国民健康・栄養調査について

目的：健康増進法（平成14年法律第103号）に基づき、国民の健康の増進の総合的な推進を図るための基礎資料を得る。また、平成28年の調査は、全国の代表値に加えて地域別の健康状態や生活習慣の状況を把握するための資料を得る。

調査客体：平成22年国勢調査区のうち、後置番号が「1」（一般調査区）から無作為抽出した475地区内の24,187世帯を対象として実施。

調査項目：[身体状況調査] 身長、体重、腹囲、血圧、血液検査、歩数、問診（服薬状況、運動）

[栄養摂取状況調査] 食品摂取量、栄養素等摂取量、食事状況（欠食、外食等）

[生活習慣調査] 食生活、身体活動・運動、休養（睡眠）、飲酒、喫煙、歯の健康等に関する生活習慣全般

調査結果のポイント

〈糖尿病有病者と糖尿病予備群はいずれも約1,000万人と推計〉

- ・糖尿病が強く疑われる者（糖尿病有病者）、糖尿病の可能性を否定できない者（糖尿病予備群）はいずれも約1,000万人と推計。
- ・糖尿病予備群は、平成9年以降増加していたが、平成19年以降減少。

〈体格及び生活習慣に関する状況は、都道府県の上位群と下位群で有意な差〉

- ・体格（BMI）及び主な生活習慣の状況について、都道府県別に年齢調整を行い、高い方から低い方に4区分に分け、上位（上位25%）群と下位（下位25%）群の状況を比較した結果、BMI、野菜摂取量、食塩摂取量、歩数、現在習慣的に喫煙している者の割合（男性）で、それぞれ上位群と下位群の間に有意な差。
- ・平成24年調査と平成28年調査を比較したところ、都道府県の格差は、男性の野菜摂取量及び男女の食塩摂取量で縮小。

〈受動喫煙の機会は「飲食店」が最も高く4割超〉

- ・受動喫煙の機会を有する者の割合について場所別にみると、「飲食店」では42.2%と最も高く、次いで「遊技場」では34.4%、「職場」では30.9%。

〈高齢者の女性における低栄養傾向の者の割合は、この10年間で有意に増加〉

- ・65歳以上の高齢者の低栄養傾向（ $BMI \leq 20\text{kg}/\text{m}^2$ ）の割合は、男性12.8%、女性22.0%であり、この10年間でみると、女性では有意に増加。

詳細データ① 全国の自治体における健康増進計画の策定状況

【都道府県における健康増進計画の策定状況】

全ての都道府県において計画策定済（平成14年3月末）

【市町村、特別区における健康増進計画の策定状況】

	総数	計画策定済	平成29年度中 策定予定	平成30年度 策定予定	平成31年度以降 策定予定	策定予定なし
保健所政令市	80	80	0	0	0	0
東京都特別区	23	23	0	0	0	0
その他市町村	1,638	1,466	33	40	71	25

(平成30年1月1日現在)

【都道府県別市町村における健康増進計画の策定状況】

都道府県名	市町村数	策定済	策定率	H29年度中	H30年度中	H31年度以降	策定予定なし
北海道	175	127	72.6%	4	6	34	4
青森県	38	38	100.0%	0	0	0	0
岩手県	32	32	100.0%	0	0	0	0
宮城県	34	34	100.0%	0	0	0	0
秋田県	24	23	95.8%	0	1	0	0
山形県	35	35	100.0%	0	0	0	0
福島県	56	45	80.4%	3	2	4	2
茨城県	44	44	100.0%	0	0	0	0
栃木県	24	24	100.0%	0	0	0	0
群馬県	33	33	100.0%	0	0	0	0
埼玉県	59	53	89.8%	1	2	3	0
千葉県	51	35	68.6%	8	6	2	0
東京都	37	27	73.0%	1	1	5	3
神奈川県	27	26	96.3%	1	0	0	0
新潟県	29	29	100.0%	0	0	0	0
富山県	14	14	100.0%	0	0	0	0
石川県	18	18	100.0%	0	0	0	0
福井県	17	17	100.0%	0	0	0	0
山梨県	27	27	100.0%	0	0	0	0
長野県	76	66	86.8%	1	3	6	0
岐阜県	41	41	100.0%	0	0	0	0
静岡県	33	33	100.0%	0	0	0	0
愛知県	50	50	100.0%	0	0	0	0
三重県	28	23	82.1%	1	2	1	1
滋賀県	18	18	100.0%	0	0	0	0
京都府	25	18	72.0%	1	0	2	4
大阪府	36	32	88.9%	0	1	2	1
兵庫県	36	35	97.2%	1	0	0	0
奈良県	38	32	84.2%	4	1	0	1
和歌山县	29	18	62.1%	0	5	2	3
鳥取県	18	18	100.0%	0	0	0	0
島根県	18	18	100.0%	0	0	0	0
岡山県	25	24	96.0%	0	0	0	1
広島県	20	18	90.0%	2	0	0	0
山口県	18	18	100.0%	0	0	0	0
徳島県	24	22	91.7%	0	2	0	0
香川県	16	16	100.0%	0	0	0	0
愛媛県	19	19	100.0%	0	0	0	0
高知県	33	33	100.0%	0	0	0	0
福岡県	56	39	69.6%	5	5	4	0
佐賀県	20	16	80.0%	0	1	1	2
長崎県	19	19	100.0%	0	0	0	0
熊本県	44	38	86.4%	0	2	4	0
大分県	17	17	100.0%	0	0	0	0
宮崎県	25	25	100.0%	0	0	0	0
鹿児島県	42	42	100.0%	0	0	0	0
沖縄県	40	37	92.5%	0	0	0	3
	1,638	1,466	89.5%	33	40	70	25

(注) 保健所政令市、特別区は除く。

詳細データ② 生活習慣病に関する患者数、死亡数

	総患者数 (千人)	死亡数 (人)	死亡率 (人口10万対)
悪性新生物 <腫瘍>	1,782	373,178	299.4
糖尿病	3,289	13,959	11.2
高血圧性疾患	9,937	9,560	7.7
心疾患 (高血圧性のものを除く)	1,732	204,203	163.8
脳血管疾患	1,115	109,844	88.1

資料：〈総患者数〉厚生労働省政策統括官付保健統計室「平成29年患者調査」

〈死亡数・死亡率〉厚生労働省政策統括官付人口動態・保健社会統計室「人口動態統計」(平成29年概数)

詳細データ③ 糖尿病に関する推計

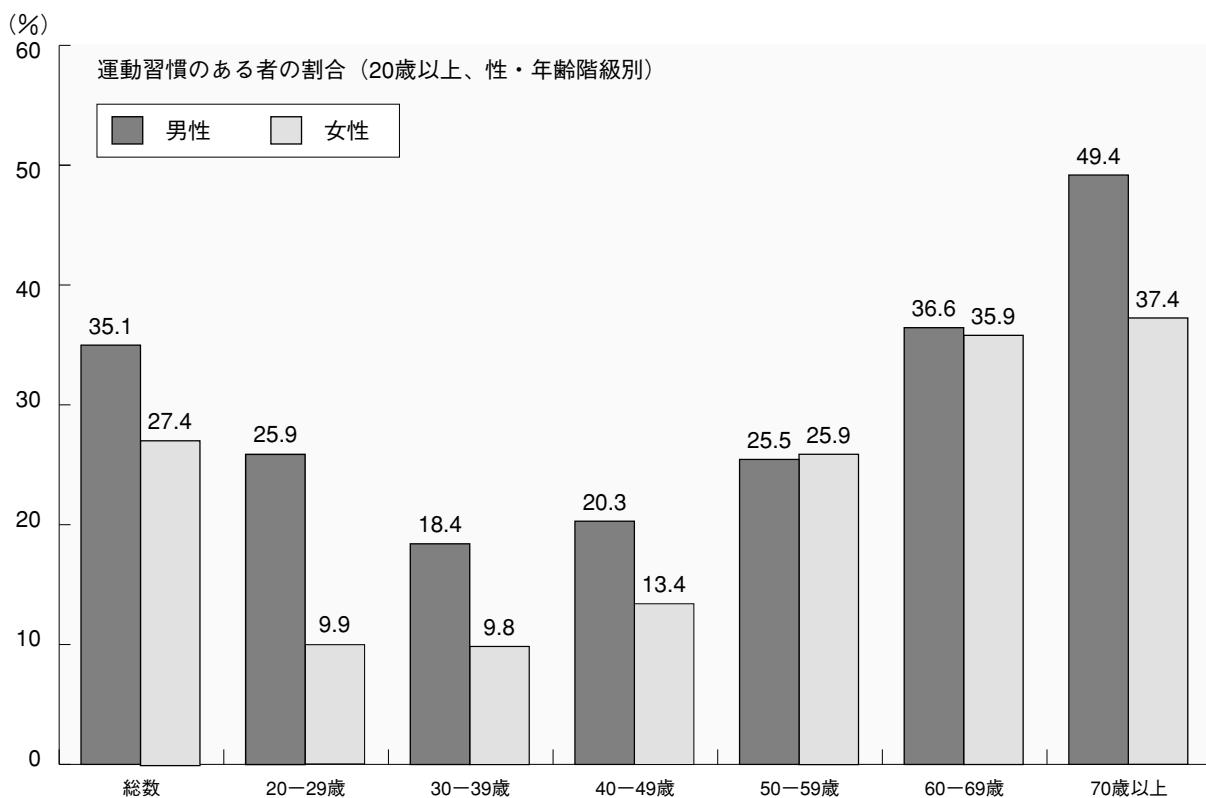
年齢	男性（調査客体：4,582人）		女性（調査客体：6,609人）	
	糖尿病が強く疑われる人	糖尿病の可能性を否定できない人	糖尿病が強く疑われる人	糖尿病の可能性を否定できない人
20～29	0.0%	0.7%	1.2%	0%
30～39	1.3%	1.5%	0.7%	0.7%
40～49	3.8%	4.7%	1.8%	5.1%
50～59	12.6%	11.1%	6.1%	9.7%
60～69	21.8%	12.5%	12.0%	15.2%
70～	23.2%	18.8%	16.8%	20.2%

平成28年10月1日現在の推計人口に当てはめると、日本全国で

- ・糖尿病が強く疑われる人：約1,000万人
 - ・糖尿病の可能性を否定できない人：約1,000万人
- と推計される。

資料：厚生労働省健康局「平成28年国民健康・栄養調査」

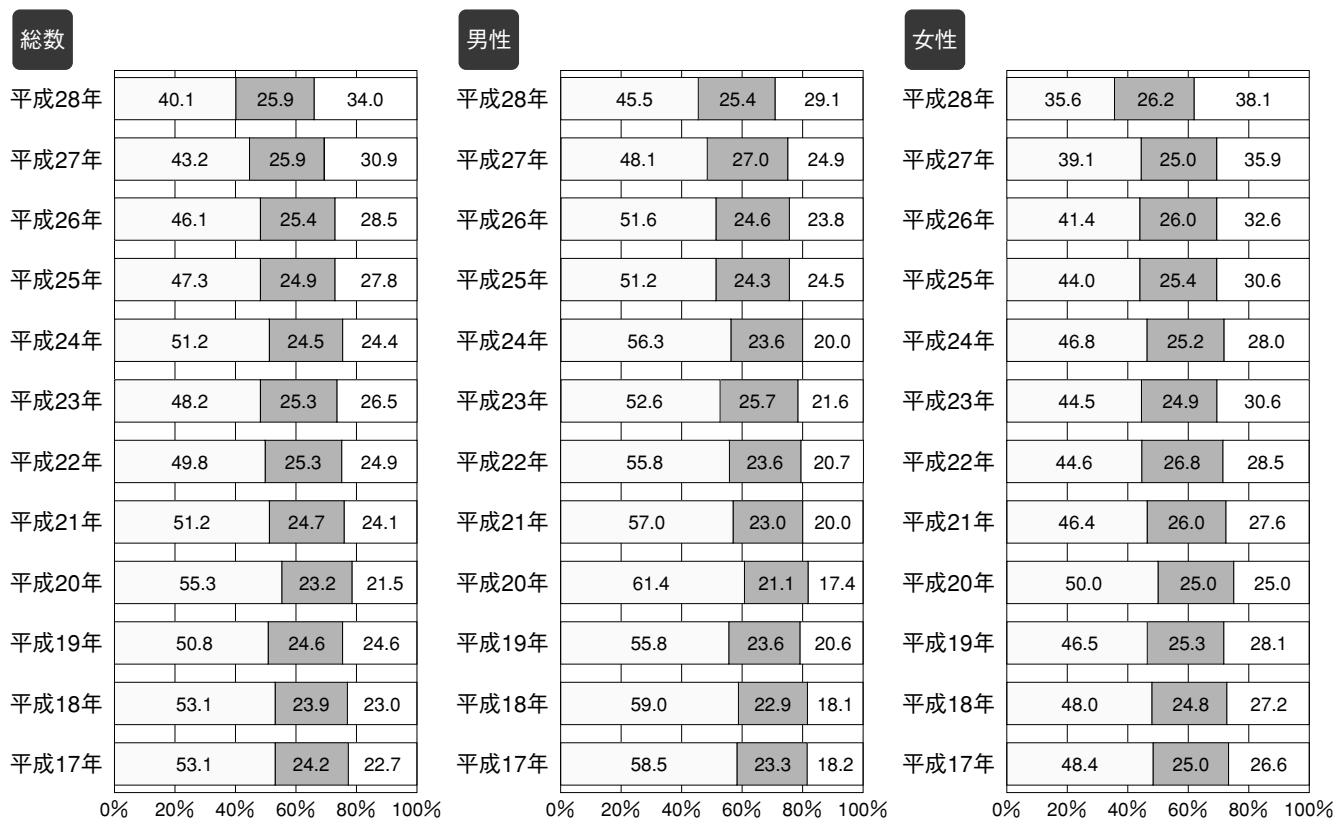
詳細データ④ 運動習慣の状況



資料：厚生労働省健康局「平成28年国民健康・栄養調査」

(注) 運動習慣のある者：1回30分以上の運動を週2日以上実施し、1年以上継続している者

詳細データ⑤ 脂肪エネルギー比率の分布の推移 (20歳以上)

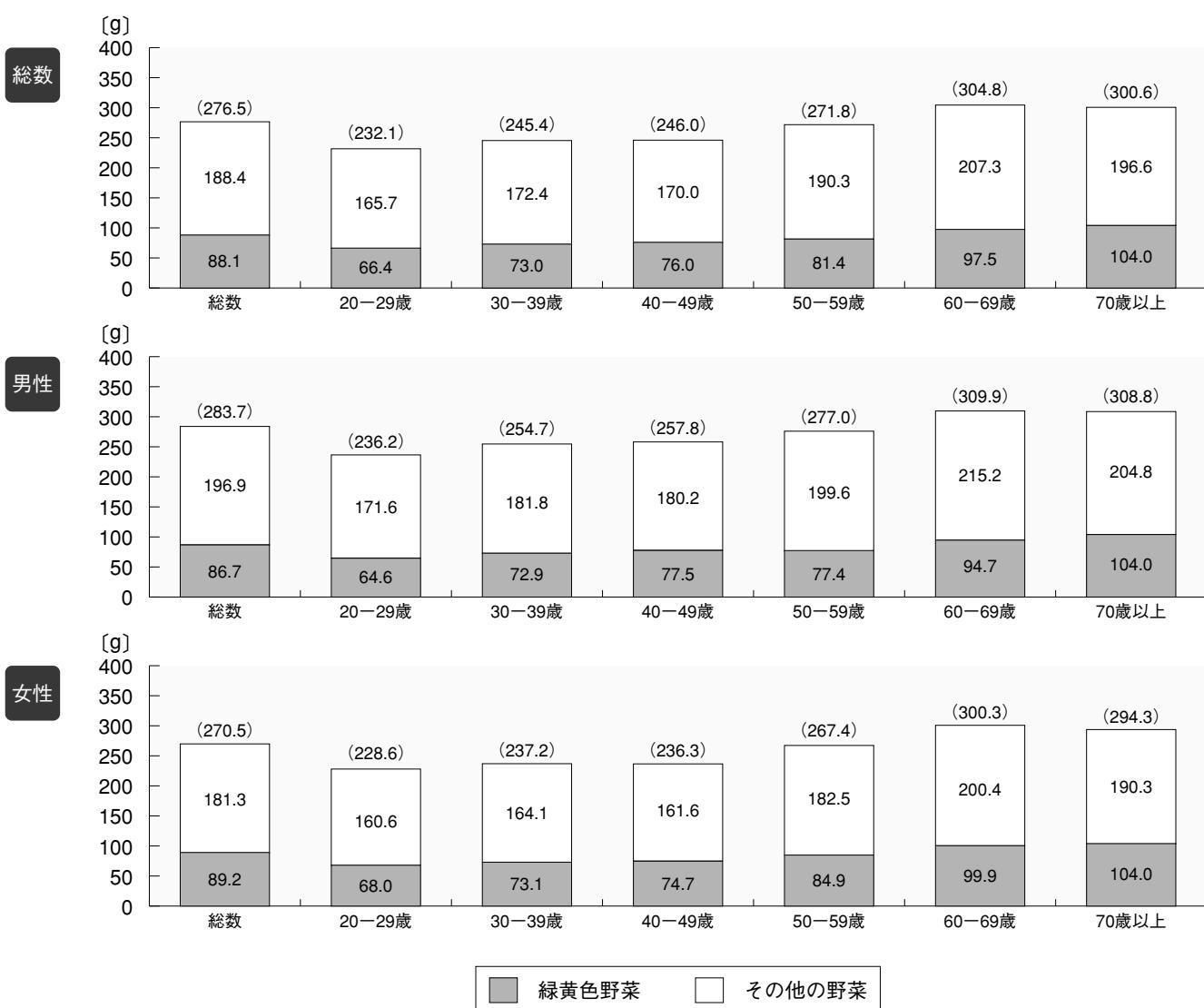


資料：厚生労働省健康局「国民健康・栄養調査」

(注) 脂肪エネルギー比率：脂肪からのエネルギー摂取割合

□ 25%未満 □ 25%以上30%未満 □ 30%以上

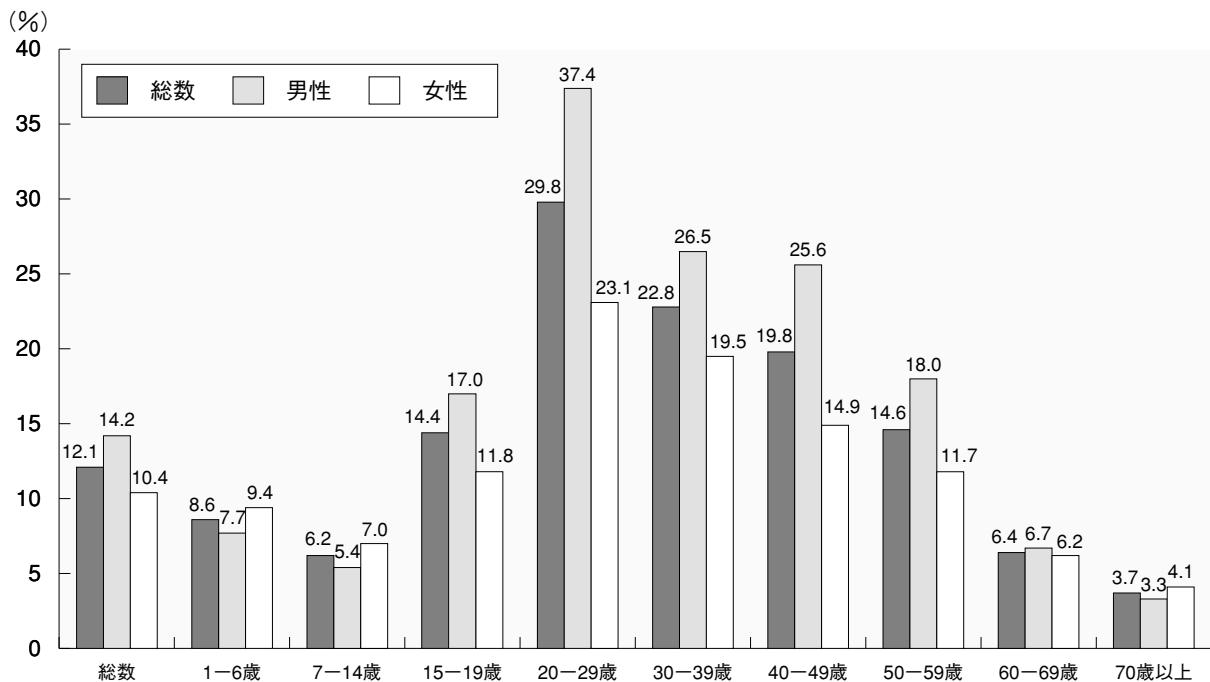
詳細データ⑥ 野菜類摂取量の平均値（20歳以上、性・年齢階級別）



資料：厚生労働省健康局「平成28年国民健康・栄養調査」

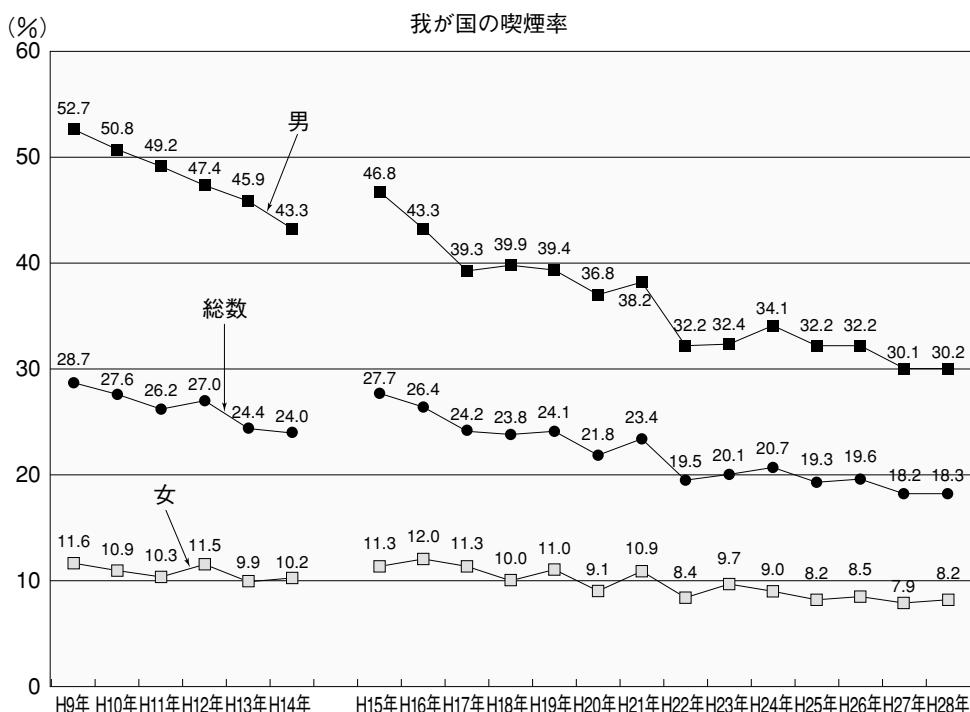
(注) () 内は、「緑黄色野菜」および「その他の野菜（野菜類のうち緑黄色野菜以外）」摂取量の合計。

詳細データ⑦ 朝食の欠食率（1歳以上、性・年齢階級別）



資料：厚生労働省健康局「平成28年国民健康・栄養調査」

詳細データ⑧ 喫煙率の状況



諸外国の喫煙率 (%)

国名	男性 (%)	女性 (%)
日本	(32.2) 30.2	(8.4) 8.2
ドイツ	(34.8) 25.1	(27.3) 17.1
フランス	(33.3) 32.3	(26.5) 21.6
オランダ	(31.0) 17.0	(25.0) 17.0
イタリア	(28.3) 22.8	(16.2) 14.9
イギリス	(22.0) 19.9	(20.0) 18.1
カナダ	(19.9) 12.7	(15.5) 8.5
アメリカ	(23.9) 14.4	(18.0) 11.7
オーストラリア	(16.6) 15.6	(15.2) 13.3
スウェーデン	(16.5) 9.0	(18.8) 11.0

出典：The Tobacco ATLAS 第6版(2018)
日本の数値は「平成23年国民健康・栄養調査」

(注) 国民栄養調査と国民健康・栄養調査では、喫煙率の定義及び調査方法が異なるため、その単純比較は困難である。

(注) ()書き：The Tbcacco ATLAS
(2009)

日本の数値は「平成22年国民健康・栄養調査」

歯の健康対策

概 要

8020（ハチマル・ニイマル）運動

[8020運動の経緯]

1989（平成元）年	成人歯科保健対策検討会中間報告において、80歳になっても自分の歯を20本以上保とうという「8020（ハチマル・ニイマル）」運動が提唱される。
1991（ 3）年	歯の衛生週間（6月4日～10日）の重点目標が「8020運動の推進」となる。
1992（ 4）年	8020運動の普及啓発を図る「8020運動推進対策事業」が開始される。（～8年）
1993（ 5）年	8020運動推進対策事業の円滑な推進を図る8020運動推進支援事業が開始される。（～9年）
1997（ 9）年	市町村を実施主体とした歯科保健推進事業（メニュー事業）が開始される。
2000（ 12）年	都道府県を実施主体とした「8020運動推進特別事業」が開始される。
2006（ 18）年	「平成17年歯科疾患実態調査結果」を公表。8020達成者が調査開始以来、初めて20%を超えた。
2011（ 23）年	「歯科口腔保健の推進に関する法律」が成立。
2012（ 24）年	「歯科口腔保健の推進に関する法律」に基づき、「歯科口腔保健の推進に関する基本的事項」が大臣告示。 8020運動の更なる推進等の取組について規定した「健康日本21（第二次）」が大臣告示。 「平成23年歯科疾患実態調査結果」を公表。8020達成者が40%を超えた。
2013（ 25）年	「歯の衛生週間」の名称が「歯と口の健康週間」に変更され、重点目標が「生きる力を支える歯科口腔保健の推進～生涯を通じた8020運動の新たな展開～」となる。
2017（ 29）年	「平成28年歯科疾患実態調査結果（概要）」を公表。8020達成者が50%を超えた。 「歯科口腔保健の推進に関する基本的事項」の中間評価の実施。

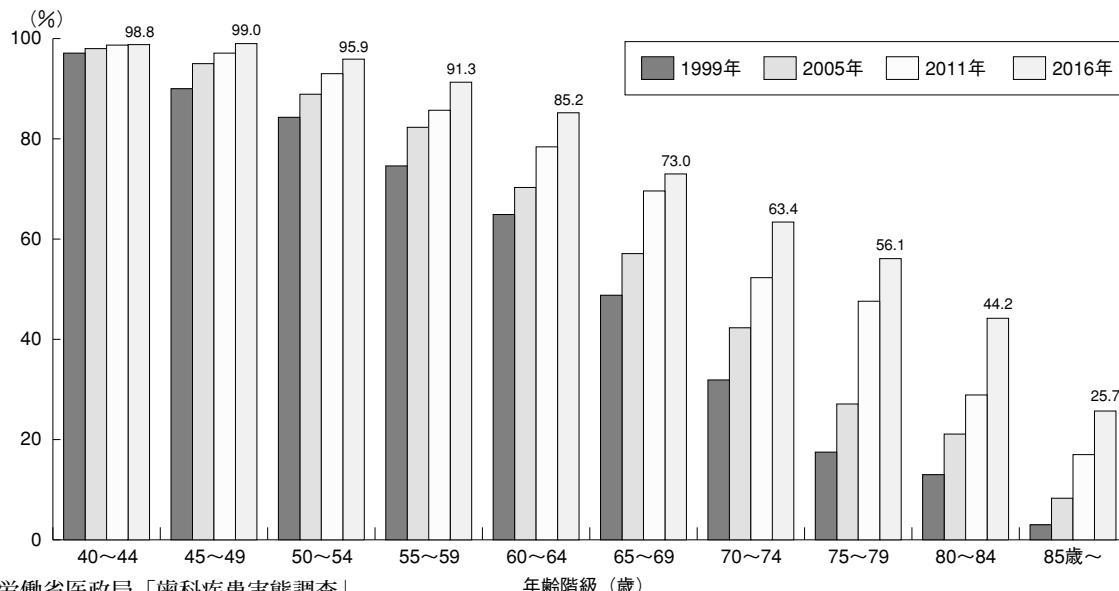
[8020運動と「歯科口腔保健の推進に関する基本的事項」、「健康日本21（第二次）」]

平成24年7月に告示された「歯科口腔保健の推進に関する基本的事項」と「健康日本21（第二次）」は相互に調和を保つとともに、「8020運動」の更なる推進について規定している。それぞれの目標で「80歳で20歯以上の自分の歯を有する者の割合の増加」を設定しており、平成34年度の目標値は60%としている。今後も生涯を通じた歯科保健対策（8020運動）により歯・口腔の健康づくりの取組みが重要である。

詳細データ

自分の歯を20本以上もつ者の年齢階級別割合の推移

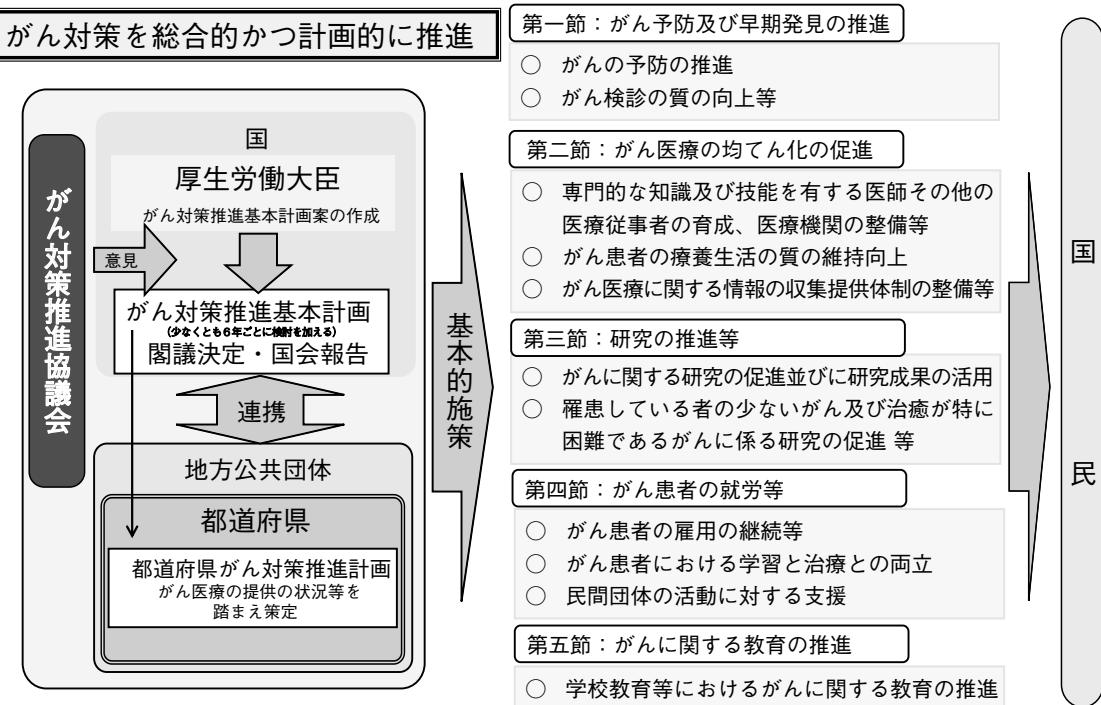
年齢 年	40～44	45～49	50～54	55～59	60～64	65～69	70～74	75～79	80～85	85歳～
1999年	97.1%	90.0%	84.3%	74.6%	64.9%	48.8%	31.9%	17.5%	13.0%	3.0%
2005年	98.0	95.0	88.9	82.3	70.3	57.1	42.3	27.1	21.1	8.3
2011年	98.7	97.1	93.0	85.7	78.4	69.6	52.3	47.6	28.9	17.0
2016年	98.8	99.0	95.9	91.3	85.2	73.0	63.4	56.1	44.2	25.7



資料：厚生労働省医政局「歯科疾患実態調査」

がん対策

概 要 がん対策基本法（平成18年法律第98号、平成19年4月施行、平成28年12月改正・施行）



第3期がん対策推進基本計画（平成30年3月9日閣議決定）（概要）

第1 全体目標

「がん患者を含めた国民が、がんを知り、がんの克服を目指す。」

①科学的根拠に基づくがん予防・がん検診の充実 ②患者本位のがん医療の実現 ③尊厳を持って安心して暮らせる社会の構築

第2 分野別施策

1. がん予防

- (1) がんの1次予防
- (2) がんの早期発見、がん検診
(2次予防)

2. がん医療の充実

- (1) がんゲノム医療
- (2) がんの手術療法、放射線療法、薬物療法、免疫療法
- (3) チーム医療
- (4) がんのリハビリテーション
- (5) 支持療法
- (6) 希少がん、難治性がん
(それぞれのがんの特性に応じた対策)
- (7) 小児がん、AYA（※）世代のがん、高齢者のがん
(※) Adolescent and Young Adult : 思春期と若年成人
- (8) 病理診断
- (9) がん登録
- (10) 医薬品・医療機器の早期開発・承認等に向けた取組

3. がんとの共生

- (1) がんと診断された時からの緩和ケア
- (2) 相談支援、情報提供
- (3) 社会連携に基づくがん対策・がん患者支援
- (4) がん患者等の就労を含めた社会的な問題
- (5) ライフステージに応じたがん対策

4. これらを支える基盤の整備

- (1) がん研究
- (2) 人材育成
- (3) がん教育、普及啓発

第3 がん対策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

- | | |
|--------------------|--------------------------|
| 1. 関係者等の連携協力の更なる強化 | 5. 必要な財政措置の実施と予算の効率化・重点化 |
| 2. 都道府県による計画の策定 | 6. 目標の達成状況の把握 |
| 3. がん患者を含めた国民の努力 | 7. 基本計画の見直し |
| 4. 患者団体等との協力 | |

がん登録等の推進に関する法律の概要

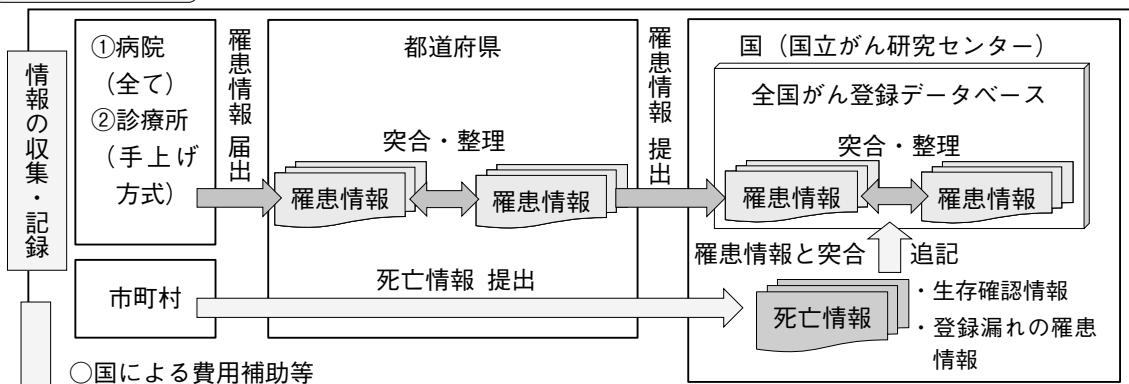
がん登録等（全国がん登録・院内がん登録等の方法によるがん診療情報の収集）

- 「全国がん登録」：国・都道府県による利用・提供の用に供するため、国が国内におけるがんの罹患、診療、転帰等に関する情報をデータベースに記録し、保存すること
- 「院内がん登録」：病院において、がん医療の状況を適確に把握するため、がんの罹患、診療、転帰等に関する詳細な情報を記録し、保存すること
- ➡がん医療の質の向上等（がん医療・がん検診の質の向上とがん予防の推進）、国民に対するがん・がん医療等・がん予防についての情報提供の充実その他のがん対策を科学的知見に基づき実施

基本理念

- 全国がん登録では、広範な情報収集により、罹患、診療、転帰等の状況をできる限り正確に把握
- 院内がん登録について、全国がん登録を通じて必要な情報を確実に得させ、その普及・充実を図る
- がん対策の充実のため、全国がん登録のほか、がんの診療に関する詳細な情報の収集を図る
- がん登録等の情報について、民間を含めがんに係る調査研究に活用、その成果を国民に還元
- がん登録等に係る個人に関する情報を厳格に保護

全国がん登録



- 利用等の限度**
- 国・地方公共団体のがん対策に必要な調査研究のための利用・提供
 - 届出を行った病院等への生存確認情報の提供
 - がん医療の質の向上等に資する調査研究を行う者への提供
(研究者への非匿名化情報の提供は、本人同意があること等要件加重)
※非匿名化情報については、保有期間の上限を政令で定める
 - 都道府県がんデータベース（地域がん登録のデータ等と一体的に保存）の整備

情報の保護等（情報の適切な管理。目的外利用の禁止。秘密漏示等の罰則。開示請求等は認めない。）

院内がん登録等の推進（院内がん登録の推進、国によるがん診療情報の収集等のための体制整備）

人材の育成（全国がん登録・院内がん登録の事務に従事する人材の確保等のための必要な研修等）

がん登録等の情報の活用

- 国・都道府県等⇒がん対策の充実、医療機関への情報提供、統計等の公表、患者等への相談支援
- 医療機関⇒患者等に対する適切な情報提供、がん医療の分析・評価等、がん医療の質の向上
- がん登録等の情報の提供を受けた研究者⇒がん医療の質の向上等に貢献

詳細データ がんに関する統計

項目	現 状	出典
死亡数	総数37万3,178人（全死因に対し27.8%） [男性 22万301人]（全死因に対し31.9%） [女性 15万2,877人]（全死因に対し23.5%） →“日本人の3.6人に1人ががんで死亡”	人口動態統計 (平成29年概数)
罹患者数	86万2,452人（上皮内がんを含まない） [男性 49万8,720人] 多い部位：①胃、②肺、③大腸、④前立腺、⑤肝臓 [女性 36万3,732人] 多い部位：①乳房、②大腸、③胃、④肺、⑤子宮	地域がん登録全国推計値 (平成25年)
生涯リスク	男性：62%、女性：46% →“日本人の2人に1人ががんになる”	国立がんセンターがん対策情報センターによる 推計値（平成25年）
受療・患者	継続的な医療を受けていると推計される者は178.2万人 ・ 調査日に入院中と推計される者は12万6,100人 ・ 調査日に外来受診したと推計される者は18万3,600人	患者調査 (平成29年)
がん医療費	3兆5,889億円 ※ 医科診療医療費全体の11.9%	国民医療費 (平成27年度)

アレルギー疾患対策

概要

アレルギー疾患対策基本法（平成27年12月25日施行）

対象疾患：気管支ぜん息、アトピー性皮膚炎、アレルギー性鼻炎、アレルギー性結膜炎、花粉症、食物アレルギーなど

※上記6疾患以外は必要に応じて政令で定めるとされているが、現状としては他の疾患を定める予定はない。

基本理念

- ① 総合的な施策の実施により生活環境の改善を図ること。
- ② 居住地域にかかわらず適切なアレルギー疾患医療を受けられるようにすること。
- ③ 適切な情報の入手ができる体制及び生活の質の維持向上のための支援体制の整備がなされること。
- ④ アレルギー疾患研究を推進し、その成果等を普及・活用・発展させること。

アレルギー疾患対策基本指針

- アレルギー疾患対策の総合的な推進を図るため、厚生労働大臣が基本指針を策定
 - ・アレルギー疾患対策の推進に関する基本的な事項
 - ・アレルギー疾患に関する啓発及び知識の普及並びにアレルギー疾患の予防のための施策に関する事項
 - ・アレルギー疾患医療を提供する体制の確保に関する事項
 - ・アレルギー疾患に関する調査及び研究に関する事項
 - ・その他アレルギー疾患対策の推進に関する重要事項

厚生労働省

アレルギー疾患対策推進協議会

- ・「アレルギー疾患対策基本指針」の策定・変更に当たって意見を述べる
 - ・委員は、厚生労働大臣が任命
- (委員)
- ・患者及びその代表者
 - ・アレルギー疾患医療に従事する者
 - ・学識経験のある者
- ※ 協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で規定

難病対策

概要

難病対策の概要

難病対策については、難病の患者に対する医療等に関する法律等に基づき各種の事業を推進している。

<難病対策として取り上げる疾病の範囲>

(1) 難病 発病の機構が明らかでなく、治療方法が確立していない希少な疾病であって、長期の療養を必要とするもの ※指定難病（医療費助成の対象） 難病のうち、患者数が人口の0.1%程度に達せず、客観的な診断基準（又はそれに準ずるもの）が確立している疾患として厚生労働大臣が指定するもの
--

(2) 小児慢性特定疾病 当該疾病にかかっていることにより長期にわたり療養を必要とし、及びその生命に危険が及ぶおそれがあるものであって、療養のために多額の費用を要するものとして厚生労働大臣が定める疾病

<対策の進め方>

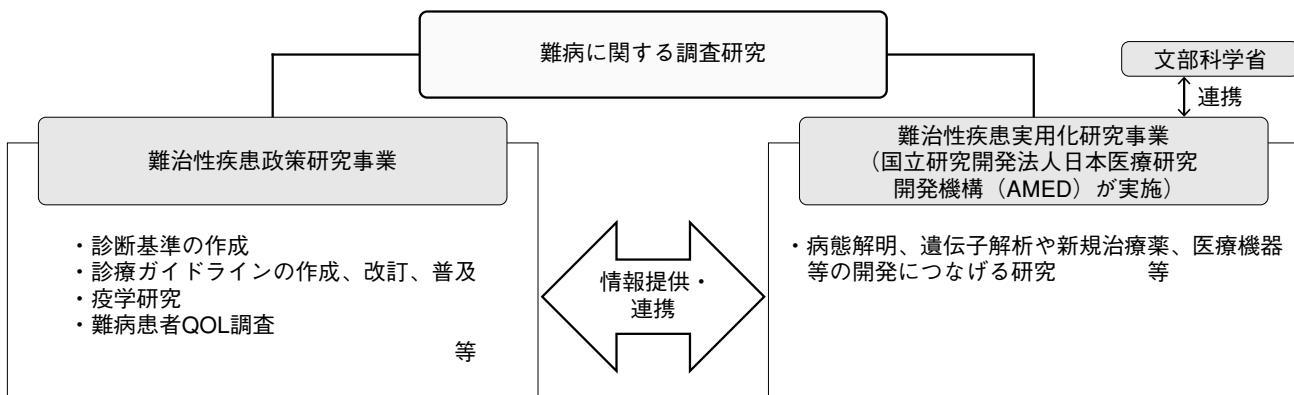
- (1) 調査研究の推進
- (2) 医療施設等の整備
- (3) 医療費の自己負担の軽減
- (4) 地域における保健医療福祉の充実・連携
- (5) QOLの向上を目指した福祉施策の充実

<事業の種類>

厚生労働科学研究 (難治性疾患克服研究) (免疫アレルギー疾患等予防・治療研究) (障害者対策総合研究)	(健 康 局) (〃) (障害保健福祉部)
重症難病患者拠点・協力病院設備	(健 康 局)
特定医療費の支給 小児慢性特定疾病医療費の支給 育成医療 更生医療 重症心身障害児（者）措置 進行性筋萎縮症児（者）措置	(健 康 局) (〃) (障害保健福祉部) (〃) (〃) (〃)
難病相談支援センター事業 難病医療提供体制整備事業 難病患者地域支援対策推進事業 難病情報センター等事業	(健 康 局) (〃) (〃) (〃)
難病患者等居宅生活支援事業	※平成25年4月より障害者総合支援法で障害者の定義に新たに難病等が位置づけられたことから障がい福祉サービスの対象となった。

難治性疾患政策研究事業等

難病研究を総合的・戦略的に実施するため、全国規模のデータベースを活用するなどし、疫学、病態解明、新規治療法の開発、再生医療技術を用いた研究を行うとともに難病政策と一体となった調査研究の推進に取り組む。



詳細データ

指定難病

番号	病名
307	カナバン病
308	進行性白質脳症
309	進行性ミオクローヌスてんかん
310	先天異常症候群
311	先天性三尖弁狭窄症
312	先天性僧帽弁狭窄症
313	先天性肺静脈狭窄症
314	左肺動脈右肺動脈起始症
315	ネイレバラ症候群(爪膝蓋骨症候群) / LMX1B関連腎症
316	カルニチン回路異常症
317	三頭酵素欠損症
318	シトリン欠損症
319	セピアブテリン還元酵素(SR)欠損症
320	先天性グリコシルホスファチジルイノシトール(GPI)欠損症
321	非ケトーシス型高グリシン血症
322	β-ケトチオラーゼ欠損症
323	芳香族L-アミノ酸脱炭酸酵素欠損症
324	メチルグルタコン酸尿症
325	遺伝性自己炎症疾患
326	大理石骨病
327	特発性血栓症(遺伝性血栓性素因によるものに限る。)
328	前眼部形成異常
329	無虹彩症
330	先天性気管狭窄症/先天性声門下狭窄症
331	特発性多中心性キヤッスルマン病

動物由来感染症対策の整備



- サルの輸入禁止及び輸入検疫制度
- ハクビシン、コウモリ、ヤワゲネズミ、ブレーリードッグ等の輸入禁止
- 獣医師の届出対象となる感染症としてエボラ出血熱等11疾病を指定
- 哺乳類、鳥類、げっ歯目又はうさぎ目に属する動物等を輸入する者は厚生労働大臣（検疫所）に輸出国政府機関が発行する衛生証明書を添付の上、必要事項を届出なければならないこととする「動物の輸入届出制度」

病原体等の所持等の規制の整備



- 1～4種病原体等の分類に応じた、所持等の禁止、許可、届出、施設等の基準の遵守による規制
- 病原体等の分類に応じた施設等の基準の設定
- 感染症発生予防規程の整備、病原体等取扱主任者の選任、運搬の届出等の所持者等の義務
- 病原体等取扱施設への立入検査、滅菌譲渡の方法の変更等の措置を命じること等厚生労働大臣等が当該施設等を監督

新型インフルエンザ対策の整備



- 入院等の措置を実施するとともに、政令により1類感染症相当の措置も可能とする
- 感染したおそれのある者に対する健康状況報告要請・外出自粛要請
- 発生及び実施する措置等に関する情報の公表
- 都道府県知事からの経過の報告
- 都道府県知事と検疫所長との連携強化

詳細データ② 日本国内における結核罹患率（平成28年末現在）

都道府県名		罹患率
罹患率の低い都道府県	山形県	7.2
	長野県	7.9
	宮城县	7.9
	秋田県	8.5
	福島県	8.6
罹患率の高い都道府県	大阪府	22.0
	東京都	17.2
	愛知県	16.9
	岐阜県	16.3
	徳島県	16.0

詳細データ③ 結核罹患率の国際比較

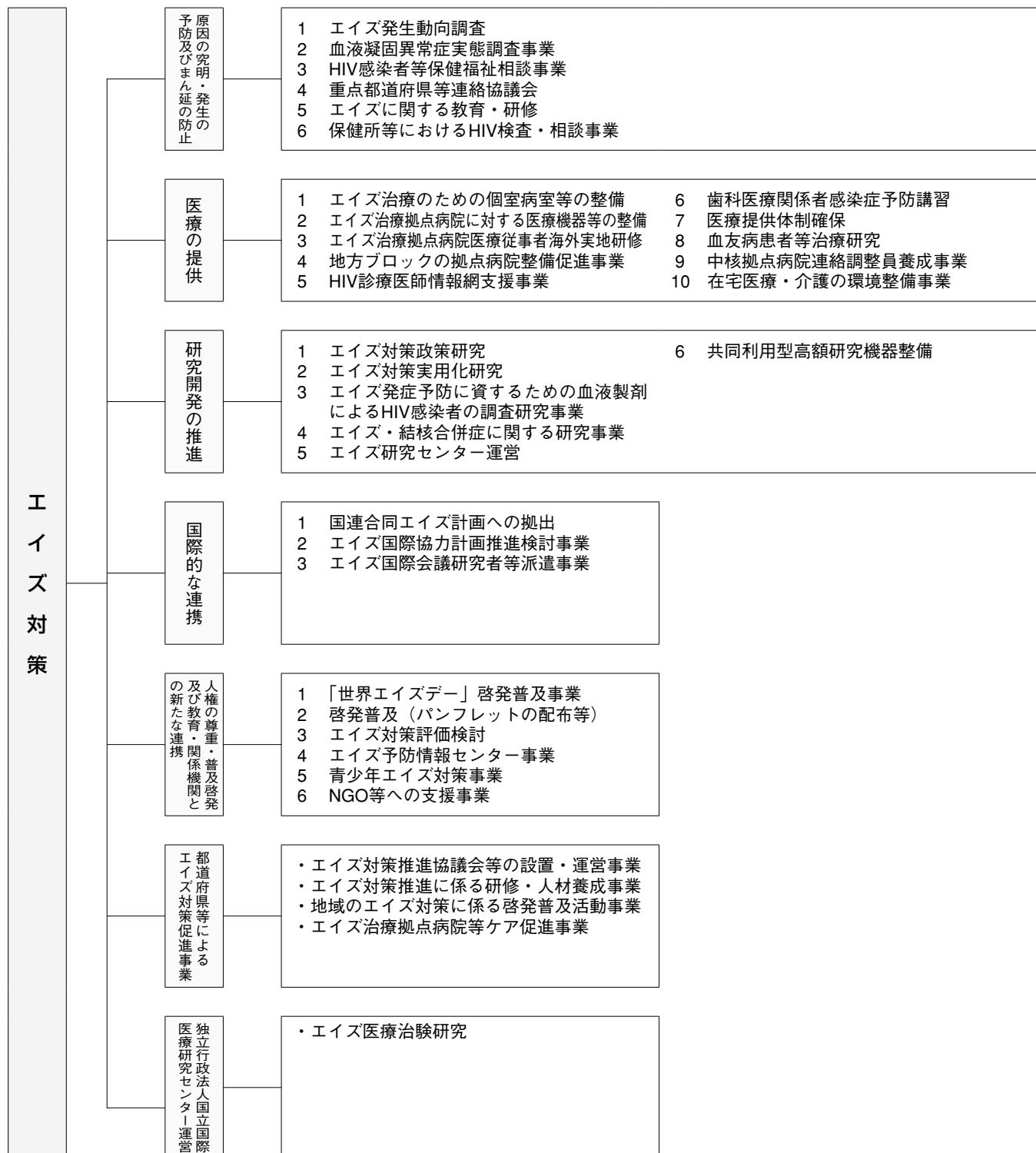
国名	罹患率
アメリカ	2.8
カナダ	4.6
スウェーデン	8.0
オーストラリア	5.2
オランダ	5.0
デンマーク	5.6
フランス	7.0
イギリス	9.0
日本	13.9

資料：WHO's global tuberculosis database
※データの年次は日本を除き2015年のものである。

エイズ対策

概 要

エイズ対策の概要



新型インフルエンザ対策

概 要

新型インフルエンザ対策

新型インフルエンザについて

これまで人の間で流行を起こしたことのないインフルエンザウイルスが、新たに人から人に感染するようになったものを新型インフルエンザという。毎年流行を繰り返す季節性のインフルエンザと異なり、ほとんどの人がそのウイルスに対する免疫をもっていないため、ウイルスが人から人へ効率よく感染し、世界的大流行（パンデミック）となるおそれがある。近年、アジア、中東、アフリカを中心に鳥から人に感染する高病原性鳥インフルエンザ（H5N1）が散発的に発生している。さらに中国では、鳥インフルエンザ（H7N9）の人への感染が報告されている。そのウイルスが変異して人から人に感染するようになった場合、国民の生命及び健康、並びに国民生活及び国民経済に重大な影響を与えるおそれがあるため、国として下記の対策を行っている。

（政府行動計画上の想定）

医療機関を受診する患者数	約1,300～2,500万人
入院患者数	約53～200万人
死者数	約17～64万人

主な経緯

2005年12月	「新型インフルエンザ対策行動計画」策定（鳥インフルエンザ等に関する関係省庁対策会議）
2008年5月	感染症法・検疫法改正（新型インフルエンザについて、新たな感染症の類型として「新型インフルエンザ等感染症」を規定し、入院勧告等の措置、停留等の水際対策などを法的に整備。また鳥一人感染のH5N1型インフルエンザを「鳥インフルエンザ（H5N1）」として二類感染症に規定）
2009年2月	感染症法の改正を受け、「新型インフルエンザ対策行動計画」（新型インフルエンザ及び鳥インフルエンザに関する関係省庁対策会議）を抜本的に改定
2009年4月	新型インフルエンザ（A/H1N1）発生
2011年3月	3月31日をもって、感染症法における「新型インフルエンザ等感染症」と認められなくなった旨の公表を行い、通常の季節性インフルエンザ対策に移行
2011年7月	予防接種法改正（新型インフルエンザ（A/H1N1）と同等の感染力は強いが、病原性の高くない新型インフルエンザを想定した新たな臨時接種について規定）
2011年9月	新型インフルエンザ（A/H1N1）対策の経験等も踏まえ、「新型インフルエンザ対策行動計画」（新型インフルエンザ対策閣僚会議）を改定
2012年4月	「新型インフルエンザ等対策特別措置法」が成立（新型インフルエンザ等の発生時の特別な措置等を法的に整備）
2013年6月	「新型インフルエンザ等対策政府行動計画」策定（閣議決定） 「新型インフルエンザ等対策ガイドライン」策定（新型インフルエンザ等及び鳥インフルエンザ等に関する関係省庁対策会議）
2016年3月	抗インフルエンザウイルス薬の備蓄方針見直し等に伴い、「新型インフルエンザ等対策ガイドライン」（新型インフルエンザ等に関する関係省庁対策会議）を一部改定
2017年9月	抗インフルエンザウイルス薬の備蓄量の変更等に伴い、「新型インフルエンザ等対策政府行動計画」（閣議決定）を一部変更及び「新型インフルエンザ等対策ガイドライン」（新型インフルエンザ等に関する関係省庁対策会議）を一部改定

主な予算事業

新型インフルエンザ医療機関等の体制整備	都道府県が確保した新型インフルエンザ患者入院医療機関等において、必要な病床及び医療資機材等の整備
新型インフルエンザ対策の普及啓発	個人や一般家庭、事業者などに対する普及啓発、医療現場などに国からの情報を直接届けるためのメールマガジンの発行
抗インフルエンザウイルス薬の備蓄	平成29年度末までに国と都道府県を合わせて約4,770万人分を備蓄
プレパンデミックワクチンの製造・備蓄	「危機管理上の重要性」の高いワクチン株の備蓄を優先。平成29年度はチンハイ株について備蓄量約1,000万人分を目標として不足となる100万人分を製造。
パンデミックワクチンの生産体制整備	全国民分を約半年で生産できるよう細胞培養法の生産体制整備

臓器移植及び造血幹細胞移植

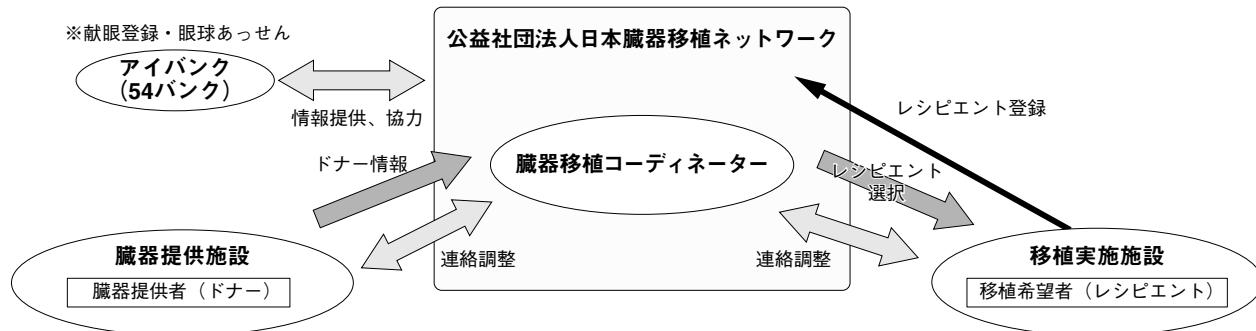
概要

臓器移植体制

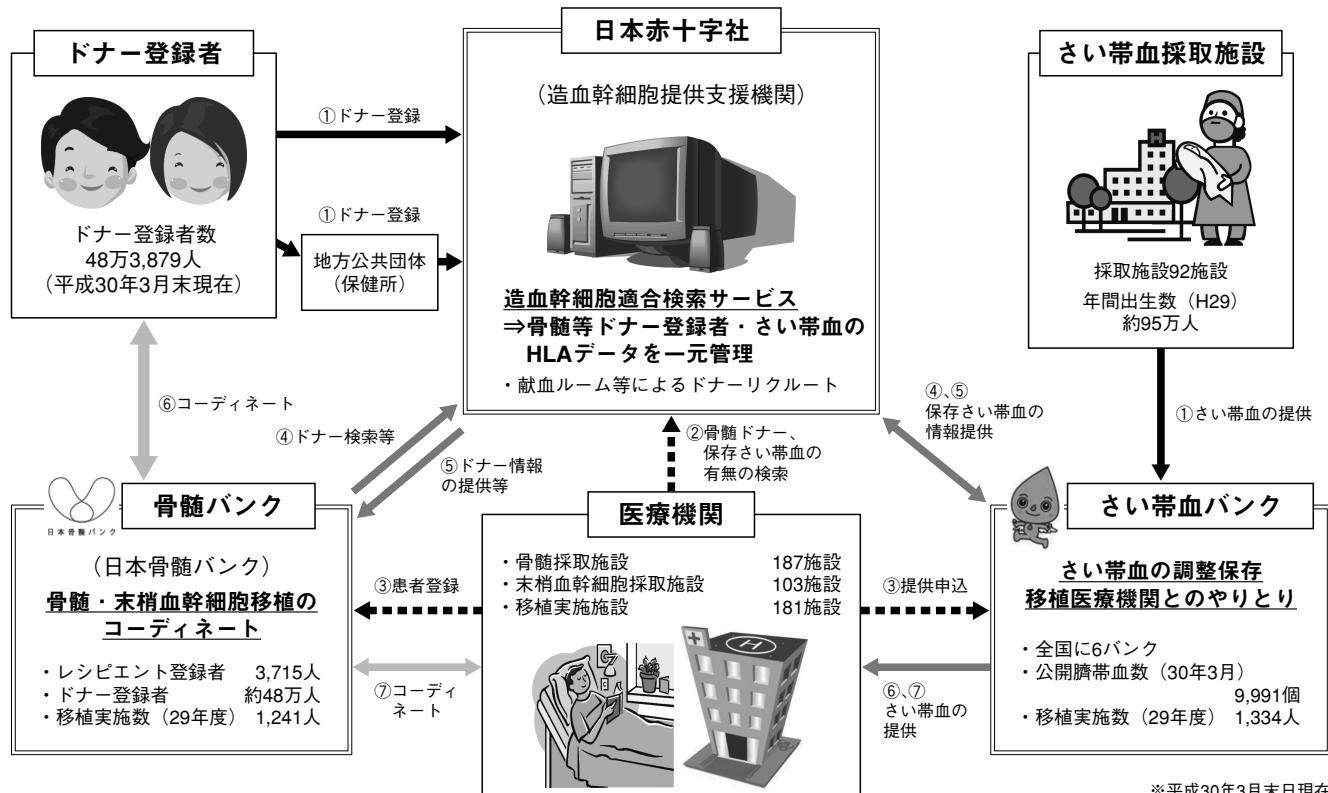
【臓器移植体制】

従前の腎臓移植体制を見直し、平成7年度から新たに全国を一元化した腎臓移植体制（ネットワーク）が発足した。さらに、平成9年10月に施行された「臓器の移植に関する法律」により多臓器移植が可能となり、それに対応したネットワークへと拡大を図った。現在、臓器移植については公益社団法人日本臓器移植ネットワークが中心となり、統一的な基準に基づき移植を受ける患者を選択するなど、公平かつ適正な臓器のあっせんを行っている。また、眼球（角膜等）の移植については別途全国54カ所のアイバンクが普及啓発を含むあっせん業務を行っている。

日本臓器移植ネットワーク体系図



造血幹細胞移植の実施体制

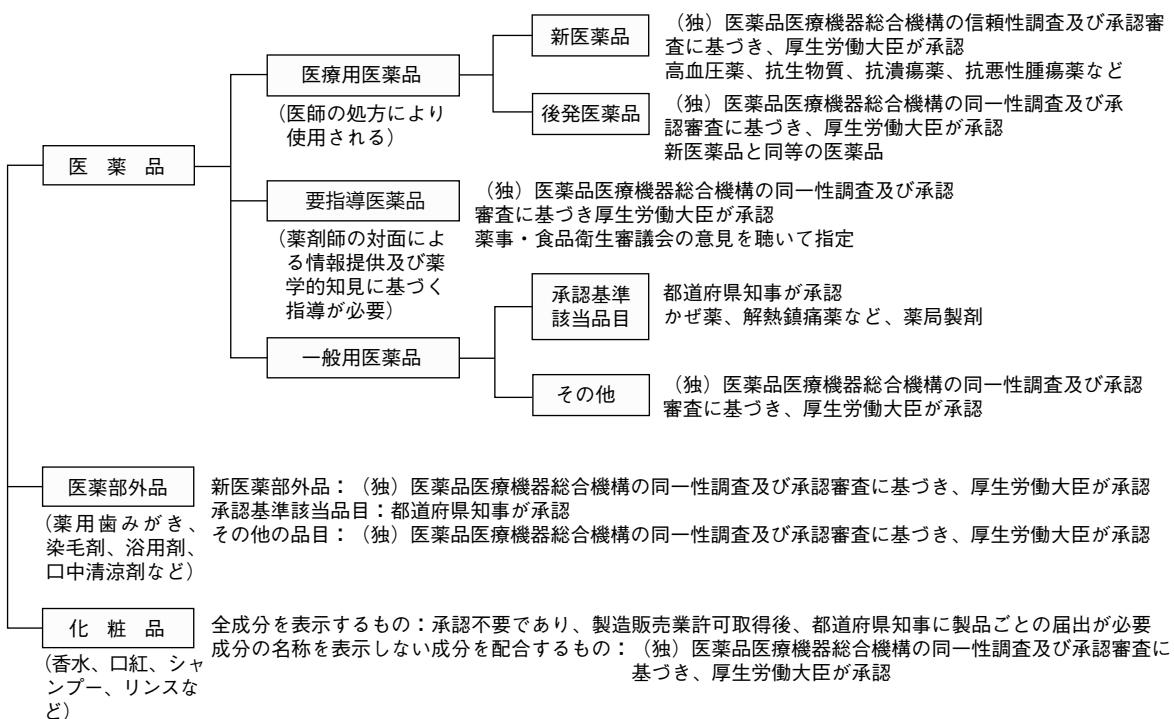


(4) 医薬品等

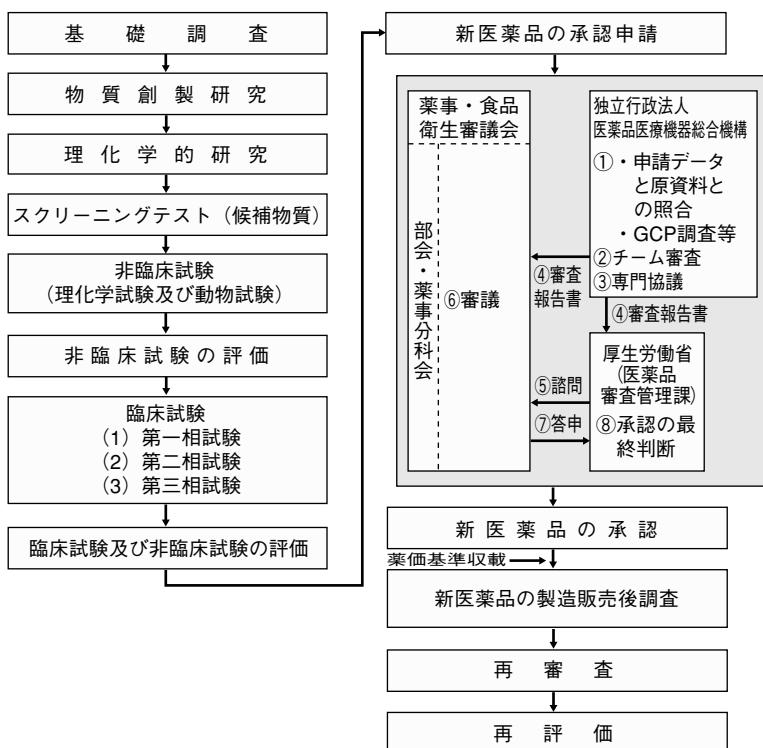
医薬品・医薬部外品・化粧品の承認・許可制度

概 要

医薬品等の承認審査の分類



新医薬品の承認審査の仕組み



新医薬品の承認審査

新医薬品の承認審査
新医薬品の品質・有効性及び安全性については、特に慎重な検討を必要とするため、基礎や臨床関係の多くの資料に基づいて、医学・薬学・獣医学・統計学の専門家からなる薬事・食品衛生審議会(厚生労働大臣の諮問機関)で審議を行い、その結果に基づいて厚生労働大臣が承認の可否を決定する仕組みとなっている。

非臨床試験のうち、動物(を用いた毒性)試験の実施に対しては「医薬品の安全性に関する非臨床試験の実施の基準」、臨床試験の実施に対しては「医薬品の臨床試験の実施の基準」が省令で定められており、それぞれの試験が適正に実施されるように規制されている。

医薬品等の製造販売業、製造業の許可

医薬品等の承認・許可制度が見直され、平成17年4月から、製品を市場へ出荷する製造販売業と、製造行為を行う製造業とに分離された。

許可に当たっては、製造販売業は品質管理、製造販売後安全管理の方法について、また、製造業は製造所の構造設備、製造管理及び品質管理の方法について、基準に適合することが調査される。

製造販売業の許可、一部の高度な製造技術を要するものを除く製造業の許可は、都道府県知事が与える。

(注) 新医薬品の承認申請のため必要とされる試験は、大きく分けて、非臨床試験(理化学試験及び動物試験)と臨床試験に分けられる。臨床試験は、上図のように、第一相試験(少数の健康人が対象)、第二相試験(少数の患者が対象)、第三相試験(多数の患者が対象)と順を追って実施される。

詳細データ① 医薬品等の製造販売業許可数

(平成29年末現在)

種 別	医薬品			医薬部外品	化粧品	計
		第1種医薬品	第2種医薬品			
製造販売業	1,108	278	830	1,389	3,753	6,250

資料：厚生労働省医薬・生活衛生局調べ。

(注) 都道府県知事が許可を与えることとなっている。(平成17年4月1日～)

詳細データ② 医薬品等の製造・輸入・製造販売の承認の実績（平成29年）

		医療用医薬品	要指導・一般用医薬品	医薬部外品	化粧品
製造	承認	997	427	1,754	0
販売	一部変更承認	2,696	150	228	0
承認 計		3,693	577	1,982	0

資料：厚生労働省医薬・生活衛生局調べ。

(注) 体外診断用医薬品を除く。

詳細データ③ 医薬品等の製造業許可数

(平成29年末現在)

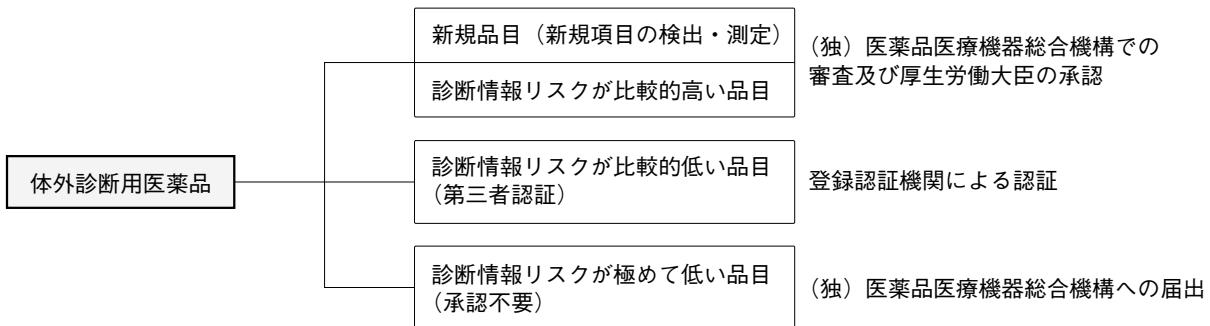
区 分	医薬品	医薬部外品	化粧品	計
製 造 業	2,183	1,802	3,664	7,649

資料：厚生労働省医薬・生活衛生局調べ。

(注) 平成7年4月1日から、都道府県知事が許可を与えることとなった。(但し、医薬品の一部を除く)

体外診断用医薬品の承認審査

概要 体外診断用医薬品の承認審査の仕組み



詳細データ① 体外診断用医薬品の製造販売業許可数

(平成29年末現在)

	体外診断用医薬品
製造販売業	150

資料：厚生労働省医薬・生活衛生局調べ。

(注) 都道府県知事が許可を与えることとなっている。

詳細データ② 体外診断用医薬品の製造販売承認の実績（平成29年）

	体外診断用医薬品
製造販売承認	69
製造販売承認事項一部変更承認	122
計	191

資料：厚生労働省医薬・生活衛生局調べ。

詳細データ③ 体外診断用医薬品の製造業登録数

(平成29年末現在)

	体外診断用医薬品
製造業	194

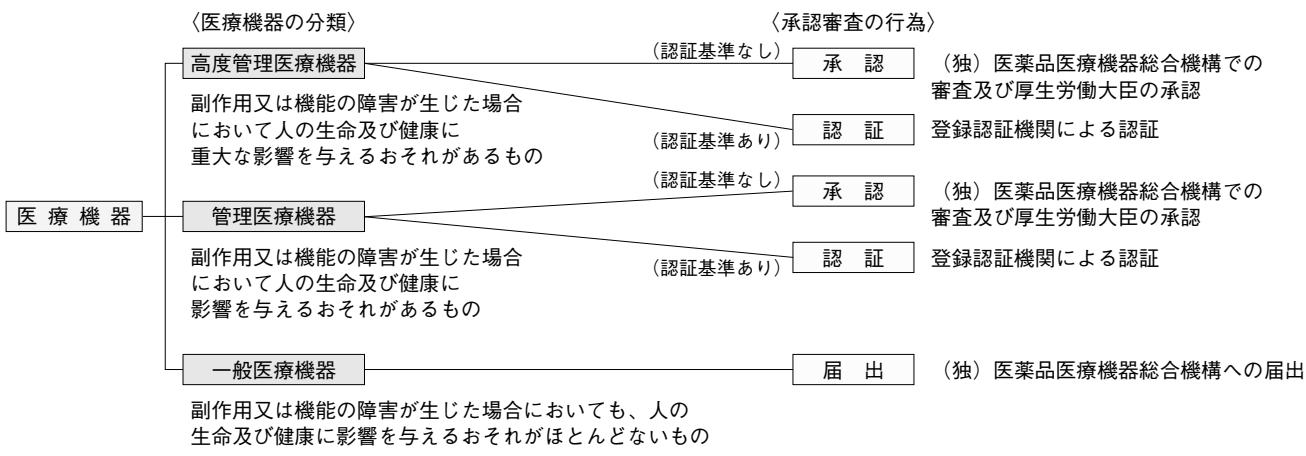
資料：厚生労働省医薬・生活衛生局調べ。

(注) 都道府県知事の登録を受けることとなっている。

医療機器の承認・許可制度

概要

医療機器の承認審査の仕組み



詳細データ① 医療機器の製造販売業許可数

(平成29年末現在)

種別	第1種医療機器	第2種医療機器	第3種医療機器	計
製造販売業	697	1,072	902	2,671

資料：厚生労働省医薬・生活衛生局調べ。

(注) 都道府県知事が許可を与えることとなっている。(平成17年4月1日～)

詳細データ② 医療機器の製造・輸入・製造販売の承認の実績（平成29年）

		医療機器
製造	承認	0
	一部変更承認	0
	計	0
輸入	承認	0
	一部変更承認	0
	計	0
製造販売 承認	承認	538
	一部変更承認	609
	計	1,147

資料：厚生労働省医薬・生活衛生局調べ。

詳細データ③ 医療機器の製造業等許可・登録数

(平成29年末現在)

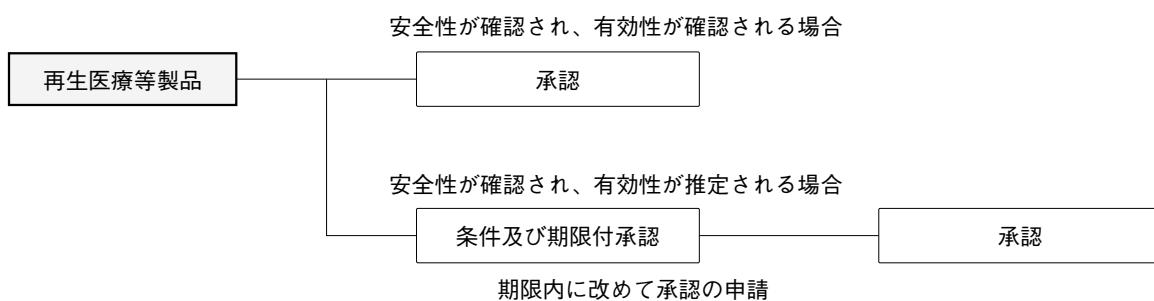
		医療機器
製造業		4,190
修理業		6,669

資料：厚生労働省医薬・生活衛生局調べ。

(注) 製造業については都道府県知事が登録を受けることとなっている。

修理業については都道府県知事が許可を与えることとなっている。

概要 再生医療等製品の承認審査の仕組み



詳細データ① 再生医療等製品の製造販売業許可数（平成29年）

	再生医療等製品
製造販売業	5

資料：厚生労働省医薬・生活衛生局調べ。

(注) 都道府県知事が許可を与えることとなっている。

詳細データ② 再生医療等製品の製造販売承認の実績（平成29年）

	再生医療等製品
製造販売承認	0
製造販売承認事項一部変更承認	1
計	1

資料：厚生労働省医薬・生活衛生局調べ。

詳細データ③ 再生医療等製品の製造業許可数

(平成29年末現在)

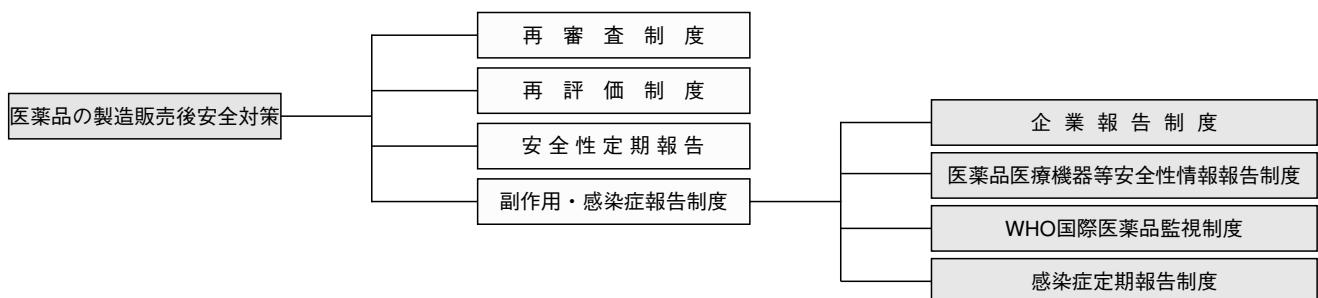
	再生医療等製品
製造業	4

資料：厚生労働省医薬・生活衛生局調べ。

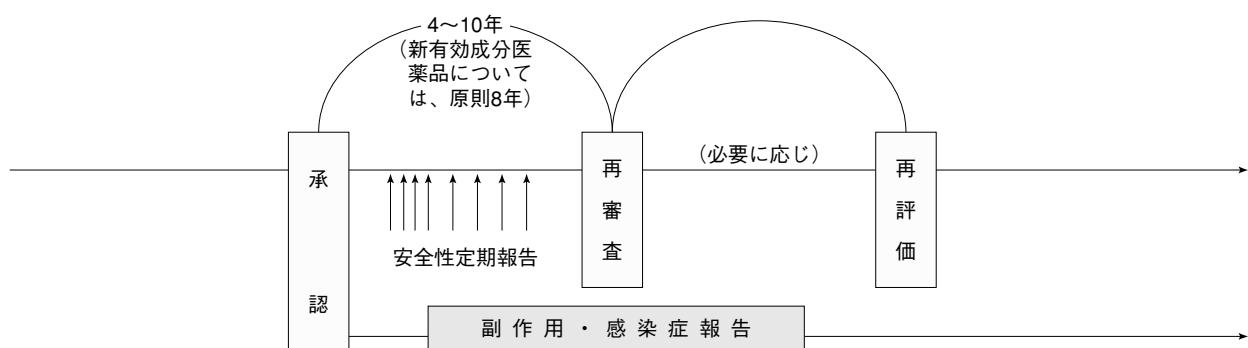
医薬品・医療機器の製造販売後対策

概 要

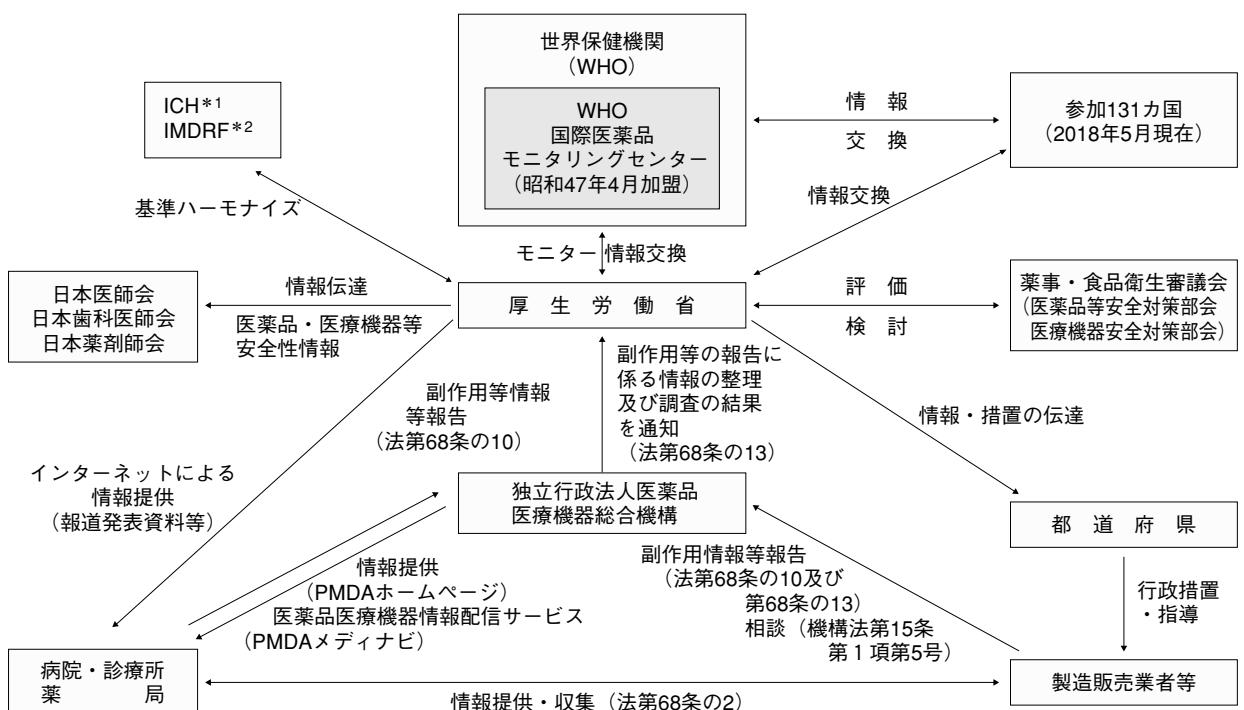
医薬品の製造販売後の安全対策の仕組み



医薬品の製造販売後調査と再審査・再評価の流れ



副作用等報告制度の概略



*1: 医薬品規制調和国際会議

*2: 国際医療機器規制当局フォーラム

(2)

保健
医療**詳細データ⑤ 医薬部外品／化粧品^{注1)} の副作用等報告数の推移**

年 度	医薬部外品（国内）	化粧品（国内）
平成26年度	561	116
27年度	323	114
28年度	146	71
29年度	119	97

注1) 平成26年4月1日の薬事法施行規則及び医薬品、医薬部外品、化粧品及び医療機器の製造販売後安全管理の基準に関する省令の一部を改正する省令施行後の報告が義務化された。

資料：厚生労働省医薬・生活衛生局調べ。

詳細データ⑥ 最近5年間の医療機器の不具合等報告数の推移

年 度	製造販売業者からの報告 (単位：件)					医薬関係者からの 不具合報告(単位：例)
	不具合報告 ^{注1)}	感染症報告 ^{注2)}	研究報告	外国措置報告	感染症定期報告	
平成25年度	25,554	0	5	1,669	75	489
26年度	30,618	0	20	1,779	73	420
27年度	43,997	0	598	1,742	68	406
28年度	48,563	0	1,289	2,144	67	548
29年度	50,887	0	2,701	2,437	56	441

注1) 不具合報告には外国症例も含む。

注2) 国内症例の報告

資料：厚生労働省医薬・生活衛生局調べ。

詳細データ⑦ 再生医療等製品の不具合等報告数の推移

年 度	製造販売業者からの報告 (単位：件)					医薬関係者からの 不具合報告(単位：例)
	不具合報告 ^{注2)}	感染症報告 ^{注3)}	研究報告	外国措置報告	感染症定期報告	
平成26年度 ^{注1)}	12	0	0	0	5	0
27年度	35	0	0	0	14	0
28年度	88	0	0	0	34	0
29年度	110	0	0	0	34	0

注1) 平成26年11月25日の医薬品医療機器法施行後の報告件数

注2) 再生医療等製品の不具合報告には、外国症例も含む。

注3) 国内症例の報告

資料：厚生労働省医薬・生活衛生局調べ。

医薬品副作用被害救済制度及び生物由来製品感染等被害救済制度

概要

[医薬品副作用被害救済制度]

医薬品を適正に使用したにもかかわらず発生した副作用による健康被害に対し、民事責任とは切り離して、各種の救済給付を行い、患者または家族の迅速な救済を図ることを目的としている。

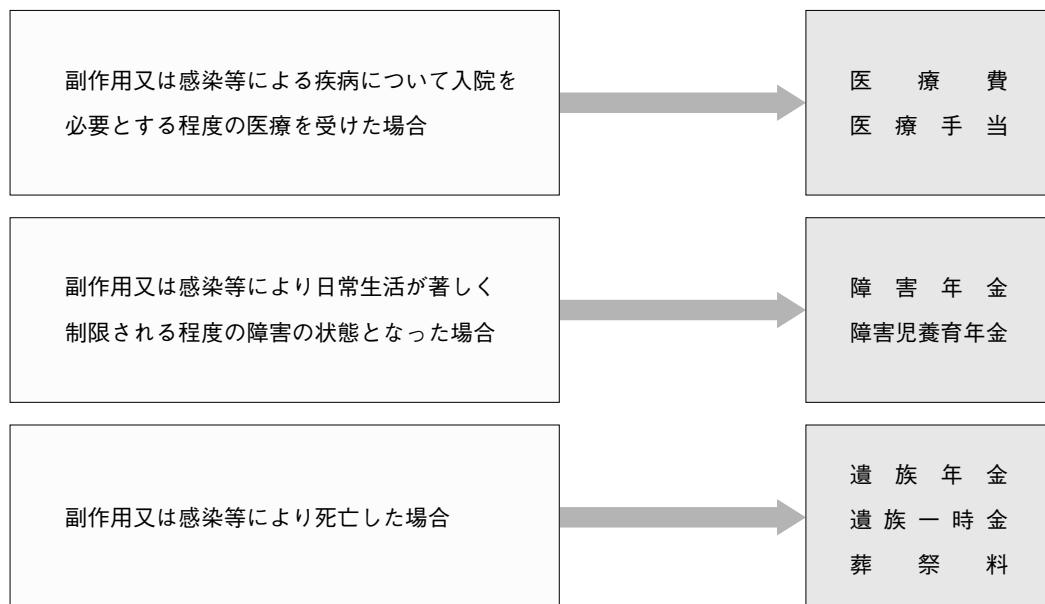
[生物由来製品感染等被害救済制度]

生物由来製品を適正に使用したにもかかわらず発生した感染等による健康被害に対し、民事責任とは切り離して、各種の救済給付を行い、患者または家族の迅速な救済を図ることを目的としている。

[実施主体]

独立行政法人医薬品医療機器総合機構

[救済給付の種類]



[既発生被害の救済に関する業務]

昭和54年度から、スモン被害の和解患者に対して製薬企業及び国から委託を受け、健康管理手当等の支払などを行っている。

[血液製剤によるエイズ患者等のための救済事業等]

平成5年度から、エイズ発症前の血液製剤によるHIV（エイズウイルス）感染者に対し、日常生活の中での発症予防・健康管理のため、健康管理費用を支給し、健康状態を報告してもらうことによりHIV感染者の発症予防に役立てるための調査研究を行っている。

また、平成8年度からエイズ発症者で裁判上の和解が成立した者に対し、エイズ発症に伴う健康の管理に必要な費用の負担を軽減するための健康管理支援事業を行っている。

詳細データ 医薬品副作用被害救済給付状況の推移（各年度末現在）

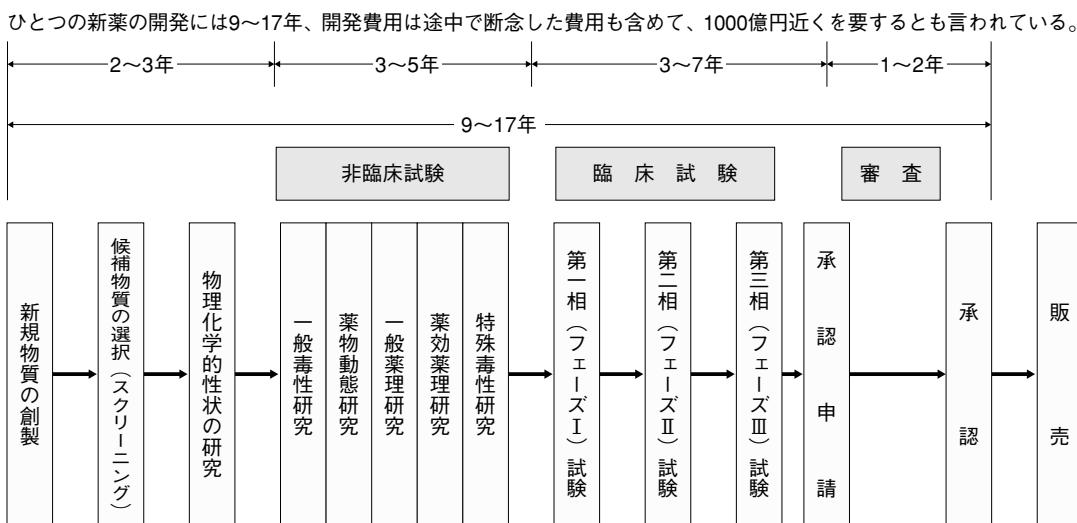
	1980(昭和55) ~99(平成11)年度	2000 (平成12)	2001 (平成13)	2002 (平成14)	2003 (平成15)	2004 (平成16)	2005 (平成17)	2006 (平成18)	2007 (平成19)	2008 (平成20)	2009 (平成21)	2010 (平成22)	2011 (平成23)	2012 (平成24)	2013 (平成25)	2014 (平成26)	2015 (平成27)	2016 (平成28)
支給金額 (千円)	8,705,179	935,148	1,022,185	1,055,985	1,204,243	1,262,647	1,587,567	1,582,956	1,696,525	1,798,706	1,783,783	1,867,190	2,058,389	1,920,771	1,959,184	2,113,286	2,086,902	2,267,542
請求件数 (件)	3,814	480	483	629	793	769	760	788	908	926	1,052	1,018	1,075	1,280	1,371	1,412	1,566	1,843
支給件数 (件)	2,965	343	352	352	465	513	836	676	718	782	861	897	959	997	1,007	1,204	1,279	1,340

資料：独立行政法人医薬品医療機器総合機構調べ。

医薬品の研究開発と医薬品産業

概要

新薬開発の過程と期間



詳細データ

医薬品製造販売業等の規模別内訳

区分	企業数 (社)	医薬品売上高 (億円)		うち医療用医薬品 (億円)	構成比
		構成比			
資本金1億円未満	149	45.3%	4,405	3.4%	2,950 2.8%
1~50億円	118	35.9%	31,159	23.8%	25,209 23.7%
50億円以上	62	18.8%	95,084	72.8%	78,137 73.5%
合計	329	100.0%	130,648	100.0%	106,295 100.0%

資料：厚生労働省医政局「平成27年度医薬品産業実態調査報告書」

注1) 平成28年3月31日現在において医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律に基づき医薬品製造販売業の許可を受けて医薬品を製造販売している者のうち、日本製薬団体連合会の業態別団体（15団体）に加盟している企業を対象とした。

注2) 表中の数値については、端数処理の関係上合計と一致しないことがある。

医療機器

概要

医療機器の生産額等

(単位：億円、%)

年次	生産額	前年比	輸出額	輸入額	国内出荷額
1979（昭和54）年	5,669	23.1	—	—	—
1989（平成元）年	12,195	9.9	2,266	2,972	12,819
1999（平成10）年	15,075	-0.4	3,273	8,345	19,298
2005（平成17）年	15,724	2.5	4,739	10,120	20,695
2006（平成18）年	16,883	7.4	5,275	10,979	24,170
2007（平成19）年	16,845	-0.2	5,750	10,220	21,727
2008（平成20）年	16,924	0.5	5,592	10,907	22,001
2009（平成21）年	15,762	-6.9	4,752	10,750	21,829
2010（平成22）年	17,134	8.7	4,534	10,554	22,856
2011（平成23）年	18,085	5.5	4,809	10,584	23,525
2012（平成24）年	18,952	4.8	4,901	11,884	25,894
2013（平成25）年	19,055	0.5	5,305	13,008	26,722
2014（平成26）年	19,895	4.4	5,723	13,685	27,655
2015（平成27）年	19,456	-2.2	6,226	14,249	27,173

資料：厚生労働省医政局「平成27年薬事工業生産動態統計年報」

詳細データ

医療機器分類別生産金額

(単位：億円、%)

分類	生産金額	構成比	代表例
1 処置用機器	5,208	26.8	滅菌済み血管処置用チューブ及びカテーテル、 滅菌済み輸液セット
2 画像診断システム	2,920	15.0	全身用X線CT装置、 汎用超音波画像診断装置
3 生体機能補助・代行機器	2,714	14.0	ステント 人工股関節
4 生体现象計測・監視システム	2,054	10.6	電子内視鏡、 血圧計
5 医用検査機器	1,807	9.3	ディスクリート方式臨床化学自動分析装置、 血球計数装置
6 歯科材料	1,328	6.8	歯科鋳造用金銀パラジウム合金、 歯科用セラミックス
7 家庭用医療機器	942	4.8	家庭用電気マッサージ器、 耳穴型補聴器
8 画像診断用X線関連装置及び用具	492	2.5	画像記録用フィルム、 直接撮影用フィルム
9 眼科用品及び関連製品	500	2.6	視力補正用眼鏡レンズ、 コンタクトレンズ
10 その他	1,491	7.6	
合計	19,456	100.0	

資料：厚生労働省医政局「平成27年薬事工業生産動態統計年報」

薬局

概 要

医薬分業とは、医師が患者に処方箋を交付し、薬局の薬剤師がその処方箋に基づき調剤を行い、医師と薬剤師がそれぞれの専門分野で業務を分担し国民医療の質的向上を図るものである。

【医薬分業の利点】

- 1) 薬局薬剤師が患者の状態や服用薬を一元的・継続的に把握し、処方内容をチェックすることにより、複数診療科受診による重複投薬、相互作用の有無の確認などができる、薬物療法の有効性・安全性が向上すること。
- 2) 薬の効果、副作用、用法などについて薬剤師が、処方した医師・歯科医師と連携して、患者に説明（服薬指導）することにより、患者の薬に対する理解が深まり、調剤された薬を用法どおり服用することが期待でき、薬物療法の有効性、安全性が向上すること。
- 3) 使用したい医薬品が手元に無くても、患者に必要な医薬品を医師・歯科医師が自由に処方できること。
- 4) 処方箋を患者に交付することにより、患者が自身の服用する薬について知ることができること。
- 5) 病院薬剤師の外来調剤業務が軽減することにより、本来病院薬剤師が行うべき入院患者に対する病棟活動が可能となること。

詳細データ 薬局数及び処方箋枚数の推移

年 次	薬局数	処方箋枚数 (万枚／年)	1,000人当たり処方 箋枚数 (枚／月)	処方箋受取率全国平均 (%)
1989 (平成元) 年度	36,670	13,542	95.2	11.3
1990 (平成2) 年度	36,981	14,573	105.4	12.0
1991 (平成3) 年度	36,979	15,957	111.7	12.8
1992 (平成4) 年度	37,532	17,897	125.8	14.1
1993 (平成5) 年度	38,077	20,149	140.6	15.8
1994 (平成6) 年度	38,773	23,501	161.0	18.1
1995 (平成7) 年度	39,433	26,508	182.5	20.3
1996 (平成8) 年度	40,310	29,643	210.0	22.5
1997 (平成9) 年度	42,412	33,782	238.1	26.0
1998 (平成10) 年度	44,085	40,006	278.8	30.5
1999 (平成11) 年度	45,171	45,537	307.3	34.8
2000 (平成12) 年度	46,763	50,620	348.6	39.5
2001 (平成13) 年度	48,252	55,960	393.7	44.5
2002 (平成14) 年度	49,332	58,462	393.0	48.8
2003 (平成15) 年度	49,956	59,812	418.8	51.6
2004 (平成16) 年度	50,600	61,889	368.7	53.8
2005 (平成17) 年度	51,233	64,508	425.2	54.1
2006 (平成18) 年度	51,952	66,083	442.5	55.8
2007 (平成19) 年度	52,539	68,375	481.0	57.2
2008 (平成20) 年度	53,304	69,436	483.0	59.1
2009 (平成21) 年度	53,642	70,222	494.1	60.7
2010 (平成22) 年度	53,067※	72,939	486.6	63.1
2011 (平成23) 年度	54,780	74,689	498.3	65.1
2012 (平成24) 年度	55,797	75,888	533.3	66.1
2013 (平成25) 年度	57,071	76,303	510.2	67.0
2014 (平成26) 年度	57,784	77,558	509.3	68.7
2015 (平成27) 年度	58,326	78,184	513.1	70.0

資料：薬局数（厚生労働省調べ、1996年までは各年度12月31日現在、1997年以降は、各年度末現在）、処方箋枚数、1,000人当たり処方箋枚数、処方箋受取率（日本薬剤師会調べ）

(注) 処方箋受取率の計算の仕方

$$\text{処方箋受取率} (\%) = \frac{\text{薬局への処方箋枚数}}{\text{外来処方件数 (全体)}} \times 100$$

※東日本大震災の影響で宮城県は含まれていない。

血液事業

概要

[血液製剤]

血液製剤とは人の血液からつくられた医薬品を総称して呼び、輸血用血液製剤、血漿分画製剤に大別される。このうち輸血用血液製剤はそのすべてを献血により確保している。

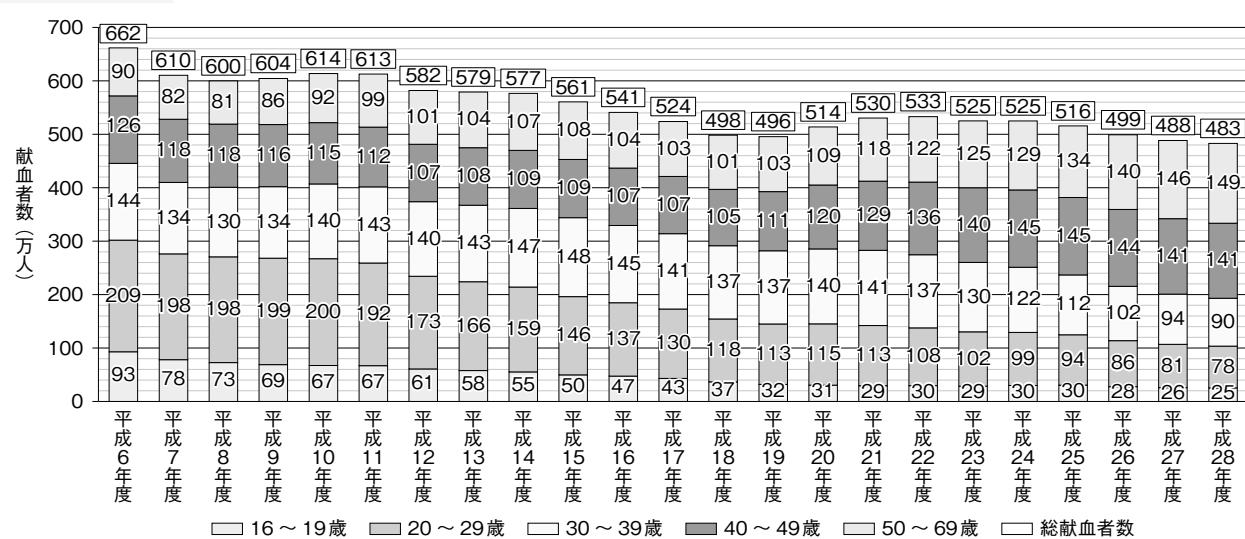
一方、血漿分画製剤のうち、血液凝固因子製剤は、そのすべてを献血により確保している。その他アルブミン製剤、抗HBs人免疫グロブリン製剤等については、いまだに製剤や原料を海外から輸入しており倫理性の面からも問題を指摘されている。このため、これらの血漿分画製剤についても国内自給を図るための取組みを行っている。

分類	種類	適応症
輸血用血液製剤	赤球製剤	造血器疾患に由来する貧血、慢性出血等
	血漿製剤	肝障害、播種性血管内凝固(DIC)、血栓性血小板減少性紫斑病(TTP)、溶血性尿毒症症候群(HUS)等
	血小板製剤	活動性出血、外科手術の術前状態、大量輸血時、播種性血管内凝固(DIC)、血液疾患等
血漿分画製剤	アルブミン製剤	出血性ショック、ネフローゼ症候群、難治性腹水を伴う肝硬変等
	免疫グロブリン製剤	無または低グロブリン血症、重症感染症、川崎病等
	血液凝固因子製剤	血液凝固因子欠乏症患者に対する凝固因子の補充

[献血の状況]

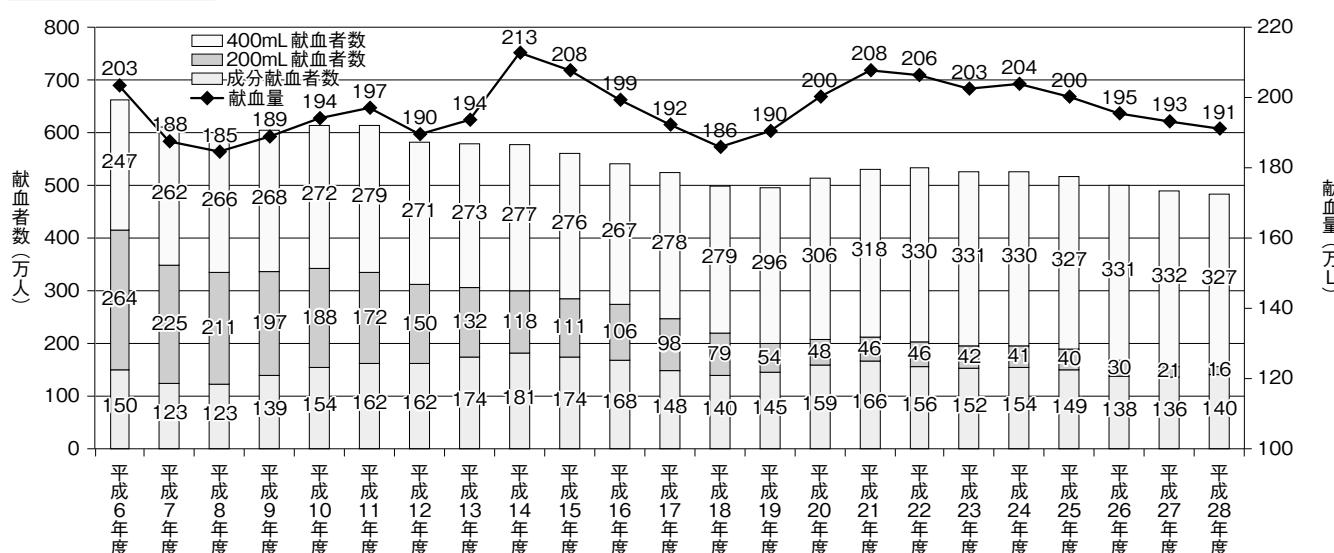
献血者数は近年減少傾向であり、年代別に見ると、平成28年度は前年度と比較して10歳代から30歳代で減少している。また、従来より献血は200mLのほか、400mL献血及び成分献血が導入されているが、近年では、400mL献血及び成分献血が主流になっている。

詳細データ① 献血者数の推移



資料：日本赤十字社調べ／厚生労働省医薬・生活衛生局作成

詳細データ② 血液確保量及び採血種類別採血人数



(5) 健康危機管理体制

健康危機管理体制

概 要

厚生労働省健康危機管理体制のイメージ図

